

7. 福祉・保健・医療

1 少子社会対策の推進

1 子供・子育て支援における施策の充実【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・子供政策連携室・産業労働局)

(1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

<現状・課題>

国の子ども・子育て会議では、新制度による子供・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」の実現のためには、1兆円超の財源が必要とされていたが、新制度が施行された平成27年度以降、予算措置額は7千億円の範囲となっている。子育て支援施策の更なる拡充を進めるためには一層の財源確保が必要である。

また、国は令和5年3月に「こども・子育て政策の強化について（試案）」を取りまとめ、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策として、7年ぶりの職員配置基準改善と保育士等の更なる処遇改善を検討することとしている。

公定価格の地域区分については、令和2年度に、国家公務員等の地域手当の設定がある区市町村で、より支給割合の高い自治体に囲まれている場合は、囲んでいる自治体のうち、支給割合が最も近い自治体の地域区分まで引き上げる見直しが行われた。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圈や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

また、公定価格の地域区分については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすること。

(2) 多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所の実績を認め、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

<現状・課題>

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応するなど、都の保育施策の重要な柱の一つとなっている。こうした実績があるにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

<具体的要求内容>

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

(1) 区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

(2) 3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

(3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

<現状・課題>

都は、愛称「育業」の活用などにより、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える社会全体のマインドチェンジを進め、望む人誰もが「育業」できる気運の醸成に取り組んでいるところであるが、同時に、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、更なる育児休業制度の充実を図ることが重要である。

育児・介護休業法等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67パーセント、その後は50パーセントとされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

<具体的要求内容>

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (3) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

(4) 多子世帯に対する支援を拡充すること。

<現状・課題>

国の制度の多子世帯の保育料負担軽減は、年収360万円未満の世帯や第1子が保育所等を利用している世帯が対象であり、収入制限や年齢制限がある。さらに、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

都は、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた全ての

多子世帯の保育料の負担を軽減しており、令和5年度からは第二子の保育料を無償化することとしている。

< 具体的要求内容 >

多子世帯への保育料負担軽減の第1子の年齢制限や、収入制限を撤廃するとともに、第二子の保育料の無償化や一定の基準を満たす認可外保育施設等多子世帯への保育料負担軽減の対象施設とするなど、多子世帯に対する支援を拡充すること。

(5) 保育士登録制度の見直し等に向けた検討、必要な法整備等を行うこと。

< 現状・課題 >

令和3年5月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）では、幼稚園教諭や保育教諭を含む教員について、資格管理の厳格化が法定化されたほか、附帯決議において、わいせつ行為を行った保育士の実態調査を進めるとともに、早期に保育士資格についても、教員と同様の仕組みを検討することとされていた。

令和4年6月「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が成立し、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化が盛り込まれた。改正の具体的内容としては、保育士の欠格事由に係る登録禁止期間の延長や、保育士の取消事由に「児童へのわいせつ行為を行ったと認められる場合」の追加、児童へのわいせつ行為により保育士登録を取り消された者の再登録時の審査の仕組みの導入が明記されている。令和5年3月には「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和5年3月27日付子発0327第5号局長通知）が発出されたが、どのような場合にわいせつ行為を行ったと認められるのか、また、どのような場合に再登録が可能となるのかなどの詳細は示されていない。保育士資格は国家資格であることから、都道府県によってその取扱いに差異が生じることは適当でなく、全国統一の明確な基準が必要である。

また、わいせつ行為により登録を取り消された者について、再登録時の審査の仕組みが導入されるものの、現行の保育士登録の手続き上、申請者が新規登録希望者であるか、再登録希望者であるか、確認することはなく、犯罪歴等の確認についても自己申告である。児童へわいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースが整備され、雇用主が保育士の雇用の際に当該情報を活用できることになる旨も明記されたが、保育士登録の審査において、当該データベースの活用は想定されておらず、不適切な再登録の防止にはつながらない。

< 具体的要求内容 >

わいせつ行為を行った保育士の取消及び再登録について、早期に統一的かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示すること。また、わいせつ行為を行った

保育士等の情報に係るデータベースについて、再登録時も含め、効果的に活用できる方策を検討した上で、早期に整備すること。

(6) 自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和5年2月の人口動態統計速報において、我が国の出生数は年間80万人を下回り、もはや少子化は一刻の猶予もない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、都は、0歳から18歳までの子供を対象に、1人当たり月額5千円、年額6万円を給付する取組を実施することとしているが、自治体が独自に行う経済的給付は、現在の所得税法では課税対象となる。一方、国の制度である児童手当は、課税対象外となっている。

<具体的要求内容>

自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

2 保育施設に対する指導検査の強化

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉保健局)

認可保育所等に対する指導検査の実効性を確保するため、法改正等を行うこと。

<現状・課題>

都内の保育施設において、児童に対する虐待や保育士配置の偽装等の重大事案が発生しており、児童の安全・安心や、保育施設の適正な運営を確保できるよう、保育施設に対して、速やかに指導検査を実施しているが、児童福祉法に基づく指導検査が拒否されるなど、事実確認が困難となる事例も発生しており、より実効性の高い指導検査をすることが求められている。

児童福祉法上、認可保育所に対する指導検査は、応じる義務がないことから、検査拒否の場合には、都道府県は事実確認ができない。また、改善勧告は、法令に違反している場合や児童福祉に有害である場合などに実施できるものとされており、検査拒否により、運営実態が確認できない場合には、指導する権限を行使できない。

また、保育事業には、社会福祉法人のほか株式会社等の多様な事業者が参入しており、区市町村の域外や都道府県を超えて広域展開している事業者が存在している。こうした事業者は、都道府県域を超えて保育士の人事異動や資金移動を行

っており、保育施設に対する指導検査において、他県にある施設の運営状況について、確認が必要となる場合があるが、指導検査に応じる義務が保育事業者には無いことから、情報提供に応じない事業者が存在する。

保育サービスの拡大に伴い全国的に事業展開する事業者が増加する中、指導検査において、都道府県間での情報共有の必要性が増している。しかしながら、国は、都道府県と管内市町村の連携については、相互に情報共有を行うよう通知しているが、都道府県域を超えた事業者の情報については、相互の情報共有を行うことを求めている。その結果、都道府県域を超えて情報提供を依頼した場合においても個人情報の保護を目的として、情報提供が行われない場合がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 行政による指導検査の実効性を確保するため、認可保育所や幼保連携型認定こども園をはじめとする児童福祉施設等、特定教育・保育施設等が指導検査を拒否や妨害をした場合についても、指導権限の行使が可能となるよう、改善勧告や公表等の対象とする法改正を行うこと。
- (2) 都道府県域を超えた情報共有により適切な事業者指導が可能となるよう、個人情報を含む指導検査に必要な情報共有の取扱いを明示すること。

3 多様な保育ニーズに対応するための支援の充実【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・財務省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

< 現状・課題 >

都においては、待機児童の解消に向け、保育の受け皿確保は引き続き課題となっている。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きくかい離している。平成29年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、平成30年度からは、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の10分の9に縮小されている。また、国は定期借地権設定のための一時金加算の創設など、土地借料への支援の充実を図っているが、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

就学前教育・保育施設整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂ぼ

こり対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

都内の一部の自治体では、大規模マンションの建設地域や通勤等の利便性が高い駅周辺等に保育ニーズが集中し、その他の周辺地域では空きが発生するなど、自治体の中でも保育サービスの地域偏在が生じており、今後は、マッチングの促進など、地域の実情に応じた支援を充実していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。
- (3) 就学前教育・保育施設整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。
- (4) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (5) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。
- (6) 地域の実情に応じた保育の受け皿確保が進むよう、広域的保育所等利用事業の実施促進に向けた改善等、支援を充実すること。

(2) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

<具体的要求内容>

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。

また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

(3) 安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舍借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

<現状・課題>

保育所待機児童の解消に伴う近年の保育所整備等の増加により、都内における保育人材の需要が大きく伸びている。令和3年度から令和6年度末までに全国で約14万人分の保育の受け皿を整備するためには、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。

保育士宿舍借り上げ支援事業は、平成29年度から、採用後10年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和5年度は、採用後7年目までに縮小される見込みである。また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

また、平成30年度からは、待機児童数が50人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和2年度からは、直近2か年の待機児童数が連続して50人未満かつ直近2か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和3年度からは、直近2か年の有効求人倍率が連続して2未満の区市町村について、対象が採用後5年目までとされたほか、平成30年度から、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の4分の3に縮小されている。

さらに、令和2年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。キャリアアップ研修受講修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、詳細が示されていない。

また、eラーニングによる研修実施について、国は調査研究結果を取りまとめたが、具体的な実施方法は各都道府県に委ねられており、全国で一定の水準が求められる研修の質に差が生じる懸念がある。

さらに、国は、保育所等における園内研修の受講により、キャリアアップ研修の研修時間を最大4時間短縮できるとしたが、その運用方法について、詳細が示されていない。

なお、国は、令和4年度をめどに本研修の受講を処遇改善等加算Ⅱに係る要件とすることを目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による研修の中止及び延期を踏まえた研修の受講状況や実施状況調査結果を基に、令和3年9月に研修修了要件の取扱いについて示した。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、貸付実績の伸びに伴う事務量の増加により、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。

平成24年度から開始した保育士修学資金貸付事業は、5年間の就労により奨学金の返済が免除となる仕組みが設けられたが、事業開始以前に一般の奨学金制度を利用して資格を取得した保育士については、一定期間の就労に対する奨学金の返済免除の仕組みがない。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じていることに加え、処遇改善等加算Ⅰは都道府県をまたいで配分調整を行うことが可能となっているため、加算額の大部分が同一事業者の他道府県の保育所等に配分される実態もある。

<具体的要求内容>

- (1) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や有効求人倍率にかかわらず補助対象となる採用後の年数を同一とすること。また、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。
さらに、交付額が4分の3に縮小された区市町村について従前の算出方法に見直すこと。
加えて、区市町村別に補助基準額を設定する場合、現基準より減額され、周辺自治体と比較して低い額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。
- (2) 保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築するとともに、eラーニングによる研修実施方法や園内研修の取扱いについて、全国統一のスキームを詳細に示すこと。また、研修終了要件の適用時期について、引き続き新型コロナウイルス感染症による受講状況への影響を把握し、必要に応じて見直すこと。
- (3) 保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。
- (4) 平成24年度以前に奨学金制度を利用して資格を取得した保育士に対し、一定期間保育士として就労した場合、奨学金の返済を支援する制度を設けること。
- (5) 支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や事務職員雇上費加算等、給付費を増額すること。
- (6) 処遇改善等加算Ⅰについて、同一法人の他の教育・保育施設の職員への配分額に上限を設けること。

4 多様な保育サービスの充実

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉保健局)

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後10時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

<現状・課題>

国制度における夜間保育の運営に対する支援は、給付費の夜間保育加算や延長保育事業がある。

夜間保育加算は認可の夜間保育所のみ対象となり、通常の認可保育所は対象とならないことに加え、その開所時間は、午後10時までが原則とされており、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応できていない。

夜間保育所が午後10時以降開所した場合については、令和2年度から、延長保育事業の補助単価が拡充された。しかしながら、認可保育所は対象とならないことに加え、その拡充内容が深夜の運営に要する費用として不十分である。

また、夜間保育所は、認可保育所に併設して実施することも可能であるが、保育室等の直接児童の保育の用に供する設備や保育士については、運用に支障が生じない範囲であっても、併設された認可保育所との共用が認められていない。

このように、既存の国の制度は、夜間保育の推進に効果的な制度となっていないため、夜間の保育サービスの整備が進んでいない。その結果、深夜帯の保育を必要とする保護者は、主にベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない状況となっている。

また、夜間保育の実施に当たっては、夜間の生活の場に相応しい保育を提供する必要があるが、保育所保育指針は、夜間を想定した内容となっていないため、夜間保育の質の確保・向上を図るための仕組みがない。

こうした状況を受け、都は独自に夜間保育に取り組む認証保育所に対し、夜間の割増賃金等への支援を実施しており、夜間の保育において留意すべき事項を示している。

<具体的要求内容>

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後10時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

5 企業が取り組む次世代育成支援の推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の施行や労働者に対する個別の意向確認の義務化など、法改正内容の周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、所定労働時間の短縮措置や子の看護休暇、所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備する等両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。
- (3) いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

<現状・課題>

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和3年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が85.1%である一方、男性は13.97%となっており、男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」の施行や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化などが盛り込まれた改正育児・介護休業法が令和4年4月から順次施行されたことを踏まえ、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、平成29年10月から、原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れられない場合等に限り、更に6か月(2歳まで)の再延長が可能となった。さらに、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度(育児目的休暇等)の措置を設けることが努力義務となったが、これらが職場で活用されるには、事業主への周

知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入れ時間の差などがある小学校就学後も所定労働時間の短縮措置や子の看護休暇、所定外労働の制限等を利用できるよう、子育てと仕事の両立に向けた法整備等を行う必要がある。

なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、令和2年6月からは事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の施行や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化など、法改正内容に関する周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や子の看護休暇、所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備するなど両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。
- (3) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

参 考

【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日 下記1・2：令和4年4月1日 3・4：令和4年10月1日 5：令和5年4月1日）

- 1 個別の周知・意向確認の措置の義務付け
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け
- 2 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」を廃止
- 3 出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）
- 4 育児休業の分割取得
育児休業（3の休業を除く。）について分割して2回まで取得可能とする。
- 5 育児休業の取得状況の公表の義務付け
常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

【育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

- 1 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設
 - （１）事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止
 - （２）上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け
 - （３）派遣労働者の派遣先にも以下を適用
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
- 2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化
事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- 3 子の看護休暇について時間単位での取得が可能
- 4 育児のための所定労働時間の短縮措置
子の年齢が３歳までは措置義務、３歳から小学校就学までは努力義務

2 子供目線に立った政策の推進

1 送迎バス等の置き去り防止対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 子供政策連携室・生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁)

送迎バス等への安全装置の装備について、引き続き、装置の生産・装備体制の確保に向け事業者等へ働きかけを行うこと。

<現状・課題>

国は、令和4年9月に起きた送迎バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめた。

都は、令和5年1月、「送迎バス等への安全装置の装備促進に係る要望」を国へ提出し、安全装置に関するリストの早期公表及び装置の生産・装備体制の確保に向けた事業者等への働きかけを要望した。

令和5年1月末、国において、安全装置に関するリスト、安全装置の装備等に係る補助金交付要綱を都道府県へ発出した。これを受けて都は、「送迎バス等安全対策支援事業」として、送迎バス等への安全装置の装備等に係る補助事業を開始した。しかし、これまで、安全装置の選定や入手、装備に時間がかかる等の事情から、保育所や幼稚園等の各施設において安全装置の早期装備に至らない状況が見受けられる。

国の関係府省令の改正により、本年4月1日から義務化される送迎バス等への安全装置の装備等について、施行から1年間は代替措置による経過措置が認められているが、子供の安心・安全性確保に万全を期すためには、早期に安全装置を装備する必要がある。今後、長期休暇期間を含む年度前半に集中的に装備が見込まれることから、急激な需要増加による現場の混乱が生じないように、装置の安定的な供給体制が必要である。

<具体的要求内容>

送迎バス等への安全装置の装備について、引き続き、装置の生産・装備体制の確保に向け事業者等へ働きかけを行うこと。

2 子供の「遊び」の環境整備

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 子供政策連携室)

子供が「遊び」を通じて、健やかに成長できるよう、「遊び」の環境整備に向け、必要な財源を確保するとともに、国が主体となって必要な施策を推進すること。

<現状・課題>

国は、令和3年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の中で、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である」との基本理念を掲げている。

また、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）において、こども家庭庁の所掌事務として、「地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保」を分担管理事務としている。国は、令和5年3月に「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」を取りまとめたが、公園や校庭、プレーパークなど、遊び場に関する国の財政的支援の枠組みがないことや、見守る人材等の育成が課題として挙げられている。

都は、令和5年1月に公表した「こども未来アクション」の作成過程において、子供の居場所におけるヒアリング、SNSを活用したアンケート、学校での出前授業により、2,500人を超える子供に意見を聴いた。その中には、「ボール遊びが禁止の公園が多い」といった意見や「自由に遊べる場所や機会を増やして欲しい」といった要望など、「遊び」に関する意見や要望が数多くあった。そこで、都では、令和5年度から、子供の意見を取り入れながらプレーパークなどの遊び場づくりを推進する区市町村への補助制度を創設した。また、子供の遊びや体験の幅を広げる役割を担う、いわゆる「プレーリーダー」として必要なスキルを学ぶ研修を実施し、人材育成に取り組んでいく。

子供の「遊び」の環境整備に向けて、国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう財政支援等を講ずるとともに、自らが主体となって必要な施策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

地方自治体が地域の実情に応じて、遊び場づくりやいわゆる「プレーリーダー」の人材育成等を推進できるように、国庫補助制度の創設など、必要な財政支援を行うこと。

3 未就園児の定期的な預かり制度の構築

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)
(都所管局 子供政策連携室・生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁)

保護者の就労等の有無にかかわらず、乳幼児を保育所等で定期的
に預かることができるよう、速やかに制度構築を図ること。

<現状・課題>

東京都の待機児童数は、令和4年4月時点で300人まで減少している。また、全国を見ても、待機児童数は同年同月時点で3,000人を切り、8割超の市区町村では待機児童が0となっている。

乳幼児を取り巻くこうした状況の変化に対し、東京都では、令和5年度から「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を創設した。本事業では、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長をサポートするため、幼稚園・保育所等を地域の社会資源として位置づけ、保護者の就労等の有無にかかわらず乳幼児を定期的な受け入れることで、早期から多様な他者と関わる機会を確保するものである。

こども家庭庁においても、令和5年度から「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設に向けた検討に着手し、当面は「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」を拡充することとしているが、日々成長し続ける子供への対応として、早急に制度化を図る必要がある。

<具体的要求内容>

「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」の検証を速やかに行い、全ての乳幼児が早期から多様な他者と関わる機会の確保に向け、「こども誰でも通園制度（仮称）」の制度化を早急に実現すること。

また、制度化にあたっては、様々な主体が取り組みやすいものにするとともに、安定的な財源を確保した上で、地域ごとの実情も踏まえた十分な財政措置を講ずること。

4 幼児教育・保育の充実

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省)
(都所管局 子供政策連携室・教育庁・生活文化スポーツ局・福祉保健局)

- (1) 全ての乳幼児の育ちを支える幼児教育・保育の在り方等について検討し、改善・充実を図ること。
- (2) 幼稚園教諭及び保育士の養成課程の内容を更に充実すること。

<現状・課題>

乳幼児期は人生の土台を形成する重要な時期であり、子供目線に立ち幼児教育・保育の更なる質の向上を図っていくことが重要である。

東京都では、「就学前教育プログラム」の策定及び「就学前教育カリキュラム」の策定・改定や、国の幼児教育の理解・発展推進事業において、幼稚園教諭等を対象とした保育技術等に関する研究協議や講義等を実施する等、幼児教育・保育の充実に努めてきた。また、令和4年度に公表した「こども未来アクション」において、「乳幼児期の子育ち」をプロジェクトの一つに掲げ、幼保共通の非認知能力向上に資する「乳幼児子育ち応援プログラム」の策定を通じ、乳幼児期から子供の健やかな成長をサポートする取組を開始したところである。

国においては、平成29年の幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂に際し、人格形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を示すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（いわゆる「骨太の方針」）において、非認知能力の育成に向けた幼児教育・保育の質的向上の推進が記載された。全ての乳幼児の成長を後押し続けるためには、継続して幼児教育・保育の充実に向けた取組の検討が不可欠である。

加えて、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続といった課題は依然として残っており、乳児期からの連続性を踏まえ、幼児教育・保育をより一層充実させていくことも重要である。

以上より、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領の内容を基に、子供の最善の利益という観点から、幼児教育・保育の内容について検討していく必要がある。

また、幼稚園教諭及び保育士の養成段階において、小学校との連続性を踏まえるなど、幼児教育・保育の在り方等について学ぶ機会や内容を充実させていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領の次期改訂に向けて、より子供目線に立った幼児教育・保育の在り方等について、研究・開発を進めること。
- (2) 大学や専門学校等における幼稚園教諭及び保育士の養成課程において、小学校との連続性を踏まえる等、幼児教育・保育について学ぶ内容を更に充実すること。

3 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の 充実

1 児童相談体制の一貫した充実強化【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

<現状・課題>

児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められているが、家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑、困難化している。

また、それに伴い、一時保護件数も増加している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、児童相談の一義的な窓口である区市町村も含め、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「児福法等改正法」という。）では、一時保護所の設備及び運営の基準の設定や、一時保護開始時の司法審査の導入や児童相談所の調査権等が盛り込まれている。

一時保護施設では、年齢も主訴も異なる児童が一緒に生活しており、多くの児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えている。

また、児童養護施設とは異なり、緊急保護や夜間における身柄付き通告による保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、日々の入退所により常に児童の入れ替わりがあるため、職員の負担感も大きい。

さらに、心身疾患や障害がある児童等も増えており、医療的な援助が必要な保護児童に対しては、医療機関等への一時保護委託を行い、よりきめ細かなケアを提供する必要があるが、委託費の単価は十分ではない。

司法審査については、一時保護開始時から7日以内に一時保護状を請求するとされているが、保護者の同意を得るためのケースワークの期間を考慮するなど現場の状況に応じた柔軟な対応をするほか、提出資料については様式等を簡便にするなど、現場に過度な負担が掛からないようにする必要がある。

児童相談所の調査権については、対象機関が限定されており、また、応諾義務がないため、必要な情報を入手することが難しい場合がある。

保護者の働き方が多様化する中、児童相談所の相談援助活動においては、勤務

時間外における家庭訪問や保護者面接等が増えているほか、夜間における身柄付き通告による一時保護も増えている。限られた人員体制の中で、児童相談所がより迅速かつ的確に重篤な虐待対応を行うとともに、専門的知見を生かした相談援助活動に注力できるよう、民間機関の活用も必要である。

相談援助業務を担う児童福祉司等は、家族関係も踏まえた虐待に係るリスクなどを的確に評価する高いアセスメント力が求められており、さらに、必要な場合には、躊躇なく一時保護等の法的対応を講ずるなど高度な専門性を発揮していかなければならない。

そのためには、質の高い人材を計画的に確保し、育成していくことが喫緊の課題である。

国が平成30年12月に取りまとめた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、児童福祉司については人口3万人に対して1人、児童心理司についてはその半数を配置することとしており、今後、更なる人材確保・育成策及びそのための財源が必要となる。

都では、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携・協働・分担しながら地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っている。

子供家庭支援センターにおいては、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大しているため、相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務である。子ども家庭総合支援拠点の運営費については、常勤職員は地方交付税措置、非常勤職員はDV補助金により財政措置されているが、地方交付税措置の常勤職員の配置基準は、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

児福法等改正法では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が示された。新たに明記されたこども家庭センターは、現行の子育て世代包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合支援拠点（児童相談部門）の一体的運営を行うとしているが、実効性を担保する具体的な方策が示されておらず、また、財源措置の詳細についても現時点では明らかになっていない。

都においては、昨年度から、地域の身近な区市町村において、児童相談部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を開始しているが、こども家庭センターにおいても、こうした視点に立って体制を構築する必要がある。

また、家庭支援事業の「措置」については、意思決定の手续や住民に対する丁寧な説明など業務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、児童相談所による一時保護との違い（役割分担）を明確にする必要もある。

< 具体的要求内容 >

(1) 児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化を図ること。

- ① 児福法等改正法では、一時保護施設の設備及び運営を条例で定めることとされているが、その前提となる内閣府令で定める基準について、国の調査研究や検討状況、参考条例文を含め、令和5年度早期に確実に示すこと。

職員体制については、多職種が連携し保護児童の支援や行動診断を行えるよう、児童指導員や保育士だけではなく、看護師、心理士、学習指導を行う職員や、職員の育成を担うスーパーバイザーの配置も明確に示すこと。

また、入退所や生活支援の業務に24時間対応をするための交代制勤務を組むことが可能となる職員の配置基準を示すこと。

- ② 一時保護開始時の司法審査の導入に当たっては、自治体の意見を十分に聞き、児童相談所に過度の業務負担が生じないような措置を講じること。

また、児童相談所の調査権については、刑事訴訟法第197条や弁護士法第23条と同様に「公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」のように対象機関を限定しないこと。さらに、児童相談所の調査権に対する応答義務を明記すること。

- ③ 児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。

また、児童相談所が重篤な虐待対応や専門性が求められる相談援助活動に注力できるよう、民間機関を活用できる範囲を具体的に示すなど、児童相談所の業務の効率化に向けた支援の充実を図ること。

- ④ 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しい生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援について一時保護委託費の単価の引上げなど充実を図ること。

(2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。

- ① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、アセスメントの手法に係る研修カリキュラムや演習型研修の手法を構築するとともに、児童福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。

- ② 一時保護施設では、虐待により傷つき、対応が困難な児童も入退所するなど、支援を担う職員には高い専門性が求められることから、専門研修カリキュラムの提示など職員のスキルアップの方策を講じること。

- ③ 児童福祉行政及び法的対応や行政実務に卓越した経験と能力を有する人材を児童相談所長に任用できるよう、その資格要件を拡大すること。

- ④ 各地方自治体が児童福祉司等の質の高い人材を安定的に確保できるよう、学生等の若年層に対して、児童相談所の業務内容や魅力を分かりやすく発信するなど、国レベルで訴求効果の高い普及啓発を継続的に行うこと。

(3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

- ① こども家庭センターの設置や区市町村における措置制度の創設などに当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、実効性のある制度にすること。特に、こども家庭センターの設置に向けては、母子保健部門と児童相談部門の効果的な連携策を具体的に示すとともに、業務負担に見合う人材の配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

また、令和6年度以降の財源措置の詳細については、令和5年度の早期に示すこと。

- ② こども家庭センターが設置されるまでの間、区市町村が安定的に支援拠点を運営できるよう、財政措置の充実を図ること。

2 社会的養育推進計画に基づく取組の促進のための対応

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。
- (2) フォスタリング機関の体制等については、各自治体の実情や取組を十分考慮した上で必要な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、令和元年度に国が示した都道府県社会的養育推進計画策定要領（以下「要領」という。）に基づき、東京都社会的養育推進計画を策定した。

この要領に基づき、国は、各都道府県の計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行うことを目的に、ホームページ上で公表しているが、自治体によって人口や財政事情、里親を含む社会的資源の状況は様々である。

児童自立支援施設については、「当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、方向性を示す」とあるが、具体的な記載はなく、その方向性も依然として示されていない。

また、フォスタリング機関を設置し、里親への支援を進めていくこととされているが、国は、児童福祉法の改正を行い、フォスタリング機関を新たに「里親支援センター」として児童福祉施設に位置付けた（令和6年4月施行）。都道府県等から委託を受けた里親支援事業の実施に要する費用について、義務的経費とし、都道府県等の支弁とそれに対する国の負担についても規定した。

<具体的要求内容>

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。

- ① 国は、計画の進捗のモニタリングや評価を行うに当たっての指標を示す際には、子供の最善の利益の確保の観点に立った上で、全国一律ではなく、地域の実情に十分配慮すること。

- また、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化や、児童相談所等の職員の確保・育成、里親委託の促進も含め、十分な財政支援等を行うこと。

- ② 児童自立支援施設の在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の方向性を示すこと。

- また、その方向性を踏まえ、施設の体制強化に向けた十分な財政支援等を行うこと。

- (2) フォスタリング機関が「里親支援センター」として児童福祉施設に位置付けられ、その費用が義務的経費となったが、既にフォスタリング事業を実施

している自治体において、里親支援の質・量が後退することがないように、また、各自治体が地域の実情を踏まえた取組を行えるよう、十分な財政支援を行うこと。また、「里親支援センター」の人員配置・運営基準等を早期に明らかにし、民間機関における人材の確保等についても必要な支援策を検討すること。

3 児童に関する相談支援機能の強化

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 「全国要保護児童等に関する情報共有システム」について、全ての自治体が導入できるよう対策を講じること。
- (2) 体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を充実すること。
- (3) 要保護児童対策地域協議会の構成機関によるオンライン会議の円滑な実施に向け、個人情報保護制度との整理など、必要な支援を行うこと。
- (4) 児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等の検証において、司法機関等からの公判記録情報等の提供が受けられるよう、関係法令等を改正すること。
- (5) 各都道府県が、児童相談所の第三者評価を持続的に実施可能となるよう対策を講じること。

<現状・課題>

平成30年3月に起きた虐待死事案では、転居元及び転居先の児童相談所が、国指針や全国ルールに基づく引継ぎ事務を行う中で、指針等の解釈や取扱いの相違、共通のアセスメントシートや情報提供票等がなかったことなどから、リスクに係る認識のずれ等が生じた。こうしたことを受け、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と区市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる「全国要保護児童等に関する情報共有システム」を国が構築した。本システムには児童相談所と区市町村で相談を受けたケース全てを登録することに意義があると考えるが、国が個人情報保護に関する根拠規定としている児童福祉法第25条の2及び児童虐待の防止等に関する法律第13条の4は、要保護児童対策地域協議会の登録ケースや虐待ケースのみを対象としており、当該規定のみでは、要保護児童等のケース全てを登録し、共

有することは個人情報保護の観点から難しいとする区市町村も少なくない。また、本システムの基本的仕様では、子供一人当たり一つの相談情報しか登録できないなど、各自治体で使用されている相談情報管理システムとの整合性が十分考慮された内容となっていない。

都は、子供への虐待の防止等に関する条例を制定し、子供の権利利益の擁護、健やかな成長を図ることを目的として、保護者による体罰等の禁止を明記した。国も、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを盛り込んだ児童虐待の防止等に関する法律等の改正法律案を令和元年6月に公布し、令和2年2月には、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン「体罰等によらない子育てのために」を作成した。体罰等は、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすこともあるとされている。しかしながら、日本では、しつけとしての体罰を容認する風潮もあり、子供が独立した人格と尊厳を持つ存在であるという考え方が、必ずしも浸透しているとは言えない状況があることから、体罰等によらない子育てを普及していくことが求められる。

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子供家庭支援センターと、要保護児童対策地域協議会の関係機関による速やかな個別ケース検討会議の開催や情報共有を行うためには、オンライン会議の活用や構成機関が共有できるデータベースの構築が有効である。

今般の個人情報保護制度の改正においては、オンライン結合（オンライン会議やデータベース構築）について、使用の都度の諮問が必要ない旨示された。

一方で「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、既存のクラウドサービスやオンライン会議ツールなどの約款による外部サービスを使用したオンライン結合について、機密性2以上の情報（個人情報）を取り扱わないよう規定されていることから、区市町村におけるオンライン会議やデータ構築の取組を進める上での支障となっている。

また、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」により、公判係属中に「公判記録の閲覧および謄写」の申し出ができるのは、被害者・法定代理人・委託弁護士に限定され、児相職員等は入手することができない状況下にある。

さらに、令和2年4月1日に施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）においては、「都道府県は児童相談所の業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めること」と規定されているが、評価を行う者には、児童相談所業務の専門的な知識や経験が求められており、外部評価を持続的に実施するためには評価者の人材育成などの対策が急務である。

<具体的要求内容>

- (1) 国が令和3年度から運用を開始した「全国要保護児童等に関する情報共有システム」を全ての自治体が速やかに導入、活用できるよう対策を講じること。
 - ① 要保護児童等の全てのケースを情報共有システムで共有することについて、個人情報保護の根拠規定が明確となるよう、法令改正や通知等の発出などの措置を講じること。
 - ② 各自治体の実情や意見を把握し、現在使用されているものとの整合性を

考慮した内容となるようシステムの仕様を修正すること。

- ③ 全ての自治体に参加できるよう、必要な財政支援を行うこと。
- (2) 児童虐待の防止に向けて、体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を更に充実すること。
- (3) 区市町村において、子供家庭支援センターと要保護児童対策地域協議会の関係機関によるオンライン会議の円滑な実施や構成機関間でのデータベース共有できるよう、個人情報保護制度の解釈と運用をガイドラインで示すなど、必要な支援を行うこと。
- (4) 児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等の検証において、より多角的かつ総合的な情報に基づいた再発防止策の分析を行うため、司法機関等からの公判記録情報等の提供が受けられるよう、関係法令等を改正すること。
- (5) 児童相談所の業務の質の評価を適切に行うことができる評価者を育成するなど、各都道府県が、児童相談所の第三者評価を持続的に実施可能となるよう対策を講じること。

参 考

【児童相談所長の資格要件（児童福祉法第12条の3第2項）】

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 三 社会福祉士
- 四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 社会的養護施策の充実

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 里親等委託や施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化等の取組の推進を図ること。
- (2) 社会的養護の下で育つ子供への支援を、退所後を含めて充実、強化すること。

<現状・課題>

児童養護施設等においては、令和2年度から措置費等で、小規模かつ地域分散化された施設の職員の常時複数配置が可能となったが、実態は、社会的養護の従事希望者の減少により職員を確保できないなど、人材確保はひっ迫している。さらに、小規模かつ地域分散化された施設はスキルや経験を必要とするため、経験者を配置しなければならないが、経験者の人数も足りない状況である。小規模かつ地域分散化された施設は孤立した空間となるため、常時複数配置だけでは職員が感じる孤立感の解消までは至らない。

都は、特に重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童に対して心理的ケアに重点を置き支援を行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、医療が必要な乳幼児については医療体制整備事業で受入体制を整備している。国は、令和2年3月6日付で「医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の設置運営について」を発出し、医療的ケア児等受入加算実施要綱を示したが、対象となる児童や職員の配置にかかる経費等が実態に合っておらず、必要な支援に対応できるものとなっていない。

また、不規則勤務や、長時間通勤による就業負担及び家賃に係る経済的負担が大きいとの指摘や、保育士の場合、保育所保育士と比べて処遇に差があるなど、人材の確保・定着について課題となっている。

乳児院では、夜間においても授乳や呼吸確認などの業務が継続的に必要となるが、夜勤職員は1人で児童10名以上を養育しているほか、一時保護委託の受入れも行っている。そのため、夜勤職員の業務は過大で、心理的負担となっている。

児童自立支援施設では、従来の非行・ぐ犯を主訴とする児童に加え、発達障害など様々な困難を抱える児童が入所しているが、職員配置基準は定員4.5人に対し1名となっており、被虐待の傷つきへのケアや精神科医療を要する児童の増加など、処遇には高度かつ広範な専門性が求められるが、現在の配置基準は平成24年度以来変わっておらず児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。

自立援助ホームでは、被虐待や発達障害など様々な困難を抱える児童を多く引き受けている実態があるが、国では自立度の高い児童を想定し、職員配置基準は定員6名の場合、2.5名となっており、処遇困難な児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。

国は、ビジョンや要領において、社会的養護の下で育つ子供たちは、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育するよう求めているが、この推進のためには施設や養育家庭等の養育の質の確保と支援の充実が不可欠である。

里親等委託率の向上のためには、ファミリーホームの設置促進も欠かせない。現在ファミリーホームは障害等の特性のある児童を多く受け入れており、児童の受託により家屋の改修が必要になることも少なくないが、改修経費の補助は1ホームにつき800万円を上限に1回限りとなっているほか、里親移行型のファミリーホームであっても、法人等と同じ基準の財産処分制限がかかることから、活用しづらいとの声が挙がっている。

また、特性のある児童が里親に委託されるケースも増加している。里親が特別な配慮を要する児童等を養育する中で、感情的になり怒鳴ったり、子供の前で物にあたったりするなどの不適切な対応を行ったことで、被措置児童等虐待として

認定せざるを得ないこともある。被措置児童等虐待を行った者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない旨児童福祉法に定められており、その行為の軽重にかかわらず、里親登録が取り消されることになる。施設職員についてはこうした規定はなく、不適切な対応を行った場合でも施設長等に指導を行った上で児童の委託を継続することができる。里親については、それまでの委託児童との関係性や委託児童自身の意向にかかわらず直ちに措置変更とせざるを得ず、子供の最善の利益を損なうおそれがある。

施設における小規模かつ地域分散化の取組について、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合でもおおむね10年程度での地域分散化及び多機能化等を図る計画を求めているが、現に大規模な施設等においては10年程度での地域分散化の促進は困難である。さらに、国は施設の小規模化を進めているが、既存の建物の解体工事費補助は小規模化後の定員数で算定されるため、小規模化を進めた結果補助額が減少し、小規模化への取組の妨げとなる状況がある。

施設の小規模化・地域分散化等による本園の取りまとめの業務の増加や、特別育成費の実費化により事務量が増加している。そのため、直接子供の処遇に当たる職員が事務業務を一部担っている実態があり、こうした事務処理への対応のため、処遇困難な子供の入所が増加傾向にある中で、きめ細かなケアの支障となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響で、子供達の学習環境はオンラインやタブレット等を利用したスタイルへ変換している。そのため、児童養護施設等においてはWi-Fi等のネット環境を整備運用しネット社会に対応していかなければならないが、措置費事務費はそれに対応したものになっていない。また、国の青少年のインターネット利用実態調査によれば、中高生のインターネット利用は約98パーセントで利用機器はスマホ67パーセント、タブレット36パーセントと、ほとんどの中高生はスマホもしくはタブレットを所有しているが、措置費事業費では中高生のインターネット機器の整備や利用料について措置されていない。

国は、平成28年の児童福祉法改正に伴う通知で、乳幼児について、里親等への委託を原則とするとともに、平成30年3月に一部改正された「里親委託ガイドライン」において、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要であると示している。そのためには、専門性を持つ養育家庭等の育成や手当の充実及び早期からの里親委託が可能となるような仕組みづくりが必要である。

また、施設等を退所した後、安定した生活を送るためにも、社会的養護における自立支援策の強化が求められている。国制度では、措置延長した者に対しては、自立に向けた様々な支援があるが、18歳で措置解除した者に対して施設が独自に行う居住費支援等への支援策は十分なものとなっていない。さらに、児童の自立を支援する自立支援担当職員について、措置費の加算額では、退所者のアフターケアを十分に行うことが出来ない。

国は児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化することである。この見直しにより支援する期間が長期化し、児童相談所や施設の業務量が増えることが懸念される。

<具体的要求内容>

- (1) 被虐待児童及び発達障害を持つ児童の増加や常時医療が必要な乳児などに適切に対応できるよう、また、小規模かつ地域分散化が進むよう社会的養護の体制整備を図ること。
 - ① 社会的養護を担う施設職員の人材確保は喫緊の課題である。人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう措置費事務費の増額等の見直しを行うこと。
 - ② 地域小規模児童養護施設などのグループホームや児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームについて、開設促進のための支援や、勤務する職員が孤立することのないよう地域分散化された施設を支援する職員の本体施設への配置を行うほか、遠隔地に設置する場合に本体施設とは別にバックアップを行う拠点等の整備運営を支援するなど、地域分散化された施設の安定した事業運営に向けた仕組みを構築すること。
 - ③ 医療的ケアや心理的ケアなどの専門的ケアを必要とする児童へ十分な対応が行えるよう、児童養護施設及び乳児院への精神科医や治療・指導職員等の専門職員の配置に係る医療的ケア児等受入加算の充実を図ること。その際には地域の実情に応じた補助体系とすること。
 - ④ 職員宿舎の借り上げを行う事業者に対する補助を行うこと。
 - ⑤ 乳児院における夜間の職員配置に対する支援を充実すること。
 - ⑥ 医療的なケアを必要とする乳児への対応を強化するため、乳児院の看護職員の配置を充実するとともに、常時医療及び看護が必要な病虚弱児等を受け入れられるよう、措置費の病虚弱等児童加算を充実すること。
 - ⑦ 乳児院は入所児童の在籍期間が短期であり、入退所が頻繁に発生する施設であることから、乳児院の施設特性、社会的ニーズに配慮した暫定定員制度の見直しを図ること。
 - ⑧ 児童自立支援施設において、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、児童生活支援員の配置を充実するとともに、配置基準に心理職員を加えること。
 - ⑨ 自立援助ホームにおいて、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、基準以上に職員を配置したホームに対する人件費加算を創設すること。
 - ⑩ 施設の改築、増築における施設整備の補助について、小規模化かつ地域分散化された施設の設置を優先する場合でも地域や施設の実情を勘案して採択するとともに、対象経費の実支出額に対して補助を行うこと。また、解体費用については整備前の施設定員等の状況により支援すること。
 - ⑪ 直接処遇職員の事務業務の負担軽減を図るとともに、措置費加算の実費払いを定額払いに見直しを行い、事務を円滑に実施できるよう児童養護施設等における事務職員の増員に向けて支援を充実すること。
 - ⑫ 児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親宅で暮らす子供の学習環境の変化に対応し、スマートフォンやタブレット端末等のICT機器を子供たちが活用できるよう措置費を増額すること。
- (2) 養育家庭等へ委託の一層の推進を図ること。

- ① 社会全体での養育家庭等への理解を高めるため、一層の普及啓発を図ること。
また、各自治体が取組を行うための十分な財政支援を行うこと。
 - ② 障害等の特性のある児童の委託を促進するため、一般生活費の加算等、措置費の充実を図ること。
 - ③ 養育家庭委託についても、育児休業制度が利用できるよう、国として必要な措置を講じること。
特に、乳幼児の委託促進を図るため、里親の休暇制度の充実に向けた支援を行うこと。
 - ④ 新生児委託を進めるため、乳児院に専任職員を配置する等、地方自治体の実情に応じた柔軟な取組を展開できるよう必要な経費補助を行うこと。
 - ⑤ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の改修経費補助について、ファミリーホームが障害等のある児童を多く受託している現状を踏まえ、改修が必要となった際に現行の上限額の範囲内で複数回活用できるようにするなど弾力的な運用を可能とすること。また、補助金の財産処分制限に関する規定については、里親移行型のファミリーホーム事業者が高齢等やむを得ない事情でホームを廃止する場合の特例措置を設けること。
 - ⑥ 児童福祉法第34条の20第1項第2号には、養育里親の欠格事由として「この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（中略）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」とあるが、児童買春、児童ポルノに係る行為等により処せられた者についても、同項第3号の規定にある「児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者」と同等の取扱いとするよう、早急に法の改正を行うこと。
 - ⑦ 里親が不適切な対応を行った場合、その軽重にかかわらず被措置児童虐待と認定され、それにより児童福祉法に規定する欠格事由に該当するとして、一律に里親登録を取り消すのではなく、里親登録を継続しながら、里親や委託児童の状況に応じた必要な指導等を行うことができるよう、必要な措置を講じること。
- (3) 社会的養護の下で育つ子供の自立を支援すること。
- ① 退所後の自立を見据え、高校生の特別育成費は学外での学習に必要な経費を対象とするとともに、補習費や資格取得等の加算額を拡充すること。
大学等に進学する児童に対する入学支度金の拡充等の支援を行うこと。
 - ② 社会的養護自立支援事業の活用条件を緩和し、措置延長を経ずに活用できるようにすること。また、自立後生活体験支援の期間を児童の状況に応じて柔軟な利用も可能とすること。
 - ③ 退所者への居住費支援を行う施設等への補助を行うとともに、措置費の自立支援担当職員加算について、旅費等の活動経費も算定するなど、アフターケアを十分に行うことができるよう増額すること。
 - ④ 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限の弾力化に当たっては、児童への円滑な支援が行えるよう対策を講じること。

5 ひとり親家庭の自立支援策の推進

(提案要求先 こども家庭庁)
(都所管局 福祉保健局)

ひとり親家庭の自立支援策を拡充すること。

<現状・課題>

ひとり親家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、それぞれの状況によって様々であるため、ひとり親家庭の自立を進めるためには、各家庭の状況やニーズを把握した上で、相談体制の整備、就業支援、子育て支援・生活の場の整備、経済的支援を総合的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

ひとり親家庭の生活実態を踏まえ、ひとり親家庭施策への更なる財政支援を行うこと。

6 困難な問題を抱える女性への支援

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

困難な問題を抱える女性への支援及び新たな法律（困難女性支援新法）施行に向けて以下のことを実現すること。

- (1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の円滑な施行に向けて、都道府県や区市町村、関係機関の意見を十分に聴いた上で、制度の運用に係るガイドラインや指針等を早急に示すこと。また、区市町村が女性支援に主体的に関われるようにすること。
- (2) 女性相談支援センター・一時保護所及び女性自立支援施設の体制強化を図ること。
- (3) 困難な問題を抱える女性の支援にあたり、広域的な連携体制の構築に係る具体策を示すこと。

<現状・課題>

令和4年5月に新たな法律「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和5年3月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針」が制定されたが、制度の運用に関わるガイドライン、指針、通知類の整備については、令和5年度以降に持ち越されることになった。

新たな法律では、国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を有することが明記された。（令和6年4月施行予定）

区市町村は、生活保護、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者自立支援等、女性の自立支援に関する権限や資源等を有しており、その役割は重要であるが、基本的な方針において区市町村の役割については示されたものの、女性相談支援員の配置については依然として努力義務となっている。

区市町村において、各部署間が連携した支援を円滑に行うためには、女性相談支援員を専任で配置するなど身近な区市町村における相談支援体制を充実することが必要である。

基本的な方針では、女性相談支援センターや女性自立支援施設における支援として、身体的、心理的、性的な暴力等の被害からの回復支援や、自立支援、同伴児童等への支援についても示されている。措置費において各種取組等に応じた加算があるものの、現行の配置基準では不十分であり、更なる体制強化が必要である。また、新たな法律に基づき女性自立支援施設の基準が示され、居室の定員は原則一人とされ、一人あたりの居住面積も拡充されたが、女性相談支援センターの基準はまだ示されていない。

困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、都道府県を超えて支援につなげる必要もある場合も多いが、基本的な方針において、広域的な連携対策の構築に係る具体策が示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立を踏まえ、都道府県や区市町村、関係機関の意見を十分に聴いたうえで、制度の具体的な運用にかかるガイドライン、指針等を早急に示すこと。また、区市町村における相談支援体制が整備促進されるよう財政支援も含めた支援を行うこと。
- (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設の体制を強化すること
 - ① 困難な問題を抱える女性への支援を行う関係機関の連携を進めるため、女性相談支援センターの配置基準に関係機関との調整を行うコーディネーターを加えるなど、体制強化を図ること。
 - ② 同伴児童の支援を充実させるため、女性相談支援センター・一時保護所の配置基準に、児童の心理ケアに通じている心理職員、保育士、学習指導員を加えるとともに、保育室や学習室等の整備を行うための必要な財政措置を行うこと。
 - ③ 一時保護所の施設基準の改定にあたっては、単身者は原則個室とするとともに、一人あたりの居住面積基準を拡充し、その上で必要な財政措置を行うこと。
 - ④ 女性自立支援施設においても、他福祉分野と同様の「施設従事者の処遇を改善するための加算」を創設すること。

- ⑤ 自立支援及び被害回復支援の具体的な実施内容や実施方法を明らかにするとともに、必要な支援策を示し、人員配置に係る最低基準の拡充を図る等、施設の対応力強化に向けた施策を展開すること。
- (3) 困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、都道府県を超えて支援につなげる必要がある場合も多いことから、自治体を超えた関係機関の連携と情報共有について、明確な根拠規定や実効性あるガイドラインを示すこと。

4 高齢社会対策の推進

1 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

- (1) 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。
- (2) 現下の物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映すること。

<現状・課題>

介護報酬は、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を定めている。

地域区分については、統一かつ客観的に設定する観点から、原則として、民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員(国家・地方)の地域手当に準拠して設定しているが、公平性・客観性を担保する観点から、隣接地域の状況によって、級地の変更を認める特例や経過措置が講じられている。

しかし、これらによってもなお同一の生活圈及び経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている保険者もあり、そうした保険者からは、今後のサービス事業の経営や人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、地域区分の各サービスの人件費割合については、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しが行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合にはかい離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明らかな地域差が生じている。また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、

その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

現下の物価高騰については、令和3年4月に改定された現行の介護報酬には反映されておらず、介護事業所・施設は厳しい経営環境に置かれている。このため、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は令和5年度については増額されるものの臨時的なものとしてされており、制度的な対応が必要である。

<具体的要求内容>

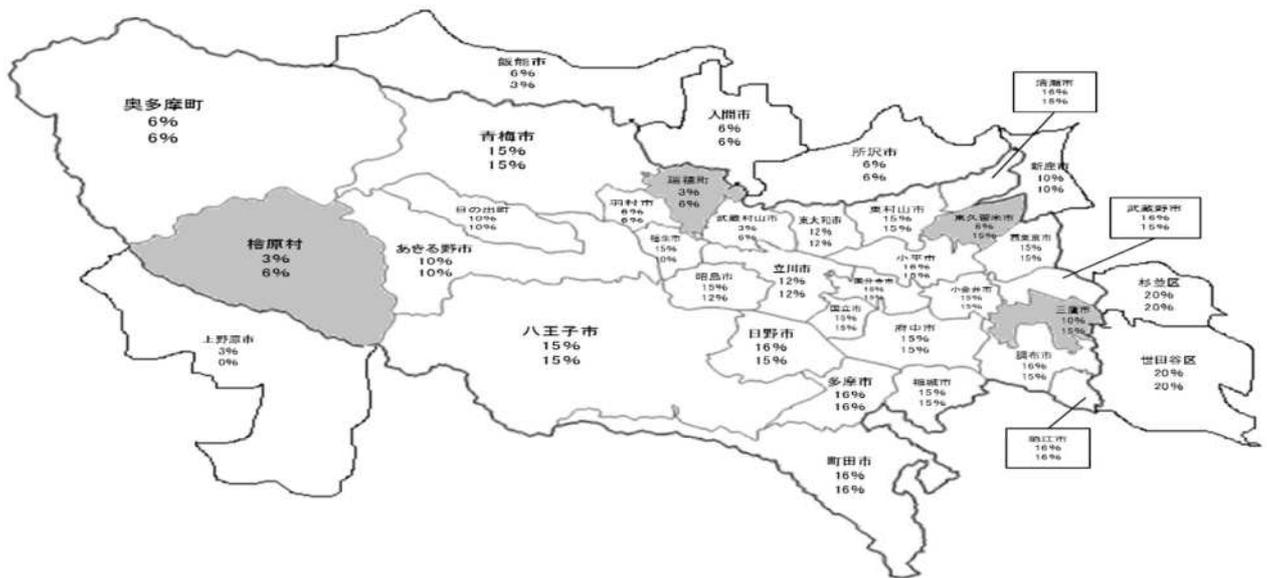
- (1) 介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。
また、把握したデータについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での検討に資するよう、可能な限りその集計・分析の根拠等も併せて公表すること。
- (2) 地域区分の級地の設定については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすることや、隣接する保険者間の地域的な一体性を確保するための調整を可能とするなど、広域的な調整等を行う仕組みについて、検討を行うこと。
- (3) 介護報酬における各サービスの人件費割合については、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。
- (4) 物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。
- (5) 現下の物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映すること。

参 考

○令和3年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
1 級地	2 0 %	特別区
2 級地	1 6 %	町田市、狛江市、多摩市
3 級地	1 5 %	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
4 級地	1 2 %	立川市、昭島市、東大和市
5 級地	1 0 %	福生市、あきる野市、日の出町
6 級地	6 %	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
7 級地	3 %	なし
その他	0 %	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

○令和3年度改定における介護報酬の地域区分の適用状況（東京都多摩地域）



※各市町村の地域区分に基づく上乗せ割合を記載（上段が本則に基づく上乗せ割合、下段が経過措置を含めて適用された上乗せ割合）。令和3年度改定では、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から設定された経過措置を令和5年度末まで引き続き適用。

※当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分の範囲内で選択する完全囲まれルールでは、他の都道府県内の地域を隣接地域から除くことができることが認められている。網掛け部分は「完全囲まれルール」が適用された地域（平成30年度改正が三鷹市、令和3年度改正が東久留米市、瑞穂町、檜原村）

○各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の人件費割合 (A)	収入に対する給与費の割合※ (B)	差 (B-A)
訪問介護	70%	73.1%	3.1
訪問入浴介護		64.7%	-5.3
訪問看護		73.6%	3.6
居宅介護支援		78.1%	8.1
夜間対応型訪問介護		76.5%	6.5
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護		78.5%	8.5
訪問リハビリステーション	55%	71.4%	16.4
通所リハビリステーション		65.6%	10.6
短期入所生活介護		63.7%	8.7
認知症対応型通所介護		68.2%	13.2
小規模多機能型居宅介護		67.5%	12.5
看護小規模多機能型居宅介護		67.6%	12.6
通所介護	45%	64.7%	19.7
地域密着型通所介護		62.7%	17.7
特定施設入居者生活介護		45.4%	0.4
地域密着型特定施設入居者生活介護		57.4%	12.4
認知症対応型共同生活介護		63.6%	18.6
地域密着型介護老人福祉施設		65.5%	20.5
介護老人福祉施設		64.2%	19.2
介護老人保健施設		62.0%	17.0
介護療養型医療施設		61.0%	16.0
介護医療院		59.4%	14.4

※厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収）の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
所定内賃金（月給）	230,893円	215,568円	214,402円	191,090円	179,326円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和3年度介護労働実態調査」

○特別養護老人ホーム建設費の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
平米単価	346千円	313千円	312千円	278千円	(データなし)	309千円

資料：独立行政法人福祉医療機構「令和3年度福祉・医療施設の建設費について」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	105.3	98.9	100.7	98.0	97.8	100.0

資料：総務省統計局「令和3年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格 (/m ²)	389,100円	108,300円	152,200円	60,100円	15,900円

資料：国土交通省「令和4年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	3級地	3級地	3級地
住宅地平均地価（/㎡）	307,500円	201,300円	264,400円
家賃（民営借家）（/坪）	7,427円	4,656円	5,558円

資料：国土交通省「令和5年地価公示」

総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）令和3年平均」

(3) 介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

<現状・課題>

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

国は、平成24年度に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を創設し、平成27年度及び平成29年度には、職位・職責等に応じた任用要件や経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み等を要件に加算の拡充を図り、1人当たり月額平均3万7千円相当の改善が行われている。加えて、令和元年10月の報酬改定において、勤続10年以上の介護福祉士を対象に月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設された。

さらに、令和4年2月からは、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置として、介護職員処遇改善支援補助金の制度が実施された。この補助金では、補助額の3分の2以上は介護職員等の基本給等の引上げに使用することが要件であり、令和4年10月からの臨時の報酬改定において、この要件を引き継いだ「介護職員等ベースアップ等支援加算」が設けられた。

しかしながら、これらの処遇改善加算はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

<具体的要求内容>

- (1) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に、介護職員等ベースアップ等支援加算が加わったことにより、事務手続きが更に煩雑となっており、加算の算定要件を整理すること。
- (2) 介護職員の処遇改善については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。

(4) 良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

<現状・課題>

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に3割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

また、福祉用具貸与の報酬について、離島等に所在する事業所は、運搬に要する経費として、貸与費の100分の100を上限に、特別地域加算を算定できる。しかし、本土から離島への運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超えるケースが生じており、事業所の負担となっている。加えて、貸与期間が半月に満たない場合、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動して特別地域加算も減額される仕組みとなっている。これら運搬に要する経費は、現状に適した額を加算として算定することが必要である。

このような状況は、平成30年10月からの貸与価格の上限設定により価格設定に対する事業所の裁量の余地が狭まっていることと併せ、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じないよう見直しをする必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に3割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。
- (2) 福祉用具貸与における特別地域加算について、上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月分の場合でも、1月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

(5) 介護保険施設の居住費・食費の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映すること。

<現状・課題>

介護保険施設の人員基準を含め多くの事項は、国が「従うべき基準」として定めており、全国一律の居住費・食費の基準費用額の設定は、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、事業者が創意工夫しながら施設運営を行うことが難しい状況にある。

加えて、食材料費や光熱費の値上げなど、現下の物価高騰により施設運営は更なる影響を受けているが、令和3年8月に改定された現行の基準費用額には反映されておらず、補足給付対象者の居住費・食費にかかる物価高騰分を転嫁できな

いため、施設の負担となっている。このため、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は令和5年度については増額されるものの臨時的なものとしてされており、制度的な対応が必要である。

<具体的要求内容>

健全な施設運営が可能となるよう、介護保険施設の居住費・食費について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映すること。

2 介護人材の確保及び育成

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

今後の急速な高齢化と労働力人口の減少を踏まえ、将来に向けた専門性の高い介護人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進すること。

<現状・課題>

介護関連職種の有効求人倍率は依然として全職業を大きく上回る水準で推移しており、介護人材の人手不足は深刻化している。公益財団法人介護労働安定センターが実施した令和3年度の「介護労働実態調査」においても、介護人材の不足感は引き続き高い水準となっており、労働者の悩みは「人手が足りない」が52.3パーセントと一番多く、介護職員にとっては、人手不足が賃金よりも大きな悩みや不満となっている状況である。

その一方で、第8期介護保険事業計画における介護人材の需給推計によると、令和7年度末までに全国で約32万人の人材を確保する必要があると見込まれており、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）までの人口推計を踏まえると、生産年齢人口の急速な減少とともに、東京をはじめとする都市部では引き続き要介護高齢者の増加が見込まれており、社会全体での働き手の確保が一層難しくなる一方で、介護ニーズは増加していくことから、将来的に介護分野での人材確保はより一層厳しくなることが予測されている。

今後は、従来の人材対策に加え、現在働いている介護人材が長く働きやすい職場づくりや、限られた人材で質の高い介護が提供できるような介護現場の改革、地域の特性に応じた対策など、少子高齢社会における介護現場の状況を踏まえた介護人材対策の更なる充実が求められる。

また、介護人材対策は、国や都道府県だけでなく、区市町村においても、地域の特性に応じた取組を推進することが重要であるが、区市町村が効果的な対策を検討するには、区域内の人材の需給状況を把握することが望ましい。しかしながら、国が提示している方法では、都道府県レベルの需給推計しか行うことができない。

さらに、訪問介護等の介護現場において、利用者やその家族からのハラスメントが存在することが指摘されており、介護職員が安心して働ける環境を整備する必要がある。国は、平成30年度老健事業の「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究」において、実態把握や取組事例の収集を行い、介護事業者向けのハラスメント対策マニュアルを作成した。さらに、令和元年度の老健事業では、介護事業者や自治体が介護分野のハラスメント研修を行う際の手引きと介護事業所等で相談支援を行う際の手引きを作成した。令和2年度予算からは、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、利用者に周知するためのリーフレット作成

やヘルパー補助者同行事業等が加わっている。また、令和3年度の制度改正により、介護サービス事業者に対し相談体制の整備など事業主が講ずべき措置が求められることになった。

現在、都は、安全配慮義務のもと事業主が利用者等からのハラスメントについて取り組むべきことを周知しているが、利用者等に対する注意喚起などについては、国から基本的な方針やガイドラインが示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 深刻な人材不足と今後の介護ニーズの増大に対応するため、介護現場における介護人材の配置状況や業務の実施状況等の実態を把握・検証した上で、総合的な介護人材対策の充実を図ること。
- (2) 介護人材の需給推計について、区市町村ごとの需給推計が可能となるよう、見直しを図ること。
- (3) 介護職員が安心して働ける環境を整備するため、国として「介護現場におけるハラスメント」について、基本的な方針と実効性のある対策を示すこと。

3 認知症施策の総合的な推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

認知症施策を総合的に推進するため、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和元年6月、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされた。

都における認知症高齢者は、令和元年度には46万人であったが、令和7年には約55万人になると見込まれている。こうした中、認知症になっても尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区市町村をはじめとする関係機関と連携し、認知症施策を総合的に推進することが重要であり、特に、科学的介護の推進、認知症の人と家族を支える医療・介護職等の人材育成、地域の実情に応じた支援体制の構築が急務である。

そのためには、国において、行動・心理症状（BPSD）等に対する効果が確認された支援手法を速やかに普及するとともに、介護事業者が取り組みやすい仕組みとする必要がある。

また、都道府県や区市町村が効果的かつ効率的に事業を実施できる仕組みとする必要があるが、認知症施策推進大綱では、具体的な内容が明示されていないものがあるほか、都道府県や区市町村が実施すべき取組について一律にKPIを定めるなど、必ずしも地域の実情を十分に踏まえていない。

認知症疾患医療センターについては、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているため、関係機関が多く存在していることに加え、人件費や物件費等が高いといった都市部の特性に合わせた配慮が必要であるが、国庫補助額が不十分な現状にある。

あわせて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくためには、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。

さらに、国は、新たな認知症疾患修飾薬の製造・販売の承認について審査中であるが、承認される場合には、早期に投与開始前に必要な検査体制や、副作用に対応するための体制等を検討し、整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 認知症施策の具体的な事業内容や目標値を定める場合には、都道府県及び区市町村の意見を幅広く聴取し、地域の実情に応じた事業を円滑に実施でき

る仕組みとすること。

- (2) 行動・心理症状（B P S D）の改善等に効果的な支援手法について、普及を促進するため、介護報酬での評価の対象とするなど事業者が継続して取り組める恒久的な仕組みとすること。
- (3) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。
- (4) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。
- (5) 今後、認知症疾患修飾薬が承認、導入される場合には、認知症疾患医療センター等における必要な体制整備など、国において早期に課題を整理し、対応方針を示すとともに、必要な財源を措置すること。

4 地域医療介護総合確保基金（介護分）の充実

（提案要求先 厚生労働省）
（都所管局 福祉保健局）

地域医療介護総合確保基金について、自治体が地域の実情に応じた有効な施策展開を図れるよう、弾力的に活用できる仕組みとすること。

<現状・課題>

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進するため、都道府県は、国3分の2、都道府県3分の1の負担割合により、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置している。なお、都道府県負担分は、地方交付税交付金により財源措置されているが、不交付団体である都においては、これを自主財源で賄っている。

国は、平成27年度補正予算において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として、基金の積増しを行った。

しかし、基金の活用にあたっては、原則として、各年度の所要額は当該年度の積立額により充当すべきとされていることや、平成27年度補正予算分の使途が限定されていること、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更が認められていないことから、都においては多額の基金残高が累積している。

介護施設等整備事業については、平成18年度の三位一体改革との関係から、基金対象事業が地域密着型施設の整備などに限定されており、より需要のある広域型施設の整備等へ充当できない。また、地域密着型サービス等について、今後、施設の老朽化に伴い、需要が増加すると見込まれる大規模修繕が、補助対象となっていない。さらに、基金事業の配分基礎単価は令和元年度に一定程度引上げられたものの、基本的に全国一律であり、建築価格や人件費の高騰は、首都圏をはじめとした大都市においてより深刻であるという実態を十分に反映していない。特に、定期借地権の一時金に対する補助について、その補助額は、路線価の2分の1に対して、その2分の1（実質4分の1）となっているため、事業者の負担が大きく、都は、独自に上乘せして補助を行っている。

また、対象事業が限定的に列挙されているため、例えば、都が独自に実施している、特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助や、奨学金の貸与を受けた介護職員に対して返済相当額を手当として支給する事業者や介護職員用の宿舎を借り上げる事業者への支援など、自治体が地域の実情に応じて取り組む事業が対象とならない。

<具体的要求内容>

- (1) 過年度予算分の柔軟な活用を可能とすること。
- (2) 介護施設等整備事業について、地域の実情に応じた医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費を支弁するという基金の設置目的に鑑み、以下のような対象の拡充を図ること。
 - ① 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の広域型施設の整備についても補助対象とすること。
 - ② 地域密着型サービス等の施設の老朽化に伴う大規模修繕についても補助対象とすること。
 - ③ 特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助など、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とし補助対象メニューの拡大を図ること。
 - ④ 大都市における建築価格や人件費の高騰及び地域差を踏まえ、既存基金事業（地域密着型施設整備費、介護医療院転換支援の補助など）の配分基礎単価を増額すること。
 - ⑤ 定期借地権等の一時金に対する補助について、大都市における路線価の地域差などを踏まえ、補助率（2分の1）及び基準額（路線価の2分の1）を引き上げること。
- (3) 介護施設等整備事業における特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助や、介護従事者確保事業における奨学金の貸与を受けた介護職員に対し返済相当額を手当として支給する事業者や介護職員用の宿舍を借り上げる事業者への支援など、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とすること。

参 考

○地域医療介護総合確保基金の執行状況（東京都）

1 介護施設等整備分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	6,918,363	6,918,363	0
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	14,921,750	2,395,803	12,525,947
平成28年度 当初分	7,736,157	7,736,157	0
平成29年度 当初分	2,206,933	2,206,933	0
平成30年度 当初分	3,845,918	3,845,918	0
令和元年度 当初分	6,381,509	6,381,509	0
令和2年度 当初分	5,148,920	5,148,920	0
令和3年度 当初分	8,809,500	8,809,500	0
令和4年度 当初分	5,400,037	2,397,662	3,002,375
計	61,369,087	45,840,765	15,528,322

2 介護従事者確保分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	920,885	920,885	0
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	1,449,182	1,449,182	0
平成28年度 当初分	1,975,850	1,975,850	0
平成29年度 当初分	565,108	565,108	0
平成30年度 当初分	2,707,868	2,707,868	0
令和元年度 当初分	1,873,151	1,873,151	0
令和2年度 当初分	2,115,497	2,115,497	0
令和3年度 当初分	5,900,599	5,900,599	0
令和4年度 当初分	11,684,121	9,000,152	2,683,969
計	29,192,261	26,508,292	2,683,969

5 介護サービス基盤の整備に向けた施策の充実

(提案要求先 財務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 定期借地権を利用した未利用国有地の貸付けについて、減額措置の期間を延長するとともに、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

都では、令和12年度末までに特別養護老人ホームを6万4千人分、介護老人保健施設を3万人分、認知症高齢者グループホームを2万人分整備すること等を政策目標としており、介護施設等の計画的な整備を促進するためには、施設用地を確保する必要がある。

国は、平成28年1月から一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、都市部の国有地を活用して介護施設等を整備する場合に、貸付料の50パーセント減額を行っているが、都市部の中でも地価の高い地域においては、減額後の貸付料でもなお高額であることに加え、定期借地権の期間に関わらず、減額期間が貸付始期から10年間に限られていることから、施設を整備・運営する事業者の負担が大きい。

また、貸付対象施設は特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム等とされているが、貸付対象事業者が地方公共団体又は社会福祉法人に限定されているため、軽費老人ホームや認知症高齢者グループホームを整備する株式会社等が貸付を受けられない。

さらに、介護老人保健施設については、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる社会福祉事業の用に供する場合に限られている。

加えて、貸付けの要望受付時において、貸付料の参考価格が示されないため、貸付要望者が収支を見込むことが難しく、貸付料が見込みを大きく上回ることによって、貸付料が示された時点で事業計画の見直しが必要となる事例や計画自体を取り下げる事例が発生している。

<具体的要求内容>

- (1) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、地価が高い地域においては、更なる減額を行うこと。
- (2) 貸付期間全体を通して、貸付料の減額を行うこと。
- (3) 多様な施設の整備に国有地を活用できるよう、貸付対象事業者を地方公共団体又は社会福祉法人に限定することなく、医療法人や株式会社等も対象に加えること。
- (4) 介護老人保健施設の整備促進が図られるよう、社会福祉事業の用に供する場合に限らず、介護老人保健施設を減額貸付の対象とすること。
- (5) 貸付要望者に、適正な時価に基づく貸付料の予定価格を示すこと。

(2) 社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合について、独立行政法人福祉医療機構の実施する福祉貸付事業の融資対象とすること。

<現状・課題>

国は平成28年7月、特別養護老人ホーム及び当該特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることを可能とする規制緩和を行った。

これにより、社会福祉法人以外の個人や株式会社等が特別養護老人ホーム等の整備を行うことが可能となったが、現在、特別養護老人ホーム等の整備に係る独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象は、独立行政法人福祉医療機構法第12条において、「社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者」とされており、融資対象が社会福祉法人に限定されている。

国が行った規制緩和を実効性のあるものにするためには、社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合についても、福祉貸付事業の融資対象とすることが有効である。

<具体的要求内容>

社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合の整備費等について、地方公共団体の補助制度の対象となっているなど、一定の要件を満たす整備計画については、福祉貸付事業の融資対象とすること。

5 医療保険制度の改革等

1 国民健康保険制度の見直し等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。
- (2) 国民健康保険制度については、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。また、必要な財源を確保するとともに、地域の特性にも十分配慮すること。
- (3) 国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和6年度以降も確実に実行すること。
- (4) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。
- (5) 保険者努力支援制度の評価指標や配点基準等を変更する場合は、変更の考え方等を具体的かつ早期に示し、地方自治体と十分協議すること。また、過年度の実績を用いて評価する項目については、新型コロナウイルス感染症等による影響を十分配慮すること。
- (6) 少子化対策のため、子供に係る均等割保険料軽減措置の対象拡大を図るとともに必要な費用を全額措置すること。

<現状・課題>

国民健康保険制度については、国が財政支援の拡充等により財政基盤を強化した上で、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、運営について中心的な役割を担う新たな制度が開始した。

毎年約3,400億円の追加公費の財源を恒久的に確保することとされたが、高齢化に伴い、今後も医療費の増すうが見込まれる。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により一人当たり医療費が急増するなど、都道府県

の国保財政運営は厳しい状況にある。将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度を構築するためには、制度設計者である国の責任において、新型コロナウイルス感染症等が医療費の動向に与えた影響について検証・分析を行い、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すべきである。

特に、国民皆保険を支える国民健康保険制度の安定化は極めて重要な課題である。先般の制度改革後においても、各都道府県における追加公費の影響を明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証し、財源の確保を含めた必要な措置を講じることにより、医療費の増すうに耐え得る財政基盤の確立を図っていく必要がある。その際には、各都道府県において安定的に制度運営を行えるよう、地域の特性に十分配慮する必要がある。

これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等の納得と理解を得ていく必要がある。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に基づき、保険者の医療費の適正化等に向けた取組を支援することを目的として、平成30年度から取組へのインセンティブ措置として保険者努力支援制度（取組評価分）を本格導入した。令和2年度交付分からは、地方自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押しするため、事業費として交付する部分（事業費分）及び事業費に連動して配分されるインセンティブ措置（事業費連動分）を新たに設けるとともに、取組評価分については加減算双方向でのインセンティブ措置を導入するなど、制度の抜本的な強化を行った。

令和5年度交付分から、都道府県ごとの事業費分の交付額により事業費連動分の交付上限額を設定する仕組みが導入されることにより、地方自治体が費用対効果の高い事業を実施するインセンティブの低下につながるおそれがある。また、国は、今後も各指標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて制度を見直すこととしているが、保険者は制度の評価指標や配点基準等を踏まえ事業に取り組んでおり、事前の周知もなく評価指標や配点基準等が変更された場合、保険者の取組が阻害されるおそれがある。法定外一般会計繰入の解消や特定健診等の実施率等（令和4年度までの実績評価分）については、新型コロナウイルス感染症により、また、後発医薬品の使用促進については供給不足を起因として影響が生じているため、評価指標については都道府県や区市町村の実施状況に配慮する必要がある。

子供に係る均等割保険料軽減措置については、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設された。しかしながら、対象が未就学児にとどまっており、必要財源についても、地方交付税措置を講ずるとされているものの、都道府県や区市町村に負担を求めるものとなっており、国が全額責任をもって措置すべきである。令和3年6月の参議院厚生労働委員会における附帯決議を踏まえ、少子化対策の観点から18歳未満までの対象拡大や減額幅の更なる拡充を引き続き検討する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそ

こに向けた道筋を示すこと。

- (2) 国民健康保険制度については、制度改革における各都道府県への追加公費による影響を分析し明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証した上で、必要な措置を講じ、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。その際に必要となる財源については、地方自治体に負担を転嫁することがないよう、国の責任において確保すること。
また、各都道府県において安定的な制度運営が行われるよう、地域の特性にも十分配慮したものとすること。
- (3) 国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和6年度以降も確実に実行すること。
- (4) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。
- (5) 保険者努力支援制度の評価指標や配点基準等を変更する場合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の促進を図るという趣旨を踏まえた仕組みとするとともに、変更の考え方等を具体的かつ早期に示し、地方自治体と十分協議すること。また、過年度の実績を用いて評価する項目については、新型コロナウイルス感染症や後発医薬品の供給不足による影響を踏まえ、都道府県や区市町村の実施状況に十分に配慮すること。
- (6) 少子化対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供に係る均等割保険料軽減措置を18歳未満まで対象拡大を図るとともに必要な費用を全額措置すること。

2 国民健康保険の財源確保等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 国民健康保険における地方独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整制度を全て廃止すること。
- (2) 年度間で医療費の変動が大きい場合に、国民健康保険財政が不安定とならないよう、財政規模を考慮し国費による財政安定化基金の積み増しを行う等必要な対応を行うこと。

<現状・課題>

自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度から、未就学児までを対象とする地方独自の医療費助成については国庫支出金の減額調整措置を行わないこととされた。しかし、これ以外の地方単独医療費助成制度に対する減額調整措置は継続しており、令和5年3月末に国が公表した「こども・子育て政策の強化について(試案)～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」において

は、医療費等の負担軽減策として子供医療費助成について国庫支出金の減額調整措置を廃止する方向性が示されたものの、具体的な見直し時期等、詳細は示されていない。子供医療費助成を含め地方独自の医療費助成については、必要な受診機会の確保により対象者の保健の向上と福祉の増進とを図ることを目的としており、地方自治体が単独事業として取り組まざるを得ない状況にあるにもかかわらず、これを理由とする国庫支出金の減額は多額に上っており、国民健康保険の制度運営に大きな影響を及ぼしている。

国民健康保険事業費納付金算定における医療費の推計は、直近の実績を基に行うこととされているが、年度間の医療費の変動が大きいと適切な推計が困難となり、結果として納付金不足による財政安定化基金の取り崩しが生じるなど、都道府県の国保財政の運営が不安定となる。国は、平成30年の国保制度改革に伴い都道府県に設置する財政安定化基金について、保険料の収納不足及び保険給付費実績の見込みからの増加が3年間続いた場合を想定し、全国で2,000億円規模を確保したとしているが、制度改革時に想定されていなかった新型コロナウイルス感染症の影響等による保険給付費の想定外の増加に伴い、都は2年連続で基金を取り崩しその残高は非常に少額となるなど、国保財政が不安定となっている。また、令和4年度より財政安定化基金に財政調整事業が追加されたが、積立の原資となる決算剰余金は、医療費の動向や国庫精算金の状況により、確保が困難である。

国による激変緩和措置は令和5年度末に終了するとされているが、保険料水準の平準化に向けては、平準化による保険料の上昇が区市町村との議論の障壁となっており、国において適切に対応する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国民健康保険における未就学児までを対象とする子供医療費助成以外の地方独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整制度を直ちに廃止すること。
- (2) 近年の医療費の動向を踏まえ、国民健康保険事業費納付金算定における適切な医療費推計方法を示すこと。また、都道府県の国民健康保険財政の安定的な運営を図るため、国費による財政安定化基金の積み増しを行うこと。

参 考

- 都及び区市町村単独の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整の状況（令和3年度 区市町村計）

国庫支出金減額調整額	1,933,143 千円
------------	-----------------

〔減額調整対象医療費助成制度〕

義務教育就学児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、
妊娠高血圧症候群等医療費助成、心身障害者医療費助成、
難病医療費助成、大気汚染関連疾病医療費助成

※ 国庫支出金減額調整額は、療養給付費等負担金分（負担割合32%）の減額調整額である。

また、平成29年度まで減額調整対象とされていた医療費助成制度に係る月遅れ請求分を含む。

- 都独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整に係る都費による補てん状況（令和3年度）

減額調整費合計	2,565,684 千円
心身障害者医療費助成制度	2,445,657 千円
難病医療費助成制度	14,944 千円
大気汚染医療費助成制度	105,083 千円

3 後期高齢者医療制度の財源確保等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 現行制度の更なる見直しを行うに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議した上で、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、必要な財源を確保すること。
- (3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、調整交付金の算定方法等を見直すこと。

<現状・課題>

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代との負担の明確化等を図り、国民全体で支える仕組みとして、保険料、支援金、公費の負担割合が定められた。

財政安定化基金については、医療給付費の急激な上昇や保険料の収納不足により財源不足が生じた場合に、広域連合に交付又は貸付を行うことを目的として都道府県に設置されている。

国は、財政安定化基金の活用について、平成22年に高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正し、附則に、特例として当分の間保険料増加抑制のために活用することができると定めたが、その活用については都道府県の判断に委ねており、その後、明確な考えは示していない。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律では、「高齢者医療制度の在り方については、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」とされた。

後期高齢者の自己負担の在り方については、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するため、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって一定所得以上の方について、令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合を2割とする法改正が行われた。

施行に当たっては長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1か月の負担増を最大3,000円とする措置が講じられている。

現在、国は、高齢者医療を全ての世代で公平に支えよう仕組みを構築するため、後期高齢者医療の保険料について、低所得者層の負担増に配慮しつつ、負担能力に応じた負担とする観点から、賦課限度額や所得に係る保険料率の引き上げ、高齢者負担率の設定方法の見直しを検討している。

今後、現行制度の更なる見直しを行うに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議した上で、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、財源については、地方自治体に対し財政安定化基金による特例的な対応を求めるなど負担を転嫁することのないよう、国の責任において確保することが必要である。

さらに、後期高齢者医療制度における調整交付金は、都道府県単位で所得水準に応じ加減される仕組みとなっているが、わずかな所得額の変動が交付額に大きく影響するなど、広域連合の財政運営が不安定になっている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 今後、現行制度の更なる見直しを行うに当たっては、制度設計者である国の責任において、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議した上で、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、必要な財源については、国の責任において確保すること。
- (3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、国庫支出金の一部を都道府県の所得水準に応じて加減する調整交付金の算定方法等を見直すこと。

4 後期高齢者医療制度における老人福祉施設等所在地の財政負担

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないように、財政調整の仕組みを構築すること。

<現状・課題>

広域連合が運営主体となっている後期高齢者医療制度においては、施設への入所等のため広域連合間で住所の移動があった場合に、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度がある。

また、平成30年度からは、後期高齢者医療制度加入時に、施設への入所等により国民健康保険制度の住所地特例を受けている場合、その入所等が継続する間、前住所地の広域連合が引き続き保険者となる。

しかし、広域連合内の区市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度のような仕組みがないため、老人福祉施設等が所在する区市町村では、他区市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。

施設所在地の財政負担の均衡を図るために、広域連合が独自に条例改正等により財政調整を行うことは、地方財政法に抵触するおそれがあるため、国による法改正が必要である。

<具体的要求内容>

後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、住所地特例制度の対象とならない下記の場合について、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないように、法改正により財政調整の仕組みを構築すること。

- (1) 75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内で区市町村をまたぐ移動をした場合
- (2) 75歳に達する前に、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内で区市町村をまたぐ移動をした場合

6 障害者施策の推進

1 障害者・障害児の支援に関する法制度

(提案要求先 内閣府・こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者・障害児の支援に係る法・制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、円滑な運用を図ること。

<現状・課題>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法における障害児支援の規定については、法附則において、その施行状況等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを図ることとされている。

平成25年度に施行された障害者総合支援法は、施行から3年後となる平成28年度に一部改正法が成立、平成30年に施行された。

令和4年6月に社会保障審議会障害者部会の報告書「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」が取りまとめられ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（一部を除き、令和6年4月施行）が同年12月に成立した。

高齢障害者が介護保険サービスを利用した場合に発生する利用者負担金については障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられたが、対象が65歳に達する日の前の5年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていることなどと限定されている。

障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業は、自立支援給付と相まって障害者を支える重要なサービスであり、今後とも必要に応じてメニューを充実させていくべきであるが、国の財源確保が不十分である。そのため、屋外での移動が困難な障害者の移動支援や盲ろう者への通訳・介助者派遣、青年・成人の障害者の交流・集団活動への支援など事業の充実、低所得者に係る利用者負担の軽減等、地域のニーズを踏まえて取り組んでいる都道府県や区市町村に大きな超過負担が生じている。

また国は、障害者総合支援事業費補助金により「障害福祉分野のICT導入モデル事業」及び「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」を実施していたが、令和4年度に引き続き、令和5年度においても、当初予算として財政措置が講じられておらず、障害者に必要なサービスを提供する事業所等への支援が不十分である。

子供の聴覚障害は、早期に補聴器の使用などの適切な支援を行うことで言葉の遅れなどを防止し、言語能力や生活能力等を高めると言われているが、障害者総合支援法に基づき支援を受けられるのは、身体障害者手帳の対象となる重度の難聴に限られている。

福祉型障害児入所施設の18歳以上の入所者（以下「過齢児」という。）への

対応について、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす、現行のみなし規定が令和5年度末まで延長されたが、国は「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を設置し、令和3年8月に報告書が取りまとめられた。また、同年12月には「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」が提示され、都は責任主体として移行調整を進めることとされた。

都は、この報告書及び手引き等を踏まえ、移行調整にかかる検討を開始しているが、強度行動障害などの障害特性等により移行調整は難航が見込まれるだけでなく、対象者を確実に地域移行させるには、地域資源や人材確保などの課題も多い。また、同手引きにおいては都道府県・政令市における責任主体を明示しているものの、その他の関係者には協力を呼び掛けるに留めており、その役割が不明瞭である。

また、国は、令和5年1月に「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた都道府県・指定都市説明会」を開催し、令和4年4月1日時点で18歳を超えている者については法施行時には障害児入所施設に在籍出来なくなると示しているが、法施行までの短い期間で特定の年代の利用者に対して移行調整の負担がかかることや、移行先が見つからないことへの不安が増大することが懸念される。

障害者総合支援法附則第3条第3項によると、「政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。平成25年度からの障害者基本計画（第3次）で「所得状況の把握について改善を検討する」とされていたが、令和5年度からの5年間の計画期間とする障害者基本計画（第5次）では「障害者の所得状況を定期的に把握する」とされ、具体的な検討や措置が行われていない。

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づく精神障害者保健福祉手帳について、国は、平成31年3月末に省令改正を行い、これまで省令に規定していた手帳の様式を削除するとともに、部長通知においてカード形式と紙の様式を示し、本人が希望する場合には新たにカード形式の手帳を交付できることとした。本通知は技術的助言であるにもかかわらず、カードの形状や材質、偽造防止対策の方法など国が示す仕様を遵守することとしており、事実上の義務付けとなっているが、これに伴う財源措置は講じられていない。また、手帳の提示によって各種減免・割引を行っている公共交通機関や行政機関等の関係機関との協議も不十分である。

知的障害者・児に対する療育手帳については、昭和48年厚生事務次官通知等に基づき各都道府県等が知的障害の判定等を実施しているが、法律上の位置付けがない。また、知的障害の定義や療育手帳該当と判定する際の基準が明示されていないため、自治体ごとの運用に違いが生じている。

特別児童扶養手当の受給資格の認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律により、都道府県と区市町村が法定受託事務として実施している。申請に当たっては、請求者が、区市町村長に診断書等の添付書類とともに認定を請求し、都道府県が審査や国への報告等を行った後、国が個人への支払等を行っている。

また、身体障害者手帳の申請は、身体障害者福祉法施行令により、福祉事務所長、町村長を経由して行わなければならないとされており、申請に当たっては、申請書のほか、診断書・意見書等を添付する必要がある。

精神保健福祉法施行令及び障害者総合支援法施行令により、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）の申請は、区市町村を経由して行わなければならないとされており、申請に当たっては、申請書のほかに診断書・意見書等を添付の上、本人確認を行う必要がある。

都は、これらの業務の円滑な実施のため、受給者情報や支払記録等の管理及び各種交付書類の発行等を行う独自システムを構築しているが、申請等の行政手続を電子化し、都民の利便性の向上を図る必要がある。また、特別児童扶養手当認定請求書、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の申請書は特定個人情報であるほか、添付書類には要配慮個人情報が含まれることから、個人情報の保護等に配慮したシステム構築が必要である。

医療技術の進歩により医療的ケアのニーズは増加している一方で、十分に人材が確保されていない現状がある。研修を修了した介護職員が医療行為を行うことができる喀痰吸引等制度においては、従事者認定や事業者登録の手続きを要しており、迅速なサービス提供を求める家族の要望に応えることができていない。また、研修制度ができた平成24年度からカリキュラムの見直しが行われていないため、最新の医療技術が研修内容に反映されていないなど、現場で必要とされる介護職員の修得スキルに乖離も生じている。さらに、介護職員が実施できる喀痰吸引等行為の範囲が限定されており、現場ニーズに十分対応できていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 制度改正に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、障害者（児）、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

さらに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とするとともに、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じること。

- (2) 利用者負担については、高齢障害者の利用者負担軽減制度が創設されたが、特定疾病により65歳未満で介護保険が優先して適用される障害者は対象外となるなど対象が限定的であることから、今後とも必要に応じた軽減措置を検討すること。

- (3) 地域生活支援事業のうち「地域生活支援促進事業」については、5割等の補助率が確保されているものの、その他の事業についても、事業の充実に取り組む都道府県や区市町村に超過負担が大きく生じている実態を踏まえるとともに、事業メニューの追加、個別補助事業からの移行、低所得者に係る利用者負担の軽減なども考慮した上で、十分な予算措置を講じること。

また、国庫補助対象となる事業メニューの見直しについて、早期に情報提供を行うとともに、廃止に当たっては、実施率だけでなく事業の実態や見直しによる影響を十分に考慮する一方、採択に当たっては、年代ごとに異なる利用者の社会参加のニーズや地方自治体での取組状況等を反映すること。

また、移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者には必ず必要となる

サービスであり、平成23年10月からは重度視覚障害者の同行援護については個別給付化が図られてはいるが、移動支援についても個別給付化を行うこと。また、個別給付化に当たっては、自治体に超過負担が発生しないよう十分な財政措置を講じること。

(4) 障害者総合支援事業費補助金について、障害福祉分野におけるICT・ロボット等の導入を支援するための財政措置を講じること。

(5) 障害者総合支援法に基づく支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うこと。

(6) 福祉型障害児入所施設に入所している過齢児が障害者支援施設やグループホーム等に円滑に移行できるよう、移行先の調整・受け皿整備の有効な方策を具体的に整理することとともに、移行調整における関係者の役割分担や責任を明確にすること。

また、移行調整が難航している「みなし規定」を利用している過齢児や、法施行時まで「みなし規定」に移行せざるを得ない過齢児が、関係者が最大限の努力を継続してもなお移行先が決まらないまま退所を迫られることがないように、地方自治体の検討状況も踏まえた上で、経過措置の取扱いなど、適切に必要な措置を講じること。

(7) 障害者総合支援法附則第3条第3項の趣旨を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を進め、必要な措置を講じること。

(8) カード形式の障害者手帳の交付が可能となったことについて、国民や事業者団体等の関係機関に対し制度改正の内容が正しく理解されるよう、国の責任において丁寧に説明・周知すること。また、国が示す仕様でのカード形式の手帳の発行等に必要な財源措置を講じること。

(9) 自治体や関係者等の意見を踏まえた上で、知的障害者福祉法において、知的障害の定義及び療育手帳制度を規定すること。

(10) 特別児童扶養手当、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の電子申請に係るシステムを国の責任において構築すること。

また、各都道府県・区市町村において既存システムの改修が必要となる場合、不交付団体も含めた確実な財政措置を講ずるとともに、申請書に添付される診断書の真正性を確保するための方策を講ずること。

(11) 現場の状況や時代の変遷に合わせて制度の見直しについて検討を行い、研修を修了してから迅速に喀痰吸引等行為に入れるよう、従事者認定や事業者登録といった制度上の必要な手続について迅速化・簡素化を図るとともに、申請添付書類の削減や各種変更届の様式の省略化・簡素化を行うこと。

また、最新の医療技術に合わせて研修内容を見直すとともに、介護職員が対応可能な喀痰吸引等行為の範囲について現場ニーズ等を踏まえて検討すること。

2 障害福祉サービス基盤整備

(提案要求先 こども家庭庁・財務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、地域の実情に応じた施設整備が着実に図られるよう、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案した国庫補助制度とする等、確実な財源措置を講じるとともに、関係法令上の取扱いについて関係省庁との調整を図ること。

また、国有地の柔軟な活用を図る制度とすること。

<現状・課題>

都では、障害者・障害児施策推進計画において、障害者の地域生活移行の推進や障害児への支援の充実のため、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、グループホーム、通所施設、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の地域生活基盤の整備を進めている。

また、老朽化による改築、一定年数を経過し使用に耐えなくなった設備等の更新や、入所者の生活環境改善のための、大規模修繕も行う必要がある。

国は、令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し令和2年度第三次補正予算から予算措置を行っているが、近年、多くの自然災害が発生していることを踏まえ、引き続き移転改築を含めた防災・減災対策を実施していく必要がある。

こうした基盤の整備に際し、国庫補助制度を活用しているが、当初予算が十分に確保されておらず、平成29年度からは国庫負担が1億円以上の協議案件などについて内示額を減ずる措置が実施されているため、計画や施設の状況を踏まえた施設整備が困難な状況となっている。また、令和3年度後半に入り、コロナや社会情勢を起因とした資材高騰等が続き建設費が高騰しており、国への補助協議時からの建設費の乖離が大きいことから、資金計画や建物の計画の大幅な変更を余儀なくされている。

なお、補正予算においても補助協議が行われているものの、内示時期が年度末となり、予算の繰越を前提としても、工期が1年以内の案件に協議対象を限らざるを得ない。また、近年、防災減災対策については、補正予算による措置のみとなっており、改築等の工期が長いものは協議が困難となっている。さらに、令和3年度補正予算においては、一般整備分の予算措置は行われなかったため、多くの案件で協議が行われなかった。

耐震性の低い施設の改築等については、これまで社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により対応してきたが、平成26年度末で終了した。

令和2年度からの社会福祉施設等施設整備費では、障害者支援施設等における

ウイルス感染症等の拡大防止の観点から、多床室を区切り、入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業が可能となった。個室化に当たり、居室の面積など設備基準を満たすために、増築が必要な場合もあるが、社会福祉施設等施設整備費において、定員の増員を伴わない増築は認められていない。

国庫補助制度は、国への協議時期が着工の前年度となっているなど、特にグループホームの創設、防火対策などに当たっては、工期が短いため活用しづらい。

国有地の活用については、新成長戦略により、地方自治体だけでなく社会福祉法人も、国から直接国有地を借りることができるようになったが、依然として社会福祉法人以外の民間事業者は転貸でしか活用できない状況である。また、国は、介護施設を整備する場合に限り、貸付料の減額を行うようになったが、その他の分野は減額対象とされていないため、他地域と比較して特に地価の高い都においては、活用が図りにくく、施設整備の促進につながりにくい。

区市町村からも、貸付料の減額、国から事業者への直接貸付けを可能とすること、未利用地だけでなく将来的に利用が終了する国有地の情報の早期提供を求める意見が多い。保育・介護分野については、未利用国有地等の情報提供がされるようになったが、その他の分野には情報提供がされていない。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の地域生活への移行を推進し、障害児への支援を充実していくために、障害福祉計画に位置付けられている施設の整備は極めて重要である。また、施設の生活環境改善のための改築や修繕も不可欠である。そのため、地域の実情に応じた施設整備が着実に図られるよう必要な財源を確保し、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案して配分すること。
- (2) また、財源を確保し配分するための手法については、補助制度だけでなく基金の設立等、幅広く検討していくこと。
- (3) とりわけ、コロナ等を起因とした建設費の高騰も踏まえ、社会情勢に即した補助額とするとともに、計画変更も含め複数年の工期にも対応できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (4) 障害者支援施設については、地域特性、施設の設置状況を踏まえ、真に必要な場合には新規創設も引き続き整備費補助を行うこと。
- (5) 障害者（児）施設の更なる耐震化、老朽化による改築や都市計画法に基づく災害レッドゾーン等からの移転改築の整備促進を図るため、社会福祉施設等施設整備費とは別に、創設、改築など工期の長い案件にも対応できる新たな交付金を創設するなど、必要な財源を確保すること。
- (6) 感染症対策など利用者の安全確保に必要な場合には、定員増を伴わない増築も可能となるよう、社会福祉施設等施設整備費の補助対象を見直すこと。
- (7) グループホーム等は「社会福祉施設等施設整備費」等の対象となっているが、整備規模、協議日程等は速やかに整備が行えるよう活用しやすい制度とすること。
- (8) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、介護施設と同様、貸付料の減額を行うこと。また、社会福祉法人以外の民間事業者へ直接貸し付けるなど、柔軟な貸付けの仕組みを構築すること。さらに、計画的に社会福祉施設の整備を行うことができるよう、現在利用可能な国有地

の情報だけでなく、将来利用可能となる情報についても、保育・介護分野における情報提供と同様、早期に提供すること。

参 考

○整備費制度比較

【グループホーム分】

区分		社会福祉施設等 施設整備事業 (国庫事業)	障害者通所施設等 整備費補助 (都単独事業)			
補助対象法人格		社会福祉法人等	全ての法人格			
建築等	補助内容	創設・改修	創設・改修			
	補助基準額	26,400千円(創設)	32,400 千円	消防加算	重度加算	防犯加算
		10,000千円(改修)		4,500千円 (6項ロ) 1,200千円 (6項ハ)	6,000千円	500千円
	補助率	国:1/2 都:1/4 事業者:1/4	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8			
	補助対象物件	自己所有・賃貸物件	自己所有・賃貸物件			
備品等	補助対象内容	—	1件当たり10万円以上			
	補助基準額	—	1,000千円			
	補助率	—	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8			
協議時期		着工の前年度	当該年度			
		(令和5年度分) 国: 内示 令和5年6月頃	(令和5年度分) 都:書類提出日 令和5年6月、9月 年2回実施			

※令和4年度単価

3 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたり基本的な報酬の改善・財源確保等を行うこと。

<現状・課題>

令和3年4月の報酬改定では、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、全体の改定率は0.56パーセントの増となった。(うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための、令和3年9月末までの0.05パーセントを含む)

令和3年4月改定により、基本報酬や各種加算の見直し、障害福祉人材の処遇改善について一定の改善が図られたが、現下の物価高騰については反映されていない。また、障害福祉人材の収入を3%程度引き上げるための福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の制度が令和4年2月から実施され、令和4年10月からは福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に引き継がれた。

しかしながら、加算の種類が多岐にわたり、事業者及び自治体の事務負担が大きくなっており、取得に至らない事業者も多い。

福祉分野においては、有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しい状況にあり、質の高い福祉サービスの提供のために、質の高い人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題であるが、障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組については、介護保険サービス・保育サービスに比べても、国の支援が不十分である。

障害福祉サービスの地域区分については、原則として国家公務員の地域手当の設定に準拠しているが、人件費、物件費等が高額である大都市の実情を適切に反映していない。

計画相談支援・障害児相談支援については、令和3年度の報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、基本報酬の充実や従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価等、報酬体系が見直されたが、事業が安定的に実施できるよう基本報酬等を充実する声も多いため、引き続き効果検証が必要である。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められているため、令和4年度において、都内の区市町村では、約92億円の超過額が生じており、都内区市町村がいわば国の肩代りを行った額は、約41億円となっている。令和3年度の報酬改定で、国庫負担基準の見直し等が行われたが、依然として区市町村の超過負担が解消されないことは明らかであり、サービスの利用制限も生じかねない。

共同生活援助(グループホーム)については、地域移行を進める観点から、医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害者、高齢重度障害者等、重度の障害者に対して十分な支援を行えるようにする必要がある。令和3年度の報酬改定により、グループホームにおける障害者の重度化・高齢化への対応として、重度障害

者支援加算の対象者の拡大、医療的ケア対応支援加算の創設、強度行動障害者体験利用加算の創設、日中サービス支援型の基本報酬の見直しなどが行われたが、特別な支援を必要とする重度の障害者の地域移行等を進め、より質の高いサービスを行うためには、更なる職員配置の充実が必要である。

また、第2期障害児福祉計画の国指針において、主たる利用者を重症心身障害児(者)とする児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制の整備が定められたが、報酬が十分でないなどの理由から、地域における提供体制が不足している状況である。保育所等訪問支援については、令和3年度の報酬改定において、一定の改善が図られたが、業務の実態に即した評価となっているか引き続き検証が必要であるとともに、事業の利用が進むよう支援の専門性の向上や事業の認知が課題となっている。

放課後等デイサービスについては、基本報酬が減額となる一方、令和3年度の報酬改定において、児童の状態像に応じた指標該当児の割合により決定する報酬区分を廃止するなどの見直しが行われたが、新たに創設された専門的支援加算では、これまで児童指導員等加配加算Ⅱとして認められていた5年を経験した保育士や児童指導員について、放課後等デイサービスでは認められず、不合理な改定により事業者の混乱を招くなど、サービスの質への影響が懸念される。

国は、令和3年10月、障害児通所支援の在り方検討報告書において、次期報酬改定に向け、人員基準や報酬の在り方を検討することとしているが、都はこれに先立ち、経験豊富な職員の配置など、質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を開始した。

重症心身障害児(者)や医療的ケア児を対象とした放課後等デイサービスでは、専門的知識や経験とともに高い支援技術が求められることから、受け入れられる事業所が増加せず、診療報酬での評価などの支援策が必要である。医療的ケアが必要な重度障害児・者を受け入れる事業所においては、必要な看護職員の加配を行っているにも関わらず、利用者の欠席率が多く、安定的な運営に苦慮している。

児童発達支援センターは、児童発達支援を利用する障害児やその家族に対する支援を行うほか、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な施設としての役割が求められているが、支援の在り方やサービス内容についても課題があるほか、その機能を果たすために十分な財源措置が講じられていない。

重度心身障害児(者)や医療的ケア児(者)については、令和3年度報酬改定において、医療的ケアの受入れが進むような支援策を講じているが、未だ十分ではなく、通所事業所においても多機能型事業所の利用定員は5人以上であるのに対し、生活介護単独事業所では20人以上となっており、整備を行う上での課題となっている。また、在宅生活を支える訪問看護や短期入所も不足しており、整備の促進が必要である。

医療的ケア児については、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、都では令和4年度に医療的ケア児支援センターを設置し、区市町村や民間の医療的ケア児コーディネーターと連携しながら支援を進めている。

しかし、医療的ケア児が地域で暮らすための社会資源や、人材の確保・育成は

未だ不十分な状況であり、今後、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児コーディネーターがその役割や機能を十分に発揮するためには、社会資源の充実や人材確保・育成のための十分な財源措置が必要である。

医療的ケア児コーディネーターは、医療的ケア児のサービス等利用計画の作成のみならず、地域での生活のキーパーソンとして、支援に関わる保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関との連携や地域に必要なサービスの調整を求められているが、これらは報酬で評価されておらず、医療的ケア児コーディネーターの資格を有している者が十分に活躍できていない。

このため、都は、医療的ケア児コーディネーターを中心とした地域の体制整備を促進するため、民間事業所に配置されている医療的ケア児コーディネーターの活動に対して、財政的な支援を行う区市町村補助事業を実施している。

児童発達支援等の専門的支援加算等における心理指導担当職員の配置要件について、他の一部の加算では公認心理士の国家資格を有する者に限定されているものの、当該加算等については学校教育法の規定による大学等において心理学を専修し、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者も対象となっており、指定権者の判断に委ねられている。

福祉型障害児入所施設については、令和3年度報酬改定において、人員配置基準の見直しやソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価などの見直しが行われたが、地域と連携した支援を専門的に行うソーシャルワーカーを専任で配置することが必要であり、計画的な配置に向けた人材の確保についての課題がある。

精神障害者の地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、令和3年度の障害福祉サービスの報酬改定により、前年度実績など一定の要件を満たす事業所での単価等が新たに設定されたが、従来から設定されている単価の見直しが十分ではない。

障害者支援施設では、入所者の重度化・高齢化が進んでおり、介護量の増加や通院の付添いに対応する手厚い職員体制、医療的ケアや看取りケアに対応する医療体制の確保が必要となっている。令和3年度の報酬改定において常勤看護職員等配置加算や重度障害者支援加算等の充実が図られたが、増大する支援に見合う職員の配置や医療体制を確保するための医師の配置等への報酬上の評価は不十分である。また、訪問看護等の地域の医療資源が活用できる体制にもなっていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 報酬単価の設定に当たっては、人件費、物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額である大都市の実情を地域区分やその上乘せ割合として適切に反映させること。また、現下の物価高騰の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に事業運営できるよう、適切に報酬単価の見直しを図ること。

職員の処遇改善につながるよう、処遇改善に係る加算については、対象サービスや職種を限定しない対応をするとともに、他産業における賃金水準及び改善状況等も踏まえた金額の見直しを行うこと。また、事業者及び自治体

の負担軽減のため、同趣旨の加算制度の効果検証を行った上で、加算の統合や簡素化等を検討すること。

職員の確保・育成・定着に向けた取組への支援を行うため、地域医療介護総合確保基金事業のような総合的・体系的な支援策を提示し、併せて必要な財源の確保を図ること。

- (2) 計画相談支援・障害児相談支援については、令和3年度の報酬改定の効果を検証し、引き続き、必要に応じて報酬体系の見直しについて検討すること。

特に障害児相談支援については、障害児通所支援の利用者に限らず、発達気になる子供を含む障害児やその家族に対する支援も含めた制度とするよう改善を図ること。

また、区市町村が実施する相談支援事業や、都道府県が実施する研修について、十分な財源措置を講じること。

また、相談支援専門員の資格要件については、5年度ごとに現任研修を修了することとされているが、やむを得ない事情で修了できなかった場合、資格を失効せずに翌年度の現任研修を受講できるようにするなど、実情に応じた見直しを行うこと。

- (3) 訪問系サービスについては、重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の2分の1を国が負担すること。

また、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に当たっては、国庫負担基準総額のかさ上げ率について、重度障害者の割合に応じたきめ細かな率を設定するとともに、更なるかさ上げを行うこと。さらに、従前どおり特別区を対象とするとともに、人口や財政力に応じた削減を行わないこと。

- (4) 重度訪問介護の報酬単価については、事業の実態に即して改善すること。

また、入院中の重度訪問介護の利用については、障害支援区分6の者のみを対象としているが、対象者要件を見直すこと。

- (5) 医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害者、高齢重度障害者等の特別な支援が必要な障害者への支援について、グループホームを運営する事業者が障害者の特性を踏まえ、質の高いサービスを提供できるよう、職員配置基準を見直すとともに、支援体制を適切に評価し、基本報酬に確実に反映させること。

- (6) グループホームについて、実情を踏まえ、事業者が、利用者の状況や意向に沿った適切なサービスの提供を行うことができるよう、入院時加算や日中支援加算などを充実させること。また、夜間支援等体制加算については、令和3年度の報酬改定にて見直しが行われたが、夜間に十分な安全支援体制の確保を行うことができるよう、加算の充実を図ること。

- (7) 障害児入所施設については、令和3年度より、施設入所や地域移行の際など、地域と連携した支援を専門的に行うソーシャルワーカーの配置が評価されることとなったが、福祉型障害児入所施設においてソーシャルワーカーの計画的な配置ができるよう、人材育成等の更なる支援策を講じること。

- (8) 障害者支援施設及び生活介護事業所において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアが提供できるよう、生活介護における人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行うこと。
- また、医療的ケアや看取りケアに対応できるよう医療体制の確保に配慮した報酬とするとともに、必要に応じて訪問看護の導入等の外部資源の活用により体制の充実を図れるようにすること。
- (9) 主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善すること。
- (10) 主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについても、今後の医療的ケア児の受入れ状況等の実態を踏まえて、受入れが進むよう必要な支援策を講じること。
- (11) 放課後等デイサービスにおける専門的支援加算については、専門性の確保や人材の確保、それによる質を確保するため、児童福祉事業に5年以上従事した保育士・児童指導員についても対象とすること。さらに、都型放課後等デイサービス事業の対象事業所のようにサービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。
- (12) 重症心身障害者を対象とする通所事業所の整備を進めるために、主たる利用者を重症心身障害者とする生活介護について、令和3年度報酬の見直しがあったが、引き続き検証を行い、サービス提供の実態に即した報酬水準とするとともに、児童発達支援等と同様に定員5名以上での事業運営が可能となるよう、基準を見直すこと。
- (13) 多くの重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）が在宅で生活している実態を踏まえ、可能な限り家族と在宅で生活を継続できるよう、訪問看護、短期入所等必要な事業への支援の充実を図ること。
- (14) 医療的ケア児コーディネーター養成研修を修了した者が、医療的ケア児の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、教育等の各関連分野の支援を総合的に調整する役割が担えるよう、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。
- (15) 保育所等訪問支援については、保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れが進むよう、事業について広く周知を図るとともに、支援の専門性について明確な基準を示すこと。また、改定後の報酬について、引き続き検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (16) 児童発達支援センターが、専門職員を配置し、相談支援体制の確保や他の施設への助言等を行うなど、地域の中核的な施設としての役割を十分に果たせるよう報酬の充実を図ること。
- (17) 専門的支援加算等における心理指導担当職員の配置要件は、支援に必要な専門性が確保されるように、具体的な要件を明確に示すこと。
- (18) 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援に係る報酬単価の更なる充実を図ること。特に、地域移行支援における体験宿泊や、地域定着支援における緊急時の滞在型支援について、実態に即した居室確保の助成を行うとともに、体験宿泊加算の利用可能な日数について、弾力的な運用を認めること。

また、令和3年度の報酬改定により新たな基本報酬が設定された地域移行支援サービス費や新設されたピアサポートの加算については、評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

4 就労支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

就労・定着支援体制の強化に向けて、地域の関係機関の連携を確保するための効果的な取組を行うこと。

また、工賃水準向上への支援策を充実し、併せて区市町村も実施主体として取り組めるよう、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

障害者の雇用・就業等については、平成30年4月1日から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が加わるとともに法定雇用率が2.2パーセントに上げられ、令和3年3月に、さらに2.3パーセントまで上げられた。また、令和6年4月から2.5パーセントに、令和8年7月から2.7パーセントに引き上げられる。

都内の民間企業の雇用障害者数は過去最高となり、障害者雇用率は2.14パーセントとなったものの依然として法定雇用率を下回る等、厳しい状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年度に大きく落ち込んだ東京のハローワークにおける障害者の就職件数がコロナ以前の水準に回復しないなど、今後も就労支援の取組を強化する必要がある。さらに、雇用障害者数の増加に伴い、就労後の定着支援等の必要性も年々高まっている。

人材育成・確保等については、地方自治体が独自に実施する研修等の取組も踏まえて効果的な施策を検討する必要がある。また、雇用と福祉の切れ目ない連携による新たな就労支援体系を構築し、障害者雇用の一層の拡大と就労・定着支援の充実を図るためには、区市町村障害者就労支援センターをはじめとする多様な就労支援機関の連携体制の構築や、連携を担う専門人材の育成等就労支援機関の支援力向上と体制強化が必要である。

また、社会保障審議会障害者部会の報告書では、雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の実施について言及されており、就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業所の就労定着支援員及び障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者について、まずは確実な受講が図られるよう取り組むとともに、基礎的研修の運用開始後の状況や限られた財源状況等も踏まえながら就労継続支援A型及びB型事業所を含む就労系障害福祉サービス事業所の全ての支援員の受講を必須とすること等について、今後、検討を進めていく必要があるとされている。

さらに、同報告書においては、医療分野と就労支援機関等との連携についても言及されているが、医療機関側の就労支援に対する取組が評価される仕組みがなく、連携が限定的にならざるを得ないことが課題である。

企業における障害者雇用を促進し、また、職場定着を図るため、障害者雇用を支援する制度が設けられるなど、障害者雇用の推進に向けた環境整備が進む中、

情報通信技術の発達や働き方の多様化などにより、今後、在宅勤務などで仕事に従事する障害者が増えることが想定される。現行制度では、勤務中は障害福祉サービスを利用することができないため、日常生活の支援が必要な障害者は、企業からの支援がない場合に、勤務が困難になるなどの事例が生じており、支援の在り方が課題となっている。

福祉的就労については、令和4年度はコロナ禍の影響に加え、物価高騰等の影響に伴い生産活動が相当程度減少している就労継続支援事業所に対し、都は生産活動活性化支援事業により、支援を行っているが、福祉施設を取り巻く状況を踏まえた上で、更なる支援を行う必要がある。また、区市町村によっては、複数の事業所が共同で仕事を請け負う共同受注ネットワークの運営や事業所の経営改善支援を行っている。今後も事業所や区市町村の実情に応じて、工賃向上のための支援が必要である。

就労継続支援など就労系サービスは、令和3年度の報酬改定において、障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等が行われた。

就労継続支援B型事業所は就労・訓練の場であるが、利用期間が長期化して高齢となったり障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しくなっている障害者も利用している。そのような利用者の移行先について、適切なサービスがない場合がある。

就労移行支援事業等の在宅利用は、在宅でのサービス利用を希望するものであって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると区市町村が判断した場合に限られる。また、令和3年に在宅でのサービス利用にかかるガイドラインが示されたことも踏まえ、支援の質を確保していくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の就労・定着支援をより効果的に推進するため、ハローワーク、区市町村、就労支援機関や医療機関等の関係機関とのネットワークの充実強化及び地域障害者職業センター等による人材育成の一層の充実に努めること。

雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修等の実施に当たっては、障害者就業・生活支援センターや就労系サービス事業所のみならず、区市町村障害者就労支援センター等、障害者支援に関わる関係機関支援員に十分な受講機会を確保すること。また、自治体独自に実施する研修とのタイアップや、自治体が自ら実施する専門人材の育成研修について、予算措置を講じること。

さらに、医療機関による就労支援機関等との連携が、診療報酬上、評価される仕組みを検討すること。

- (2) 重度障害者等の就労について、令和2年度に障害者雇用納付金制度に基づく助成金が拡充されたほか、令和3年度から新たに地域生活支援促進事業として「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が位置付けられたが、実施が一部の区市町村に留まっていることから、具体的な取組事例を収集・整理し、幅広く共有して取組が広がるようにするとともに、障害

者がより働きやすい社会を実現する観点から、制度の簡素化などの見直しを行うこと。

- (3) 福祉施設に対する新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を踏まえ、更なる支援を検討すること。また、福祉施設を取り巻く状況を踏まえた上で、工賃水準向上への支援策を充実させ、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する共同受注ネットワークの支援や経営コンサルタントの派遣などに財政支援を行うこと。
- (4) 就労継続支援など就労系サービスは、令和3年4月の報酬改定から実績に応じた基本報酬の設定とともに、利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する設定も可能となったが、新設された加算の取得状況も踏まえ、報酬改定の効果や事業所運営への影響について、十分な検証を行うこと。
- (5) 就労継続支援B型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や障害の重度化等に伴い就労・訓練が困難になった利用者の移行先が確保できるよう、日中活動系サービスの在り方について検討すること。
- (6) 就労移行支援事業等における在宅訓練・勤務に関して、本来の就労移行支援事業等の目的が損なわれないよう、支援の質の担保について、検証を行い、必要な措置を講じること。

参 考

(1) 「工賃向上計画」による福祉的就労の底上げ

障害者が地域で経済的にも自立して生活するためには、一般就労への移行支援のみならず、福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増計画支援事業」を創設し、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた「工賃倍増計画」が策定されることとなり、5年後の平成23年度には現状の工賃の倍増を目指すこととされた。

平成24年度以降は3年毎に、都道府県及び事業所による「工賃向上計画」の策定及び「工賃向上計画支援等事業」の実施により、目標達成に向けた取組等を奨励し、工賃向上に資する取組を計画的に進めることとされた。

また、令和3年度以降の3か年についても、これまでの実績を踏まえた上で新たに「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組むこととされた。

「工賃向上計画支援等事業」において、都道府県が取り組む具体的方策としては、経営コンサルタントの派遣等による事業所の生産活動の経営改善支援、共同受注窓口を活用した品質向上支援、事業所・共同受注窓口職員の人材育成のための研修等の実施及び共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制の構築等に係る事業などが掲げられている。

5 精神科医療等の充実

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

精神科医療を充実させるため、診療報酬の改善を図るとともに、精神障害者に対する各種福祉サービスを拡充すること。

<現状・課題>

精神疾患は統合失調症やうつ病、認知症など症状が多様であるほか、発症や病状の変化に本人や周囲も気づきにくいといった特徴もある。このため、患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科だけでなく一般診療科医療機関に加え、保健、福祉等の地域の様々な機関が参画した医療連携体制の構築が必要である。

都では令和4年度から治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療に関する助言を行う取組を実施しているが、難治性の精神疾患を有する患者が地域で安心して生活するため、地域における支援体制の構築に対する十分な財源措置が講じられていない。

アウトリーチについては、平成30年度診療報酬改定において、「精神科在宅患者支援管理料」が新設され、一定の評価の充実が図られたが、集中的な支援を必要とする重症患者等に対しては、引き続き24時間往診体制等が要件となっているなど、医療機関の負担が大きい。

精神身体合併症医療については、救命救急入院料を算定する病棟と精神科救急入院料を算定する病棟間の連携などに関して、診療報酬上の評価が、いまだ十分になされていない。

また、精神保健費等国庫補助金事業のうち、精神科救急医療体制整備事業費について、救急体制維持のために必要な経費に対して、十分な補助がされていない。

依存症については、診療報酬の対象が拡充されるなど、国において取組が進められているが、評価の対象はアルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症の3つに限定されている。令和元年5月には、WHOにおいてゲーム障害が精神疾患の一つとして位置付けられたように、今後も状況を踏まえて取組を充実させることが必要である。また、国は、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を求めているが、依存症治療指導者養成研修の各自治体の参加枠は一律数名程度と制限されており、都においては、希望しても受講できない医療従事者が生じているほか、選定される医療機関に対する財源措置が講じられていない。さらに、国は地域生活支援促進事業において、都道府県等を通じた民間団体への支援を求めているが、都内の自治体では活用が進んでいない。

認知行動療法については、うつ病等の気分障害や不安障害等の一部が対象となっており、統合失調症など他の疾患は対象とされていないほか、個別の患者に実施すること等の要件がある。

発達障害者への支援については、診断や二次的な障害への対応等において医学的見地での支援が必要だが、精神科医等と連携した相談支援体制が不十分である。

都は、措置入院者が退院した後の支援について、現行の精神保健福祉法に基づく措置入院者等の退院後支援計画の作成等を盛り込んだ国の退院後支援ガイドラインの発出を受けて、令和元年度に「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定し、令和2年度から本格実施している。また、運用状況を踏まえ、令和4年度に内容の改訂を実施し、令和5年度から運用開始としている。

各自治体の体制確保については、平成29年度から地方交付税により、必要な経費の一部のみ措置されているが、十分ではなく、国のガイドラインを受けた取組に対する財政支援策も講じられていない。

国は、令和元年12月25日付「災害拠点精神科病院の指定の促進について」により、災害拠点精神科病院を早期に指定するよう求めているが、体制整備に向けては医療機関の負担をより一層軽減させることが必要である。

国は、精神科病院に対して虐待防止の措置を講じることや、都道府県に対して適切な指導監督の実施を求めてきたほか、令和4年12月公布の改正精神保健福祉法において、精神科病院における虐待防止の措置の義務化や虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化が規定されるなど、虐待防止に向けた制度の整備を進めてきた。また、都道府県においても予告なしの立入検査なども組み合わせながら、精神科病院における虐待の発生防止や早期発見に取り組んできたが、人目につきにくい場所や時間帯に行われる虐待をなくしていくためには、関係者からの情報提供が促される方策など病院の実態把握がより円滑になるような手法が求められる。

また、改正精神保健福祉法では、都道府県における任意事業として入院者訪問支援事業が創設された。入院者訪問支援事業は、入院患者の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を精神科病院へ派遣するものであるが、訪問支援員の資格要件が定められておらず、支援員の質の担保が懸念される。さらに、本事業の支援対象者は、市町村長同意による医療保護入院者等とされているが、住所地について入院者又は病院のどちらを基準とするのか定められていない。

<具体的要求内容>

- (1) 地域において、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、精神疾患についても、医療連携体制推進事業の補助対象とするなど、計画の実効性が担保されるよう必要な財源措置を講じること。
- (2) 精神科在宅患者支援管理料について、対象疾患を限定することなく、精神疾患患者に継続的な医療が提供されるよう、医療機関の施設基準を緩和すること。
- (3) 難治性の精神疾患患者に対する専門的な治療が普及するよう、都道府県による地域の実情に応じた支援体制の構築に必要な財源措置を講じること。
- (4) 精神身体合併症患者に対する適切で円滑な医療提供体制を一層整備するため、一般診療科と精神科の連携を促進し、患者の受入れに必要な診療報酬の充実を図ること。
- (5) 精神科救急医療の充実のため、待機医師及び看護師等に要する経費等の人的・財政的負担の実情を考慮した上で、十分な財源措置を講じること。

- (6) 依存症対策については、患者数の推移等も踏まえながら、診療報酬の対象の更なる拡充など、必要な措置を講じること。また、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備が円滑に進むよう、「依存症治療指導者養成研修」の受講者については、自治体ごとの人口規模やニーズを踏まえて決定するとともに、選定される医療機関への必要な財源措置を講じること。さらに、民間団体への支援については、国と自治体の役割分担を踏まえて、各自治体における取組が推進されるよう、必要な措置を講じること。
- (7) 認知行動療法に対する診療報酬について、対象疾患を拡大し、集団を対象とする場合にも認めるなど評価の充実を図ること。
- (8) 発達障害者支援センターへの精神科医の配置など、都道府県等が発達障害者への相談支援体制の充実を図ることができるように必要な財源措置を講じること。
- (9) 現行の精神保健福祉法に基づく退院後支援ガイドラインを踏まえた各自治体の実施状況、課題等を把握するなど、退院後支援の充実に向けた検討を引き続き行うとともに、体制整備に必要な財源措置を講じること。
- (10) 都道府県が地域の実情を踏まえた災害時の精神科医療体制を構築できるよう、必要な財源措置を講じること。
- (11) 精神科病院における虐待防止と早期発見の取組がより実効性のあるものとなるよう、事実認定の具体的な調査手法を示すなど、更なる改善に向けた支援を行うこと。
- (12) 都道府県が速やかに入院者訪問支援事業を実施できるよう、国において対象者の基準を明確にすること。また、支援員の質が確保されるよう、国における研修内容の充実を図るとともに、支援員の資格要件等の基準についても明確にすること。

7 生活・雇用に関するセーフティネットの強化

1 生活困窮者自立支援制度の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

多様な課題を抱える生活困窮者に対し、地域において総合的な支援が実施できるよう、安定的かつ十分な財源確保を図るとともに、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。

また、ハローワークが自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

生活に困窮する方への効果的な支援策を早急に示すとともに、生活困窮者自立支援法の見直しに当たっては、地方自治体の意見を十分に取り入れて支援策を講じること。

<現状・課題>

生活困窮者自立支援法に基づき、区市等が実施主体となり、自立相談支援事業などの必須事業に加え、地域の実情に合わせて、就労準備支援、子供の学習・生活支援などの任意事業を実施している。

各事業の補助基準額については、地方自治体の人口規模等に応じて上限が設定されており、各種の任意事業を積極的に取り組む自治体ほど、基準額とのかい離が大きくなる構造となっている。また、保護率の割合などにより加算される経過措置については、段階的に縮減し廃止していくとしている。今後、人材養成研修の実施や先行事例の蓄積等により、実施自治体が段階的に増加していく見込みであることから、財源不足が懸念される。さらに、物価高騰等の影響による家計支出の増加や、離職等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等への継続的な支援が必要となっており、相談支援員の増配置や住居確保給付金の支給等により地方負担額も増大している。また、平成30年6月に成立した改正法では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については努力義務とされているが、必須事業より補助率は低く、全ての自治体において実施体制を整備することは困難である。

令和2年度から実施主体が都道府県に移管されている人材育成に関しては、自立相談支援事業をはじめ、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、当面の間、一部継続される国の従事者養成研修の受講が必要となるが、今後新たに事業に従事する者も含めると、十分な実施規模とは言えない。また、専門性の向上を図るための現任研修など、従事者に向けた研修は、これまで実施されていない。

現在示されている国の財政措置の内容も不十分であり、今後、養成研修の更なる移管が進めば、都道府県の財政負担の増大が懸念される。

生活困窮世帯の子供に対する支援としての子供の学習・生活支援事業は、生活習慣・環境改善に関する支援等の取組への加算措置に加え、令和5年度から、専任的な支援員の配置等による家庭訪問の取組への加算措置が図られることとなった。一方、生活困窮世帯の子供へのバランスのとれた温かい食事提供などの経費は、補助対象から除外されており、子供が安心して過ごせる居場所機能の充実に取り組む自治体を支援するための財源措置が必要である。

就労訓練事業については、令和元年度から非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料等を補助できることとなったが、事業所に対する経済的インセンティブ支援としては不十分であり、生活困窮者を受け入れることが困難となっている。また、改正法では、自治体に対し認定就労訓練事業所の受注の機会の増大を図るように努めることとされたが、その促進に向けた具体的な方策が示されていない。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業や休業に伴い収入が減少した生活困窮者を対象とした生活福祉資金の特例貸付の申込は、令和4年9月末で終了し、貸付件数は、緊急小口資金で約25万件、総合支援資金では約19万件となっている。また、償還免除については、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付けという資金種類ごとに一括して行い、借受人と世帯主が住民税非課税であれば対象となっている。

多様な課題を抱える生活困窮者の就労自立を促進するためには、就労準備支援や就労訓練を経た上で、ハローワークの雇用開拓、職業紹介機能を有効に活用し、一般就労を実現していく必要がある。

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、これまで支給対象範囲の拡大や、特例による再支給等の措置が講じられてきた住居確保給付金については、令和5年4月から特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られたが、物価高騰等の影響により、より厳しい状況に立たされている生活困窮者への効果的な支援策について検討し、それを早急に示すことが必要である。

また、改正法附則では、法施行後5年を目途として、改正後の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとしているが、その実施に当たっては、引き続き実施主体の区市等の意見を十分踏まえるべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 実施主体である区市等において、生活困窮者に対する包括的な支援が実施できるよう、実績に応じた国庫負担・補助基準額の引上げ及び就労準備支援・家計改善支援両事業の補助率引上げを含め、十分な財源確保を図ること。
また、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。
- (2) 実施主体を都道府県に移管後も、一部継続される国の従事者養成研修について、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の従事者の必要数を踏まえ、必要な実施規模を確保すること。また、都道府県において、移管される養成研修の対応や、現任研修も含めた更なる研修体系の充実が図れるよう必要な財源の確保を図ること。

- (3) 子供の学習・生活支援事業に関しては、地域の実情に応じ効果的な支援が実施できるよう、国庫補助対象範囲を拡大すること。
- (4) 就労訓練事業の実施事業所の確保に向け、自治体による受注の機会の増大も含め、民間事業者の積極的な参入を促進するための具体的な対策を講じること。
- (5) 生活福祉資金の特例貸付における償還については、借受人の生活再建の妨げにならないよう、必要に応じて支援策を実施すること。また、償還業務が終了するまでの都道府県社会福祉協議会の事務体制に対する事務費を国が責任を持って確実に財源措置すること。
- (6) ハローワークにおいて、自治体に設置した常設窓口や巡回相談等のワンストップ型の支援を充実させるとともに、自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。
- (7) 物価高騰等により、より厳しい状況に立たされている生活困窮者への効果的な支援策について検討し、その内容を早急に示すこと。
- (8) 生活困窮者自立支援法の見直しに当たり、生活困窮者の支援状況を把握するとともに、実施主体である地方自治体の意見を十分に取り入れること。

参 考

○都内区市の任意事業の実施状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計改善 支援事業	子供の学習 ・生活支援 事業	その他 事業
27年度	20	5	13	27	2
28年度	26	8	23	39	3
29年度	30	9	30	46	3
30年度	34	10	35	47	3
令和元年度	37	10	38	47	3
令和2年度	40	10	44	48	4
令和3年度	41	10	45	48	4
令和4年度	45	10	48	48	4
実施率	91.8%	20.4%	98.0%	98.0%	8.2%

○令和4年度の都内区市の超過負担の状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	自立相談支援事業	学習・生活支援事業
所要額が基準額を超える区市	4区4市	7区1市
平均超過率	21.5%	68.4%

※自立相談支援事業については、上記以外の1区1市においても人口規模等により適用される基準額を超過していたが、厚生労働省との個別協議の結果、基準額が引き上げられている。

○令和4年度の生活困窮者自立支援制度人材養成研修受講者枠と申込状況（東京都）

	主任相談支援員 養成研修	相談支援員養成 研修	就労支援員・就労準備支 援事業従事者養成研修	家計改善支援員 養成研修
受講者枠	22人	44人	44人	25人
受講申込者数	21人	60人	64人	48人

※受講者枠は、厚生労働省から東京都に割り当てられた人数

○居場所機能等の充実に関する都内区市の検討状況

	実施したい	検討中
区	4	12
市	2	7
合計	6	19

（平成28年2月調査）

○就労訓練事業等の認知度、就労訓練事業の認定取得意向

就労訓練事業等の認知度	構成比	就労訓練事業の認定取得意向	構成比
就労準備支援事業及び就労訓練事業の両方について知っている	18.4%	認定を取得する意向あり	3.0%
就労準備支援事業についてのみ知っている	2.9%	類似事業を実施するが、認定は取得しない予定	0.8%
就労訓練事業のみ知っている	3.9%	事業（類似事業を含む）は、実施しない予定	47.4%
就労準備支援事業も就労訓練事業も、ともによく知らない	74.0%	検討中／わからない	47.0%
無回答	0.8%	無回答	1.8%
合計	100%	合計	100%

出典：「就労準備支援事業及び就労訓練事業（中間的就労）に関するアンケート調査等報告書」（平成26年12月東京都福祉保健局）。アンケート回答数1,079社/4,000社

○生活福祉資金特例貸付件数

緊急小口資金	総合支援資金		
	初回	延長	再貸付
256,482	190,134	95,220	116,441

○都内自治体のハローワーク常設窓口、巡回相談、就職支援ナビゲーターの状況

区分	区	市	合計
自治体常設窓口	19カ所	4カ所	23カ所
巡回相談	18カ所	20カ所	38カ所
就職支援ナビゲーター	77人	28人	105人

※就職支援ナビゲーターは、ハローワークと自治体常設窓口を合わせた人数(令和5年4月末時点)

2 権利擁護の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 日常生活自立支援事業について、将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画の求める地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能を整備するために、区市町村に対し十分な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

日常生活自立支援事業については、生活困窮者自立相談支援事業等補助金の任意事業に位置付けられているが、今後の認知症高齢者の増加等に伴い、ニーズの拡大が見込まれることから、将来的な財源不足が危惧される。都では、都内全域に専門員を配置しており、事業継続のためには安定した人件費の確保が不可欠である。

成年後見制度については、国は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）において、地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみとしての地域連携ネットワークを作っていく必要があるとし、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能として、①「権利擁護の相談支援」機能②「権利擁護支援チームの形成支援」機能③「権利擁護支援チームの自立支援」機能をあげ、家庭裁判所とも連携し、自発的に協力して取り組むことを求めている。平成30年度から中核機関の設置運営に要する費用について一部地方交付税措置しているが、これらの機能を担う運営には不十分である。

<具体的要求内容>

- (1) 日常生活自立支援事業の今後の利用実績の増加を見据え、人件費等将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 成年後見制度について、第二期成年後見制度利用促進基本計画の求める福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能の整備に取り組む区市町村に対し、安定的かつ十分な財政支援を行うこと。

参 考

○都内認知症高齢者数

区分	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 推計 (2025年度 推計)
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ	約12万人	約14万人
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上	約34万人	約41万人
計	約46万人	約55万人

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和元年度認知症高齢者数等の分布調査」
(令和2年3月)

○都内の日常生活自立支援事業の利用実績

年度	契約件数	相談件数
平成26年度	3,373(1,164)	183,432
平成27年度	3,527(1,323)	185,169
平成28年度	3,515(1,365)	197,272
平成29年度	3,608(1,429)	205,090
平成30年度	3,753(1,521)	214,393
令和元年度	3,839(1,603)	207,352
令和2年度	3,976(1,585)	214,123
令和3年度	4,123(1,597)	228,314
令和4年度	4,290(1,526)	235,185

※契約件数の()内は生活保護受給者で内数

○都内の成年後見制度利用者数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
19,562人	4,943人	1,614人	522人	26,641人

出典：東京家庭裁判所提供資料(令和4年12月31日時点)

○都内の成年後見制度推進機関の設置自治体数 (令和4年度末時点)

成年後見制度推進機関の設置自治体	52区市町村(内訳：23区、26市、2町、1村)
------------------	--------------------------

○都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数 (令和4年度末時点)

都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数	2,406人
---------------------	--------

8 保健医療施策の推進

1 医師確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

現下の医師不足の状況に対して、不足が顕著な産科、小児科、救急医療、へき地医療等の医師の早急な確保について、より実効性のある対策を国の責任において講じるとともに、医師養成課程における研修の質を担保するため、適切な制度運用を図ること。

<現状・課題>

全国的に医師不足が続く中、都内においても依然として、小児・周産期・救急・へき地医療など、特定の診療科や地域で医師の確保が困難な状況にある。

国は、平成20年度から医学部入学定員増を臨時的に認めているが、医師の養成には時間を要するため、併せて今ある危機に対し即効性のある対策も重層的に講じる必要がある。

国は、平成30年度に医療法の改正を行い、都道府県が医師確保計画を策定することとし、新たに医師偏在指標に基づく医師多数・少数区域等を設定した。しかし、指標は医師の総量的な偏在状況を相対的に示しているものに過ぎず、地域の実情を十分に表すものとなっていない。また、医師多数とされた都道府県においては専攻医の定員数が制限されるなど、医師確保に柔軟に取り組むことができない。

医師の偏在対策は全国的な課題であるとともに、地域の医療提供体制の確保も視野に入れながら進めていくべきものであり、国において長期的な視点を持ちつつ、主体的に実効性のある医師確保対策を講じる必要がある。

新たな専門医制度は、平成30年度に改正された医師法により国及び都道府県の役割が明確化された。引き続き国が全国的な影響や研修の質を検証し、都道府県の意見を踏まえた上で一般社団法人日本専門医機構に直接働きかけを行うなど、主体的に関与する必要がある。

医師の地域偏在是正の視点から、専攻医の都市部への集中が問題視され、専攻医採用数について、令和2年度から新たな算定方法によるシーリングが導入された。新たなシーリングの実施によって、都市部の専攻医の定員が過度に制限され、地域の医療提供体制に大きな影響を与えることにもつながりかねず、また、専攻医が希望する質の高い研修の機会が奪われ、制度本来の目的とかい離れた仕組みとなってしまう。さらに、一般社団法人日本専門医機構は、専門医の更新時に多様な地域での診療実績を求めることを検討しているが、過度なシーリングと併せて行われることで、地域の医療提供体制へより深刻な影響を及ぼす可能性がある。

専門医の質の向上という制度本来の目的に鑑み、症例が豊富で研修の体制も整った都市部の病院の機能を評価し、研修の質が損なわれないよう十分に

考慮するとともに、現状の地域医療提供体制に深刻な影響を及ぼすことがないように配慮した制度とすることが必要である。

国は、平成27年度の医師臨床研修制度の見直しから、研修希望者に対する募集定員の割合を縮小してきているが、都内には高度先進医療を行う、症例の豊富な臨床研修病院が数多く存在し、都内外の医師派遣や急性期患者の受入れなどを行っており、募集定員の算定に当たって、このような実態が評価される必要がある。しかし、都道府県別の定員上限について、都市部を中心に大幅な削減が行われるとともに、募集定員倍率については、今後、令和7年度までに1.05倍となるよう更に段階的に圧縮していくとしており、これ以上の削減及び圧縮は、研修医の選択の過度な制約となるとともに、臨床研修病院間の競争が行われず研修の質が担保出来なくなることにつながるおそれがある。国は、医師法改正により、臨床研修病院の指定や定員の設定の権限を都道府県に移譲したが、そのために必要な財源は国の責任において措置する等、移譲後の事務を適切に実施できるよう、都道府県を支援する必要がある。

国は、地域の医師確保など、地域医療の課題解決のため、平成26年度からは、医師をはじめ医療従事者の確保・養成も地域医療介護総合確保基金の支援対象とした。また、医療法を改正し、地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターの法的な位置付け、各職種の業務範囲や業務の実施体制の見直しなどを行った。都道府県においては、令和5年度に医師確保計画の改定を予定しているが、依然として都道府県における対策には限界があり、医師の養成、医師法等を所管する国の責任において、医師確保対策の更なる充実を図る必要がある。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興・再興感染症の流行拡大期においても、医療機関が必要な診療を継続し、国民が過度に診療を控えることがないように、通常の診療を担う医療機関においても感染症対策に精通した医師の確保が必要である。

さらに、疾病予防をはじめとする地域保健の推進はもとより、災害時や感染症の感染拡大等の健康危機管理の対応に当たっては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の安定的な確保が必要である。特に、新型コロナウイルス感染症への対応において、公衆衛生医師は保健師とともに中心的役割を担っており、昼夜間わず対応が求められ、多大な業務負担が継続している。都においては、公衆衛生医師の魅力を発信し、より一層関心を高めるため、採用案内ホームページのリニューアル等によるPRの強化、オンライン形式の業務説明会を行うとともに、民間住宅の借り上げも実施し、確保策の強化を図っている。健康危機に保健所が迅速かつ機能的に対応するため、公衆衛生医師の安定的な確保は喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

(1) 産科、小児科、救急医療、へき地医療などの医師の確保について、実効性のある措置を緊急に講じること。

- ① 医師の偏在対策において、国は、都道府県間の相対的な比較ではなく、地域の実情を踏まえた上で診療科別・地域別の必要数を示すとともに、医師多数とされた都道府県についても、医師確保に柔軟に取り組むことがで

きるようにすること。

また、医師の地域偏在及び診療科偏在対策については、現状の地域医療提供体制の確保に配慮しながら、長期的なビジョンを持ちつつ国が主体的な取組を行うこと。

② へき地等勤務医師の安定的な確保や在宅医療を推進するため、新たな専門医制度とも対応させた医師キャリアシステムの構築を図るとともに、へき地等派遣医師に対する特別な手当を創設すること。

(2) 新たな専門医制度については、医師の地域偏在及び診療科偏在是正の観点からの取組を過度に推し進めることなく制度本来の目的を鑑み、専攻医の声を十分に取り入れた上で、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにするとともに、専攻医採用数のシーリングや専門医の更新時に多様な地域での診療従事を求めることにより、地域の医療提供体制に深刻な影響を与えることがないように、適切に運用すること。

また、国が責任を持って地域医療への影響や研修の質、研修を終えた専門医の能力への影響等の検証を行うとともに、医師法の趣旨に則り、都道府県の意見を踏まえた上で、一般社団法人日本専門医機構に対し必要な働きかけを行うこと。

(3) 都道府県別の初期臨床研修の募集定員上限を算定するに当たっては、都内外の医師派遣や急性期患者の流入状況等を反映させること。また、都市部を中心とした募集定員削減の医師の地域偏在対策への有効性を検証するとともに、研修の質等を担保するため、これ以上の募集定員倍率の圧縮は実施しないこと。権限移譲後も都道府県に対し、必要な財源措置や適切な事務執行への支援を行うこと。

(4) 今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新興・再興感染症の発生時において必要な地域医療提供体制を確保できるよう、国の責任において、医療機関における感染対策に指導的な役割を果たすことができる感染症専門医の養成を早急に進めること。

(5) 公衆衛生医師の安定的な確保に向けて、医師養成等において保健所での研修を改めて必修にすることや、医学生や研修医が公衆衛生分野に関心を持つ機会を提供するなど、公衆衛生分野の職務を理解する機会をより一層提供すること。

2 看護職員確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 「看護職員需給推計」は、都道府県の実効性ある看護職員確保対策に資するものとする。
- (2) 都道府県が地域の実情に応じて実施する看護職員の新規養成・定着促進・復職支援対策に対して十分な財源を確保すること。
- (3) 令和4年からの教育カリキュラムを踏まえた学校・養成所の支援を充実強化すること。
- (4) 看護職員確保のための資格管理体制を構築すること。
- (5) 感染対策の強化を図るため、感染管理に関する専門的知識等を持つ看護職員の養成について支援すること。
- (6) 看護職員等の処遇改善について、対象となる医療機関を拡大すること。また、医療機関の実情に応じて、処遇改善が適切に行われるよう、必要な措置を確実に行うこと。

<現状・課題>

高齢化の進展などにより増大する医療ニーズに対応するためには、看護職員の確保に関する取組を一層進めていくことが必要である。特に、地域包括ケアシステムを推進するためには、医療機関だけではなく、訪問看護の人材確保は重要である。都は、新規養成・定着促進・復職支援の三本柱に、定年後に向けての就業支援を加え、総合的な看護職員確保対策等を展開している。

令和元年度、看護職員の需給推計が取りまとめられたが、病院及び有床診療所、精神病床、訪問看護事業所等（以下「領域」という。）別の供給数が算定されておらず、充足状況が把握できないため、都道府県が看護職員確保対策に取り組む上で有効なものとなっていない。

看護師等の確保の促進のために必要な財政上の措置は国の責務であるが、都において地域医療介護総合確保基金で支弁されている額は不十分なものである。

令和4年からの改正教育カリキュラムは、教育内容に関し、養成所の裁量に委ねられている部分が多い。教育の質を担保し各養成所の多様性を生かすためには、看護教員の更なる教育力の向上が必要である。教育内容の充実のため、教育環境の整備も必要である。

看護師等免許保持者の届出制度は、離職者の再就業対策に有効なものであるが、届出件数の伸び悩みに加え、届出者が就業に関する状況を更新していないことが

あり、効果的な支援に結び付きにくい。現在の看護師の免許制度では資格保有者全体を把握することはできず、潜在看護師の全体像を把握することが困難である。令和6年度以降は、医療関係資格におけるマイナンバー制度の活用により届出のオンライン化等が図られるとともに、看護職員については、自らの幅広いキャリア情報への簡便なアクセス・利用や都道府県ナースセンター（都においては東京都ナースプラザ）による多様なキャリア情報の把握・活用を通じて、潜在看護職員に対する復職支援の充実や、スキルアップに資する情報提供の充実を図るとされているが、その情報が活用されるのは、本人が、マイナンバーの提供とナースセンターへの情報提供に同意した場合に限られる。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、感染症に関する専門的な知識と技術を持つ感染管理認定看護師等は、医療機関等における感染対策の強化などに力を発揮しているものの、そうした高い専門性を有する人材の養成には時間を要し、また、その多くは大規模病院での配置となっている。都内の7割を占める中小規模医療機関及び介護施設において感染対策を強化していくためには、感染管理に精通している看護師等の養成をしていく必要がある。

看護職員の処遇改善については、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和4年10月から、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための措置として、診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」が新設された。しかし、この地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関とは、一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）に限られており、また、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善は、この処遇改善の収入を充てることとしている。

<具体的要求内容>

- (1) 都道府県が、看護職員が特に不足すると見込まれる領域に対し効果的に看護人材確保対策を講じることができるよう、看護職員の供給数について、都道府県ごとの領域別の推計値を提示すること。
- (2) 地域医療介護総合確保基金については、看護職員の確保対策を充実するため、訪問看護の促進、看護職員の確保を図るための研修・事業等の実施、勤務環境改善や再就業促進への取組への支援等、都道府県が行う取組に必要な財源を確実に措置すること。
- (3) 学校・養成所が新カリキュラムに対応するために必要な教育環境の整備や、療養の場の多様化に対応した実習先の確保について支援を図ること。
また、新カリキュラムによる教育内容の充実を担保するため、看護教員の更なる教育力の向上を図れるよう、キャリアに応じた研修を継続的に行う体制を構築すること。特にカリキュラム運営の要を担う教務主任を養成する研修体制について、国が責任を持って整備すること。
- (4) 離職時等の届出制度を活用した看護師等への復職支援の強化が図れるよう、離職時に次の就業先が決まっている場合でも届出が必要であることを周知徹底するとともに、病院等の就業先による代行届出の範囲を広げ、離職時だけでなく、再就業したときも代行届出を可能とすること。さらに、令和6年度以降のマイナンバー制度を活用した看護師資格保有者の全体を把握すること

ができる資格管理制度に対する看護職員の理解を促すため制度の周知を徹底し、復職支援や人材確保の推進に向けてより一層の支援を図ること。

(5) 中小規模の医療機関や介護施設における感染防止対策の強化に向け、医療機関や自治体による研修の実施に対し、必要な財政支援を行うこと。

(6) 診療報酬による看護職員等の処遇改善については、対象となる医療機関を拡大すること。また、医療機関の実情に応じて、看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカル職員を処遇改善の対象とした場合に必要となる財源についても確実に措置すること。

3 医療従事者の勤務環境改善

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

医療従事者の勤務環境改善、とりわけ医師の労働時間短縮は喫緊の課題である。国は、医療従事者の負担軽減に向けた取組や、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するための総合的な支援策の一層の充実を図ること。

<現状・課題>

質の高い医療提供体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが重要である。

平成31年4月に働き方改革関連法が施行され、医療機関においてもこれまでに以上に勤務環境の改善に取り組むことが必要とされている。他職種よりも長時間労働が実態となっている医師についても、令和6年4月から労働基準法による時間外・休日労働の上限を年960時間(A水準)とする規制の適用が開始される。

これに伴い、令和4年1月に医師の働き方改革に関連する政省令・告示が公布され、地域の医療提供体制確保や一定期間集中的に技能を向上させるためやむを得ない医師が勤務している医療機関は、開設者の申請により、特定労務管理対象機関【いわゆる特例水準対象医療機関 (B水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準)】として都道府県知事の指定を受け、時間外・休日労働の上限は年1,860時間と設定される。

令和6年4月以降、すべての医療機関が、各水準に応じた「医師の時間外・休日労働の上限規制」や「面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等の実施」など、医師の健康確保と勤務環境改善に向けた取組を確実に実行する必要がある。

都はこれまで医療勤務環境改善支援センターを中心に、医業経営及び労務管理の専門アドバイザーによる医師労働時間短縮計画策定支援や病院管理者の意識改革のための啓発事業、医療機関の医師の働き方改革に係る準備状況調査などを実施してきた。今後、特例水準を適用する医療機関が策定した医師労働時間短縮計画について、より実効性のある支援を行うこととなる。

また、追加的健康確保措置の履行確認は医療法第25条第1項の規定による立入検査で確認することに伴い、労働関係法令違反につながるおそれのある状況を発見した場合は、医療勤務環境改善支援センターと連携して支援を行い、改善が見込まれない場合は、都道府県労働局へ情報提供を行うとされている。

医療勤務環境改善支援センターは、本来、医療機関の勤務環境改善への自主的な取組を支援する目的で設置されており、労働関連法規への違反に係る指導監督権限を持たないことから、法令違反が疑われる場合の対応等について、監督機関との役割分担や連携の方法・手順、根拠規定等の明確化が必要である。

国は、令和17年度末を目途にB水準、連携B水準を解消するとしている。都内には特定機能病院や救命救急センター、大学病院が集中し、臨床研修・専門研修プログラム実施医療機関も多く、他県で研修するプログラムも一定数ある。都道府県ごとに置かれている状況が違うことを踏まえ、特例水準の適切な運用を通じて、医師の働き方改革の推進に取り組めるよう、引き続き国との協議が必要である。

一方、時間外・休日労働の上限規制の適用により、地域医療支援のための医師派遣機能も担っている大学医局からの医師の確保が困難となるなど、地域医療へ影響が生じることが懸念されている。医師の働き方改革が地域医療提供体制に与える影響について検証を行い、医師の健康確保を図りつつ、医師不足による救急医療の縮小等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないように、実態を踏まえた支援が必要である。

医師をはじめとする医療従事者の勤務環境を改善する施策の更なる充実に努めるとともに、国が主体となってこれらの取組を推進すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 医師をはじめとする医療従事者の働き方改革は、医療機関におけるタスク・シフティングやチーム医療の推進、働きやすい環境づくりなどの組織的な取組の促進策に加え、制度面の改善、財政的な措置、上手な医療のかかり方の周知など、全体的な取組が必要であり、国が主体となってこれらの取組を推進すること。
- (2) 都道府県の医療勤務環境改善支援センターが医療機関への実効ある支援を行えるよう必要な施策を講じること。
 - ① 医療機関における労働関連法規に違反する事案への対応は、労働法規を所管する行政機関が中心となって対応することを明確にするるとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合の関係機関の役割分担、連携方法等についても明確にすること。
 - ② 医療勤務環境改善支援センターに新たな役割を担わせる場合には、現状の体制や各都道府県の地域特性を十分に考慮した上で、業務手順を示すとともに適切な準備期間を設けること。
 - ③ 医療勤務環境改善支援センターがより実効性のある業務を遂行するため、人員確保も含めたセンターの機能強化の支援と必要な財政措置を行うこと。
- (3) 医師の働き方改革を推進するため、医療機関や都道府県に対し更なる技術的、財政的支援を行うこと。

- ① 時間外・休日労働の上限規制の適用による地域医療への影響を踏まえて、医師の働き方改革の取組状況を検証すること。また、地域に必要な医療機能の確保とともに、医師の働き方改革に伴う医療機関の経営への影響も考慮しつつ、実効性のある支援を行うこと。
 - ② 都道府県が、特例水準の適切な運用を通じて、医師の働き方改革に取り組めるよう、引き続き国と都道府県との意見交換の機会を設けること。
- (4) 労働時間短縮・勤務環境改善等のための全体的な取組を推進すること。
- ① 各職種が専門性を発揮し、業務を分担しつつ連携・協働することで、医師の負担軽減を図り、安全・安心・良質な医療を効率的に提供するチーム医療を支援する施策を推進すること。
 - ② 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る診療報酬改定の評価・検証を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を通じて医療機関の体制整備等支援の充実を図ること。
 - ③ 女性医師をはじめとした医療従事者が、仕事と家庭を両立できる多様な働き方ができ、働きやすい勤務環境づくりを進め、また、離職者の復職支援を進めるため実効性の高い取組を具体的に示すこと。

4 患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

- (1) 質の高い効率的な医療の実現のため、電子カルテシステムの導入を支援するとともに、医療機関におけるデジタル環境の整備が図れるよう十分な財源を確保すること。
- (2) 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築に当たっては、既存の地域医療連携ネットワークの取組と整合性を図るとともに、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとする。
- (3) オンライン診療の普及に当たってはオンライン診療を希望する患者及び実施医療機関が安心して利用できる環境整備を図ること。また、オンライン診療に係る現行の診療報酬の評価・検証を行うとともに改善を図ること。
- (4) 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について、国の責任において対策を講じること。
- (5) 電子処方箋の普及に向け、医療情報化支援基金による補助の内容を見直し、医療機関や薬局の負担をできる限り少なくすること。

<現状・課題>

質の高い医療を効率的に提供していくためには、特に都内医療機関の多くを占める、電子カルテや地域医療連携システムの導入率が低い中小病院において、医療機関相互の円滑な連携の推進に向けてデジタル環境の整備を更に促進していく必要がある。

データヘルス改革の推進に当たり、厚生労働省は、地域医療介護総合確保基金を活用した地域医療連携ネットワークの構築を支援するとともに、医療情報化支援基金を活用した標準規格準拠の電子カルテの導入費等の支援を検討している。

また、国が進める全国医療情報プラットフォームの構築に当たっては、既存の地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組と整合性を図るとともに、医療・介護現場において患者の過去の医療情報等が適切に確認でき、より質の高

い医療・介護サービスの提供が可能となるよう、実効性の高いものとする必要がある。

国はオンライン診療について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑みた時限的・特例的措置の実施状況を踏まえ、安全性、有効性等を担保するため、令和4年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂し、令和4年度診療報酬改定において初診の診療報酬点数を新設し恒久化を図った。

オンライン診療を希望する患者と実施医療機関が安心して活用できるよう、安全性・信頼性に関し、引き続き指針の遵守状況等について十分な評価、検証を行い、適切なオンライン診療の普及を推進する必要がある。

また、オンライン診療は対面診療に比べて追加の事務負担等により診察効率が落ちるため、診療報酬が実態に見合っていないこと等が、オンライン診療の普及を阻害する要因の一つとなっている。

昨今、複数の病院で電子カルテ等のシステムが、ランサムウェアに感染し、診療が大幅に制限される事態が発生している。医療機関は、サイバーセキュリティ対策への重要性を理解しつつも、経営状況や予算の制約から実施できていない実態があるため、サイバーセキュリティ対策についても、デジタル技術の利活用を推進してきた国の責任において対策を講じていく必要がある。

令和5年1月から運用が開始された電子処方箋について、国はこれまでも医療情報化支援基金による補助金により、医療機関等における電子処方箋の導入を支援しているが、現状の補助内容では医療機関等のインセンティブとなり得ず、普及が進まないことが懸念されている。

<具体的要求内容>

- (1) 質の高い医療の効率的な提供に向け、電子カルテシステムの導入を支援するとともに、医療機関のデジタル環境の整備が図れるよう、地域医療介護総合確保基金等について十分な財源を確保すること。
- (2) 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築に当たっては、既存の地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組と整合性を図るとともに、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとする。
- (3) オンライン診療の普及に当たっては、改定された指針の遵守状況を踏まえ、引き続き、安全性・信頼性について十分な評価検証を行い、オンライン診療を希望する患者及び医療機関が安心して利用できる環境整備を図ること。また、オンライン診療の普及に向け、現行の診療報酬の評価・検証を行うとともに改善を図ること。
- (4) 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について、デジタル技術の利活用を推進してきた国の責任において対策を講じること。
- (5) 電子処方箋の普及に向け、医療情報化支援基金による補助の内容を充実し、医療機関等の負担をできる限り少なくすること。

5 外国人患者への医療提供体制等の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 外国人が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、外国人患者への医療情報提供及び医療提供体制を充実すること。
- (2) 外国人患者の受入体制整備が進むよう、国の責任において必要かつ十分な財政措置を行うこと。
- (3) 全国的な取組を行う場合は、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、基本的な制度設計を行った上で進めること。

<現状・課題>

国は、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数の目標値を定め、これに基づき、平成30年6月に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を取りまとめた。また、平成31年4月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、外国人患者への医療提供に関する取組を推進している。

外国人患者は軽症でも大病院を受診する事例が多いことから、地域の医療機関・関係機関が連携し、症状に応じて外国人患者を受け入れる仕組みづくりが必要であり、外国人患者受入体制の整備に対する支援を充実する必要がある。

外国人患者への対応に当たっては、言語や宗教・文化、医療制度の違い等により、様々な体制の整備や配慮が求められるほか、未収金等のトラブルのリスクもあり、医療機関における受入れへの準備が必要となる。特に使用頻度が低い希少言語は、費用対効果等の面から、医療機関において医療通訳サービスの確保が難しい状況にある。

また、外国人旅行者は都道府県を越え広域的に移動することも多いため、外国人患者の未収金対応、医療通訳の育成・確保、海外への適切な情報発信等を国の責任において進める必要がある。

なお、国は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」など都道府県が実施主体となる取組を実施しているが、拠点的な医療機関の役割や位置付けを明確にすることなく都道府県に選出を委ねており、都道府県間の取組に差が生じている。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人が症状に応じ安心して医療機関を受診できるよう、国の責任において、日本の医療制度や外国人旅行者向け旅行保険の周知等、医療情報提供の充実に向けた取組を進めるとともに、医療機関の未収金対応や医療通訳の育成・確保の取組を推進すること。特に希少言語に対応した遠隔通訳サービスについては、医療機関が利用しやすい利用料金を設定すること。

- (2) 地域の医療機関・関係機関等が連携して進める外国人患者受入体制の整備等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 全国的な取組を行うに当たっては、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、地域の実情に応じた取組となるよう、国において基本的な制度設計を行うこと。

6 病床確保の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

基準病床数制度について、都道府県が地域の医療ニーズを反映できるような仕組みとすること。

<現状・課題>

都の老年人口は、今後も増加を続け、2050年には都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者という、極めて高齢化の進んだ社会が到来する。高齢化により医療需要の更なる増加が見込まれ、都民一人一人が身近な地域において安心して良質な医療が受けられるよう、医療需要の動向等を勘案しながら、医療資源や地理的条件等の地域の実情を基準病床数に反映するなど、きめ細かく対応し、計画的かつ効果的に病床整備を進めていく必要がある。

また、地域医療構想における将来の病床数の必要量は、療養病棟入院基本料の医療区分Ⅰの7割を在宅医療等に移行することを前提とした推計値であるが、基準病床数の算定においても、在宅療養等に対応可能な数については、地域医療構想との整合を図るため同様の考え方となっている。しかし、医療区分Ⅰの患者の7割が必ずしも在宅医療等に移行できるとは限らないため、療養病床からの移行については、医療資源や区市町村等における体制整備の状況など地域の実情を踏まえて検討すべきである。

<具体的要求内容>

基準病床数制度について、人口動態のほか都外からの患者流入などの要素を考慮し、地域医療の実情を十分に反映したものとなるよう算定方式を見直すこと。

7 地域の実情に応じた病床の機能分化・連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 令和7(2025)年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、十分な財政措置を図るとともに、地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用を認めること。
- (2) 令和22(2040)年に向けた将来の医療提供体制をきめ細かく検討していくため、必要なデータを活用しやすい形で区市町村別に提供すること。
- (3) 病床機能報告制度の改善を図ること。
- (4) 紹介受診重点医療機関について、外来医療提供体制における位置づけを医療機関や患者が理解できるよう整理し示すこと。
- (5) 地域医療構想調整会議において、各医療機関の連携・役割分担の議論を一層深められるよう、地域の実情に応じた柔軟な運営ができるようにすること。

<現状・課題>

平成26年度の医療法改正により、都道府県は、令和7年の医療需要と目指すべき医療提供体制、その実現のための施策を盛り込んだ地域医療構想を策定した。

令和7年に向けて、都道府県は地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑かつ着実に推進していく必要がある。国は、地域の実情や病床機能分化・連携の進捗状況、在宅医療等の整備状況を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金を設置しているところであるが、一層の財政措置が必要である。特に、医療分野においては、「①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」、「②居宅等における医療の提供に関する事業」、「④医療従事者の確保に関する事業」、「⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の5区分に基金が交付されているものの、「①」に重点配分されている。また、区分間の経費の流用は認められておらず、状況に応じた柔軟な運用ができない。

令和22（2040）年に向けた新たな地域医療構想の策定に向けては、かかりつけ医機能や在宅医療等を対象に取り込むこととされたが、現状では将来の病床数や在宅医療等の必要量を推計するためのデータは二次医療圏ごとに提供されており、在宅医療の検討には、区市町村単位でも需要や供給の状況を把握することが必要である。加えて、国が提供するデータはナショナルデータベースを基に作成されているため、活用の際に制限が多い。

現在、地域医療構想調整会議において、医療機関の自主的な病床機能の分化・連携を進めるための検討を行っているものの、より実効性のある議論を進めるためには、現状の病床実態を把握し、将来の病床必要量と比較することが重要である。都においても定量的な基準を導入する等、議論活性化に向けた取組を行っているが、より一層、議論を深化させるためには、県外からの患者の流出入による影響や他県比較を考慮した検討が可能となるよう、病床機能報告制度の改善が必要である。

一部の医療機関への外来患者の集中を防ぐため紹介受診重点医療機関の仕組みが導入されたが、同様に紹介患者への医療提供を承認要件とする特定機能病院や地域医療支援病院との差異が不明確であるため、医療機関が各医療機関の位置づけ等を誤認したまま意向の有無を決定することや、制度趣旨についての患者の理解が進まないことが懸念される。

地域医療構想調整会議における各医療機関の連携・役割分担等の議論については、一層議論を進めていく必要があるが、紹介受診重点医療機関を中心とした外来医療に関する協議など地域医療構想調整会議の役割が随時追加され、一つ一つの課題に対して十分な議論を尽くすことができない。

<具体的要求内容>

- (1) 令和7年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。特に地域医療構想の達成には在宅医療の推進や人材確保が不可欠であり、地域医療介護総合確保基金において、この2区分への十分な配分を行うとともに、区分間の流用など、都道府県の裁量による弾力的な活用を認めること。
- (2) 2040年に向けた新たな地域医療構想の策定を見据え、将来の医療提供体制をきめ細かく検討していくため、病床の必要量等を推計するためのデータ等を都道府県が活用しやすい形で区市町村別に提供すること。
- (3) 医療機関の自主的な病床の機能分化・連携に関する議論の活性化に向け、県外からの患者の流出入による影響や他県比較等が行えるよう、病床機能報告制度の改善を図ること。
- (4) 紹介受診重点医療機関について、既存の特定機能病院、地域医療支援病院等制度との関係など、外来医療提供体制における位置づけを医療機関や患者が理解できるよう整理し示すこと。
- (5) 地域医療構想調整会議において、医療機関の連携・役割分担等の議論と併せ、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しについて、新興・再興感染症の発生を見据えながら、議

論を一層深められるよう、地域の実情に応じた柔軟な運営が行えるようにすること。

8 地域医療連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できる診療報酬とすること。

<現状・課題>

地域包括ケアシステムの構築に向け、都内病院の多数を占める中小病院の役割は、ますます重要となっている。令和4年度の診療報酬改定においては、地域包括ケア病棟について、急性期治療を経過した患者の受入れ、在宅で療養を行っている患者等の受入れ、在宅復帰支援の3つの機能がより発揮できるよう、要件や施設基準等がさらに見直された。中小病院が、これらの機能を発揮するなど、急性期から慢性期まで地域医療ニーズに柔軟に対応し、地域医療を支えることができるよう、引き続き地域の実情を踏まえ、診療報酬の評価・検証を行う必要がある。

<具体的要求内容>

中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できるよう、引き続き診療報酬改定の評価・検証を行うこと。

9 在宅療養の基盤強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 在宅療養に関する評価指標を充実するとともに、区市町村ごとのきめ細かなデータを継続的に提供すること。
- (3) オンライン診療の適切な実施に関する指針等の運用を通じて、引き続き適切に評価検証を行うとともに、在宅療養患者と医療従事者が活用しやすい仕組みを構築すること。
- (4) デジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有を促進するための効果的な取組を行うこと。

<現状・課題>

高齢化が急速に進展する中、在宅療養体制の整備は喫緊の課題であり、その推進のためには、住民に身近な保健・医療・福祉サービスを担う区市町村が主体となり、事業者や医師会等との協働体制の下、多職種が連携し、医療・介護サービスを切れ目なく提供する仕組みを構築することが重要である。

都は、東京都保健医療計画に基づき、区市町村の主体的な取組の支援、24時間安心な在宅療養体制の整備、在宅療養に関わる人材の育成・確保、暮らしの場における看取りの推進、在宅療養に関する情報等の都民への普及啓発など、様々な取組を進めている。

地域医療介護総合確保基金では、居宅等における医療の提供に関する事業が対象事業の一つとされているが、施設整備等に関する事業に重点配分され経費の流用は認められておらず、また、対象外となる取組があるなど、地域の実情に応じた取組ができるような仕組みになっていない。

在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標としては、患者数や訪問診療を行っている医療機関数等があるが、在宅療養を一層推進するためには、患者の満足度やQOL等のアウトカム指標による施策の評価を行うことが必要である。

国は技術的支援として、国保データベースシステムを活用し、区市町村ごとの在宅療養患者の状況、医療資源の状況等のきめ細かなデータの提供を行ったところであるが、在宅療養に関する取組の評価検証を行い、実効性のある施策につなげていくためには、こうしたデータの提供が継続的に行われる必要がある。

また、国保データベースシステムでは国保・後期高齢者の被保険者データは取

り扱っているが、その他の被保険者のデータは取り扱っていないため把握することができない。在宅療養体制の更なる推進を図るためには、小児の在宅療養患者の状況等も含めて施策の検討をすることが重要であり、こうしたデータも合わせて提供される必要がある。

国は、令和4年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を一部改訂し、オンライン診療を恒久化したところであるが、在宅療養患者と医療従事者が、安心して活用できるよう安全性・信頼性に関し引き続き十分な検証を行うことが必要である。

国が進める全国医療情報プラットフォームの構築に当たっては、地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有や地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組と整合性を図り、実効性の高いものとするとともに、地域における取組が促進されるよう支援していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、対象となる事業を広く認めるなど、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 在宅療養の一層の推進に向け、患者の満足度やQOL等のアウトカム指標を設定し評価指標を充実すること。また、在宅療養に関する区市町村ごとのきめ細かなデータについて継続的な提供を行うとともに、小児の在宅療養患者のデータについても、都道府県や区市町村が活用しやすいよう提供すること。
- (3) オンライン診療の普及に当たっては、安全性・信頼性に関する課題を整理して、引き続き適切な評価検証を行った上で、在宅医療においても患者と医療従事者が活用しやすいよう制度設計を行うこと。
- (4) 全国医療情報プラットフォームの構築に当たっては、地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有の取組との整合を図ること。また、地域における取組が促進されるよう、十分な財政措置を講じること。

10 がん対策の充実

(1) がん予防対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、乳がん・子宮頸がんのクーポン券配布対象者を拡大すること。
- (2) 「がん対策推進基本計画（第四期）」において設定された精密検査受診率90パーセントの目標に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、区市町村に対し効果的な取組事例を紹介する等の支援や、要精検者の精検受診結果が区市町村に返送されるための仕組みを構築すること。
- (3) 職域におけるがん検診について、実施状況を把握するとともに、質の向上を図るため、検診受診から精密検査までの精度管理・事業評価ができるような仕組みを構築すること。
- (4) 乳がん検診の精度管理を維持するために、検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 科学的根拠に基づいたがん検診を推進するため、新たな検査方法に関する調査研究の充実を図り効果検証を進め、速やかに情報提供すること。また、導入に当たっては、都や区市町村からの意見を聞き、区市町村にとって実効性のある実施方法を定めるとともに、確実に財政措置すること。

<現状・課題>

国は、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、平成29年度から乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン配布対象を、初年度の受診対象

者に限定した。国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下、「国指針」という。）では、乳がん検診・子宮頸がん検診においては、隔年での受診を定めている。検診は定期的な受診が重要であることから、その後の受診を促進するため、初年度以外にも対象を拡大する必要がある。

国の「がん対策推進基本計画（第四期）」では、前期計画に引き続き、精密検査受診率90パーセントの目標値が設定されたところであるが、都は平成30年度より、区市町村における要精検者の精密検査受診結果の把握を推進し、精密検査受診率を向上させる目的から、都内における精密検査結果報告書の標準様式の作成等の取組を進めている。しかし、精検実施機関から区市町村に報告書が返送されないケースが多く、区市町村が要精検者の受診動向を把握できないため、効果的な受診勧奨・再勧奨につながっていない。また、精密検査受診の重要性に関する国民の理解については十分とは言えず、精密検査の受診率を向上させるためには、国民の正しい理解を促すことが必要である。

職域におけるがん検診については、検診全体に占める割合が高いにもかかわらず、制度上の位置付けが明確でないため、実施状況の正確な把握や精度管理が十分でない。国は、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」を作成し、研究班において実施状況の把握や精度管理について検討しているが、検診受診から精密検査までの結果把握が行われるような仕組みの構築は講じられていない。

乳がん検診については、国は令和3年10月に、集団検診において医師の立会いないマンモグラフィを可能とするため国指針を改正したところであるが、乳がん検診の精度管理を維持するためには、マンモグラフィの従事者に対する技術の向上に加え、エックス線撮影時の安全性確保などに関する研修を実施する必要がある。

さらに、平成28年度から胃内視鏡検診従事者研修の補助事業が開始されたが、重篤な偶発症に適切に対応できる体制整備及び精度管理を図るためには、今後も継続的な研修の実施が必要である。

国は対策型検診として科学的根拠に基づいたがん検診を推進するため、子宮頸がん検診におけるHPV検査や乳がん検診における超音波検査など、新たな検査方法の導入に向けて、検査の実施手順や有効性評価などについて様々な調査研究を行ってきた。国立がん研究センターは令和2年7月、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン」更新版を公開し、この中で新たにHPV検査単独法を対策型検診として推奨しているが、検査実施に当たっては陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、国指針改正に当たっては、区市町村にとって実効性のある実施手順の構築が必要である。新たな検査を導入するに当たっては、区市町村が国指針に基づくがん検診を適切に実施していくため、区市町村が計画的に精度管理向上に向けた実施体制を整備できるよう支援するとともに、区市町村の取組に対する財政負担に配慮する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」における乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン券の配布について、定期的な受診を促すため、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、配布対象者を拡大すること。

- (2) 「がん対策推進基本計画（第四期）」において設定された精密検査受診率90パーセントの目標達成に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、目標達成に向けた効果的な取組事例の紹介等の支援や、要精検者の精検結果報告書が区市町村に円滑に返送される仕組みを構築し、区市町村の結果把握の取組に対する支援を行うこと。
- (3) 職域におけるがん検診について、実施状況の正確な把握を行うとともに、企業や健康保険組合等が、従業員にとって受診しやすい環境整備や、区市町村が実施する対策型検診の課題や実施状況を参考に検診受診から精密検査までの結果把握が行えるような仕組みを構築すること。
- (4) 乳がん検診の精度管理を維持するため、マンモグラフィに携わる読影医師等に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、今後も検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 新たな検査の導入に向けた手順や有効性評価等について引き続き調査研究を進め、検証結果を速やかに提供すること。またこれらの検査を「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に新たに規定する場合、都や区市町村から意見を聞き、実効性のある実施方法を定めるとともに、区市町村に過度な負担が生じることのないよう、確実に財政措置を講じること。

(2) がん医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) がん診療連携拠点病院の指定について、都の取組や人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域の実情を踏まえ、指定要件を満たしている病院は全て指定すること。また、指定要件の見直しに当たっては、適切な財源措置等を行うこと。
- (2) 地域医療介護総合確保基金の対象となったがん診療施設の整備事業については、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業について、拠点病院等の取組実績を適切に評価すること。
- (4) がん診療連携計画策定料の算定要件の緩和を行うこと。
- (5) 専門医や医療従事者の養成・確保策の拡充を図ること。

- (6) 拠点病院や地域における緩和ケアの充実に向けた更なる支援を行うこと。
- (7) 小児がん及びAYA世代のがん患者への診療提供体制を国において十分検討すること。
- (8) AYA世代の多様なニーズに応じた支援体制と、小児やAYA世代の患者に対し介護保険制度と同様の仕組みを整備すること。生殖機能温存等に係る費用の助成について、助成額の充実に努めるとともに、受精卵（胚）等の凍結保存の更新料など、必要な経費について対象とすること。
- (9) がん患者の就労支援について、関係機関、事業者等が患者支援を行えるよう情報共有の仕組みづくり等を行うこと。また、地域の実情に応じた都道府県の就労支援に対する財政措置を行うとともに、医療機関における治療と仕事の両立支援の充実に向け引き続き診療報酬の評価・検証を行うこと。
- (10) 国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

<現状・課題>

都内では、現在、13医療圏に29か所のがん診療連携拠点病院等が指定されている。都は、他県に比べて人口やがん患者数が多く、また、他県からがん患者が多数流入していることから、国が指定する拠点病院等だけでは、集学的治療の提供体制が不足するため、国拠点病院と同等の機能を有する病院を独自に整備してきた。都内にはまだ、指定要件を上回る診療実績を有する病院が多数あるが、国は、複数の病院が指定されている圏域については、新たに指定する相当の理由がなければ指定は難しいとしている。

また、令和4年8月に改定されたがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針では、更なる診療体制の充実が求められるなど、病院の費用負担の増加も見込まれる。これらに加え、働き方改革の動向を踏まえた医療従事者の確保に要する経費に対して、診療報酬上の適切な評価も必要である。

国は、がん診療を行う病院の施設及び設備整備事業について、平成27年度以降は地域医療介護総合確保基金の対象としたが、医療機関において良質かつ適切な医療を安定的に提供できる体制を確保するためには、基金への移行後も、病院

の整備が計画的かつ継続的に行われる必要がある。

拠点病院等に対しては、相談支援センターの運営や緩和ケア研修会の開催に係る費用を、国と都が2分の1ずつ補助している（がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業）。国は、平成24年度から、がん相談支援事業について、年間の相談件数に応じた一定の基準額を設けたため、多くの拠点病院では補助額が減少している。

がん治療連携計画策定料の算定要件は、入院中又は退院した日から起算して30日以内ががん患者の治療計画を作成し、患者に説明し文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に連携医療機関に患者の診療情報を文書により提供した場合に限られ、退院後に入院していた病院に31日以上経過して外来を受診した患者や、外来のみでがんの診断・治療を行う患者に対しては算定できないものとなっており、がん診療に係る医療連携を幅広く進めていくためには、算定要件を緩和する必要がある。

これまで拠点病院等を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の整備を進めてきたが、今後は、それらが連携して施設全体で緩和ケアの診療機能を発揮することが求められる。現在、都道府県拠点病院のみに設置が義務付けられている緩和ケアセンターの機能を、地域拠点病院にも拡充する必要がある。

平成29年12月に策定された「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」では、がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師に加え、これらの医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者が受講対象者とされており、医師以外の医療従事者についても基本的な緩和ケアに関する知識を習得する必要がある。

小児がんとAYA世代のがん医療や支援に当たっては、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等との連携が必要である。

AYA世代のがん患者については、年代によって就学、就労、妊娠等の状況が異なり、個々の状況に応じた多様なニーズに対応できるような情報提供や支援体制の整備が求められている。

また、小児やAYA世代のがん患者は、介護保険の対象外であるため、在宅で療養する際に必要となる介護サービスを利用する費用は全額自己負担となり、ケアマネージャーのような支援する人材もいない。さらに、国は、令和3年度から生殖機能温存治療に係る費用の助成制度を開始したが、生殖機能温存治療後から妊娠のための治療を開始するまでの間の、受精卵（胚）等の凍結保存更新の費用が対象となっていない。また、都は助成上限額について、都内医療機関における治療費を参考に、国単価に上乘せしている。

がん患者の就労支援については、平成28年12月に改正がん対策基本法に位置付けられ、国及び地方公共団体は、がん患者の雇用継続等について必要な施策を実施することとされた。

国は、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの作成や両立支援促進員の配置等に取り組んでいるが、がん患者への支援をより効果的に進めるためには、関係機関及び事業者等が連携して患者の状況に応じた相談支援等を行うとともに、働きながら治療を受けられる医療提供体制の整備が必要である。令和2及び4年度の診療報酬改定では、「療養・就労両立支援指導料」の見直しが

行われた。がん患者の治療と仕事の両立を支援していくためには、引き続き、診療報酬の評価・検証を行う必要がある。

国は、がん教育を推進するとともに、国民に対しては、国立がんセンターのがん情報サービスによる情報提供など、がんに関する普及啓発を推進してきたが、がん患者や経験者が、安心して療養し、自分らしく生活を継続できるよう、国民のがんに関する理解を一層深めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) がん診療連携拠点病院の指定については、人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域ごとの実情を踏まえ、指定数を制限することなく、指定要件を満たす病院を全て指定すること。また、指定要件の追加や働き方改革への取組等による病院の費用負担等を考慮し、適切な財源措置等を行うこと。
- (2) がん診療を行う医療機関が良質かつ適切な医療を安定的に提供できるよう、地域医療介護総合確保基金の対象となった施設設備の整備事業について、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院において相談支援センター機能の一層の強化が図られるよう、がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業（がん相談支援事業）について、単に相談件数だけで評価するのではなく、取組実績に見合った基準額を設定するなど、適切に評価する制度に見直すこと。
- (4) がん治療連携計画策定料の算定要件について、患者への説明・連携医療機関への情報提供等の要件を、退院した日から起算して30日以内に限定しないこと。また、入院治療だけでなく外来治療にも算定できるようにすること。
- (5) 拠点病院や地域の医療機関等における適切ながん医療の提供、また、AYA世代や高齢者等に応じたがん医療の提供ができるよう、専門の医療従事者の養成・確保策の一層の拡充を図ること。また、がん相談支援センター相談員の人材育成について、ニーズに応じた十分な研修機会を確保すること。
- (6) 地域拠点病院においても、緩和ケアセンターと同様の機能が確保されるよう支援すること。また、医師以外の医療従事者が基本的な緩和ケアの知識について習得できるよう、職種に応じた研修プログラムによる育成を行うこと。
- (7) 小児がん及びAYA世代のがん患者に適切ながん医療等が提供できるよう、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等が連携し、これらの患者に長期的な支援が可能な体制の構築が図られるよう検討すること。
- (8) AYA世代の多様なニーズに応じた情報提供、包括的な相談支援・就労支援を実施できる体制を整備すること。また、小児やAYA世代の患者が介護保険制度と同様の支援が受けられる仕組みを構築すること。さらに、生殖機能温存等に係る費用の助成について、助成額の充実を図るとともに、生殖機能温存治療費だけでなく、温存治療後から妊娠のための治療を実施するまでの受精卵（胚）等の凍結保存更新料など、必要な経費についても対象とすること。
- (9) がん患者の就労支援をより効果的に行っていくため、国の就労支援機関やがん診療連携拠点病院のがん相談支援センター等の関係機関及び事業者等が

連携して、患者の状況に応じた支援を行えるよう、情報共有の仕組みづくりや人材育成等を進めること。また、患者のニーズや地域の実情に応じた都道府県の就労支援の取組に対する財政措置を行うこと。さらに医療機関の治療と仕事の両立支援に向けた積極的な取組が進むよう、引き続き適切な診療報酬の評価・検証を行うこと。

- (10) がん患者や経験者が、必要な支援を受けながら安心して生活し、活躍できるよう、国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

(3) がん登録の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

全国がん登録を実施するに当たって、十分な財政措置を講じること。また、がん登録に携わる人材の確保・育成、オンラインシステムの環境整備を行うとともに、精度向上の観点からの対策及び国民等へがん登録の普及啓発を行うこと。さらに、がん登録の利活用に向けた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

がん登録は、がんの発生状況・がん医療の実態を把握し、がん対策の評価や企画を行う際の基礎資料となるものであり、がん対策の推進に当たって重要な役割を担うため、高い精度が必要である。

平成28年1月にがん登録等の推進に関する法律が施行され、全国がん登録の実施に当たって、都道府県が負担する審議会や医療機関向けの説明会に係る事務処理費用等一部の経費のみ国庫補助の対象となっている。今後、全国がん登録を着実に推進していくためには、財政措置の充実が必要である。

法が施行されたことに伴い、がん登録は全ての病院に義務づけられたが、中小病院においては、がん登録に携わる医師等専門職が十分に配置されていないなど、体制が整備されていない。がん登録には高い専門性と秘密保持が求められるため、人材の確保と育成に十分な配慮が必要である。

平成29年4月からがん登録オンラインシステムの運用が開始され、各医療機関は都道府県へオンラインシステムによりがん登録データの届出をすることとなっているが、システム導入には、専門的知識が必要となることやシステム改修経費を負担する必要があるため、都内におけるオンライン化率は7割程度となっている。より多くの医療機関がオンラインシステムを導入するためには、わかりやすい導入手順の案内や問合せ窓口の充実、システム改修経費の確保など、中小病院にも配慮した対策が必要である。

また、全国がん登録は、全国のがん情報を一つにまとめて管理することで、精度の高い、正確ながん情報を効率的に集め、公表することを目的として開始され

たが、患者の同一人物判定に必要な情報を確実に収集する仕組みが構築されておらず、精度向上の観点から対策が必要である。

さらに、全国がん登録が開始されたことで、都道府県単位でなく全国規模のがん登録データベースが構築されてはいるが、国民、医療機関、自治体への周知が十分に図られておらず、その重要性、必要性、有用性、活用方法について理解が進んでいないため、より一層の周知活動が必要である。特に、がん登録は、区市町村が、がん検診の効果検証を行うに当たって有効な手段であるとされているが、活用した先行事例が少なく、取組が進んでいないため、今後、区市町村ががん登録を利活用して精度管理の向上が図れるような支援が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 都道府県における全国がん登録の実施に必要な経費について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療機関における届出に必要な人員体制の整備に係る財政措置を講じること。また、がん登録従事者に対し、資質の向上を図るための研修を実施するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 医療機関がオンラインシステムを導入するに当たっては、システム整備に係る技術的支援及び財政措置を講じること。
- (4) 全国がん登録情報の精度向上の観点から、患者の同一人物判定に必要な情報を確実に収集できるような仕組みを構築すること。
- (5) がん登録の必要性について、国民及び医療機関の理解と協力を得るための積極的な普及啓発を行うこと。
- (6) 区市町村ががん登録情報を効果的に利活用し、がん検診の精度管理の向上が図れるよう、その活用方法や自治体における取組事例の紹介などの必要な支援を行うこと。

1.1 救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 救急医療の厳しい現状を踏まえ、迅速・適切な救急医療の確保に向け、更なる充実策を講じること。(2) 医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金及び医療施設運営費等補助金において、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた補助制度とすること。 |
|--|

< 現状・課題 >

都の救急医療体制は、「突発不測の傷病者が、いつでも、どこでも、だれでも、症状に応じた適切な医療が受けられる」という理念の下に、初期、二次、三次の

救急医療機関の体系的な整備を進めている。

しかし、少子高齢化の進展や都民意識の変化等から、求められる救急医療が高度化・多様化しており、救急医療を担う医師の負担は大きなものとなっている。このような中、現在、医師の働き方や労働法制に関する見直しが行われているが、医師の確保は救急医療においても大きな課題となっており、人材の確保難や救急医療の不採算性等による救急医療機関数の減少や救急医療体制の維持に支障を来すことが危惧される。

また、救急搬送に占める割合が増加している高齢者については、入院期間が長期化するなどの懸念から医療機関が受入れを躊躇することもある。

都は、平成21年から「救急医療の東京ルール」に基づき地域全体で救急患者を受け止める搬送体制を開始し、二次医療圏内において搬送先選定困難者の受入調整に中核的役割を担う東京都地域救急医療センターを89施設指定するとともに、圏域内で受入れが困難な場合に広域的に受入調整を行う救急患者受入コーディネーターを令和2年度から増員し、救急患者の迅速な受入体制を確保している。

こうした東京ルールによる運営形態は、平成25年度までは国庫補助対象であったが、平成26年度から国の補助事業の再編に伴い、補助要件や基準額等の変更が行われたため、補助対象外となっている。

平成28年3月に総務省消防庁及び厚生労働省から発出された国通知では、救急業務としての転院搬送の際には医療従事者を同乗させることや、緊急性の乏しい転院搬送については、医療機関が所有するいわゆる病院救急車や消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用することとしている。しかし、当該保険医療機関の入院患者を他の保険医療機関に搬送した場合、救急搬送診療料は算定できないため、医療機関の実情に応じた運用になっていない。

平成28年度診療報酬改定においては、「夜間休日救急搬送医学管理料」の評価が充実されるとともに平日夜間帯も新たに算定可能となったが、救急医療管理加算については、一部項目が減額された。また、令和2年度改定においてより多くの患者受入を評価する新たな評価区分が設けられたが、医師の時間外労働規制の影響等を含めた救急医療の厳しい現状に対して十分なものとは言えない。

救命救急センター運営事業費補助については、救命救急センターの収支が赤字であっても、病院全体の収支が黒字の場合には補助基準額が2分の1とされ、その不採算性を病院に転嫁する仕組みとなっている。また、新たな充実段階評価が導入され、24時間重症・重篤な救急患者を受け入れる体制の確保や、積極的な患者受入れを強く求められている一方で、医師の働き方改革が進む中、病院側は人員体制の充実等が必要となるが、現行の診療報酬はこうした実情を十分に反映したものになっていない。

さらに、都は、東京消防庁のヘリコプターに救急医療用の医療機器等を搭載し、医師が搭乗する東京型ドクターヘリの運用を行っており、また、令和4年3月からドクターヘリの運航を開始している。今後、遠距離運航や夜間飛行が可能な東京型ドクターヘリと機動力が高いドクターヘリを併用することにより、都の救急医療体制の機能強化を図ることとしているが、国は都道府県又は都道府県知事等の要請を受けた基地病院が運航会社との委託契約によりドクターヘリを配備する場合にドクターヘリ導入促進事業の補助対象としており、東京型ドクターヘリを

補助対象にしていない。

新型コロナウイルス感染症への対応について、国は新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れを行う医療機関に対し、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援を行ってきた。一方、救急医療機関においては、救急患者については、新型コロナウイルスに感染していることを疑って対応しているが、全ての救急医療機関が支援の対象となっているわけではない。都内では、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等に指定されていない救急医療機関において大規模な院内感染が発生している例もあり、救急患者の受入れによる感染リスクが大きい救急医療機関を支援し、五類移行後も引き続き、感染防止対策を強化する必要がある。

今後とも、迅速・適切な救急医療を確保するため、診療報酬の改善や医師確保対策の推進、補助の充実などの国の取組を更に進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 救急医療体制の確保については、救急医療の厳しい現状を十分に考慮するとともに、医師の働き方改革の動向等を踏まえ、勤務環境や診療報酬の改善などを図ること。また、救急医療機関の高齢者受入れが円滑に行えるよう検討を進めること。
- (2) 医師の働き方改革により時間外労働規制の上限規制が適用されることを踏まえ、人員体制充実の必要性や救急医療分野の業務実態を十分に把握し、救命救急センターや二次救急医療機関の安定的な運営が図られるよう、診療報酬について検証を行い、実態に即したものとすること。
- (3) 救命救急センターの充実段階評価について、救命救急部門の運営実態をより踏まえたものとするため、精査を行った上で十分な評価を行うとともに、救命救急センター運営費については、病院全体の収支に関わらず、必要な経費を確実に補助すること。
- (4) 救急医療の整備については、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金において、十分な財源を確保すること。
- (5) 「救急医療の東京ルール」など地域の実情に応じた取組が「メディカルコントロール体制強化事業」及び「搬送先困難事例受入医療機関支援事業」の補助対象となるよう要件を早急に見直すとともに、大都市における救急搬送の実態等を踏まえ、補助基準額の設定等を見直すこと。
- (6) 真に急を要する救急患者に的確に対応できるよう、救急医療の適切な受診について国民の理解促進に積極的に取り組むこと。
- (7) 転院搬送について、医療機関の実情を踏まえた取組が進むよう、診療報酬の充実を図ること。
- (8) 「救急医療管理加算2」については評価を引き上げるなど、救急搬送患者を積極的に受け入れる二次救急医療機関を支援すること。
- (9) 地方自治体がそれぞれの医療体制の現状や資源を活かしながら、ヘリコプターを用いた救急医療体制の確保が進められるよう、ドクターヘリ導入促進事業の対象をヘリ運航会社との委託契約に限るとする運営方針を見直し、東京型ドクターヘリを補助対象に拡大すること。

- (10) 今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、救急患者を受け入れている全ての救急医療機関に対する院内感染防止対策について、恒常的な支援策を講じること。
- (11) 医療機関が救急患者等の受入れに伴って発生する未収金などによる不利益を被らないよう、国の責任において補助制度を創設すること。

1 2 周産期医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 周産期母子医療センターに対するNICU及びMFICU運営費に係る補助基準単価について、十分な財源措置を講じること。また、NICU入院児の重症度等を勘案し、補助制度の拡充を図ること。
- (2) 周産期母子医療センター等で働く医師等の確保を含め、安定的な運営を図れるよう、財源措置を講じること。
- (3) NICU等長期入院児の在宅移行に向けた施策について、財政支援を図ること。
- (4) 将来の新興感染症等の発生に備え、安全安心な周産期医療体制を確保するための必要な措置を講じるとともに、院内感染防止対策等に取り組む周産期医療機関に対し、財政支援の拡充を図ること。

<現状・課題>

周産期母子医療センターは、24時間体制で、緊急帝王切開術や超低出生体重児等、周産期救急医療体制の確保が求められているにも関わらず、十分な診療報酬となっていないため、各医療機関において不採算部門となっている。また、在胎期間や出生体重、児の疾患状況・外科的対応の有無等により、NICU入院児の受入状況は医療機関によって差が生じているが、入院児の重症度や対応困難度、病床利用率等は評価されていない。

周産期母子医療センターにおける医師等の確保という面では、実際に現場で働く医師等への処遇改善には、いまだ十分とは言えず、特に新生児を専門とする医師は1施設当たり常勤医が平均6名しかおらず、今後の医師の働き方改革等を踏まえると、勤務環境や医師の確保がさらに厳しい状況にある。

また、都はNICUの整備を進めているものの、医療ニーズや療育支援の必要

性が高い児への医療・保健・福祉サービスが地域に不足しているなどの理由により、集中治療を脱した後も円滑に退院できない状況が、NICUの満床状態を解消できない要因の一つとなっている。

平成30年度診療報酬改定において、小児在宅医療に関する一定の評価がなされたものの、在宅療養等へ円滑に移行するためには、NICU入院児支援コーディネーターの配置や、地域において円滑に在宅生活を送れるような在宅移行支援病床やレスパイト病床の確保、地域小児科医及び訪問看護師の拡充など、引き続き環境整備を図ることにより、円滑な退院に向けた更なる支援を行う必要がある。

さらに、平成28年6月の児童福祉法改正、令和3年9月の医療的ケア児支援法の施行により医療的ケア児の支援に関する保健・医療・福祉等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携もとの切れ目ない支援を行うこととされた。医療依存度の高いNICU等入院児の在宅療養への移行を更に進めるためには、入院中から退院後の生活を支援する多職種の関わりが重要である。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国は新型コロナウイルス感染症に罹患又は疑いのある妊産褥婦を受け入れる医療機関に対する支援を行ってきたが、他の新興・再興感染症発生時においても、都民が地域で安心して子供を産み育てられるよう、これまでの知見を踏まえ、相談・往診体制の構築や産科かかりつけ医と周産期医療機関、その他医療機関との医療連携体制の確保に向けた必要な措置を講じるとともに、妊産婦を受け入れる医療機関における院内感染防止対策への支援が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 周産期母子医療センターの実態等を踏まえ、NICU及びMFICU運営費の補助基準額の設定等を見直すこと。また、NICU入院児の重症度や対応困難度を評価する仕組みを構築し、加算の拡充を図ること。
- (2) 周産期母子医療センター等で働く産科医や新生児科医等を確保するため、診療報酬の改善などの更なる充実策を講じるとともに、分娩手当や新生児科医に対する手当の補助等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (3) NICU入院児支援コーディネーターの配置促進や、在宅移行支援病床・レスパイト病床の確保、訪問看護ステーションの拡充など、円滑な退院や在宅生活を支援する仕組みを充実させるとともに、必要な財源措置を講じること。
- (4) NICU等退院児の地域における在宅療養の充実を図るため、入院中からの支援や訪問看護等に対する診療報酬を更に充実させること。
- (5) 新興・再興感染症発生時において、都民が身近な地域で子供を安心して産み育てられるよう、相談・往診体制や医療連携体制の確保に向けた必要な措置を講じること。また、院内感染防止対策に取り組む周産期医療機関に対する財政支援の拡充を図ること。

1.3 小児救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 小児救急医療体制を確保するため、医師確保策を緊急に講じるとともに、小児救急医療に係る診療報酬の改善等に引き続き努めること。
- (2) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、補助対象を拡充・改善すること。
- (3) 災害時の小児周産期医療体制の確保に向けた支援策を講じること。

<現状・課題>

令和4年度診療報酬改定において、小児救急医療に係る改定が一部なされたが、不採算性の解消のためには、引き続き診療報酬の改善が図られる必要がある。

重篤な小児の救命救急医療及び集中治療については、小児救命救急センターに対する運営費補助による支援や診療報酬による評価がなされているが、実質的には多額の持ち出しとなっている。小児救命救急センターは、小児救急患者を24時間体制で受け入れるなど高度医療の役割を担っていることから、体制整備のため、実情を踏まえた適正な補助を行う必要がある。

限りある医療資源を有効に活用するには、医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりが必要である。中でも、小児集中治療室のある医療機関で、全身状態が安定した後も引き続き医療機器（人工呼吸器等）や医療ケアが必要な患者について、令和4年度の診療報酬改定で小児在宅医療に係る評価はなされたが、在宅移行に向けた取組を更に支援する必要がある。

さらに、医療提供体制施設整備交付金や医療提供体制推進事業費補助金について、地域の実情に合った小児救急医療体制の整備を進めるためには、現行制度をより柔軟に活用できるよう、補助対象の拡充等が図られる必要がある。

国は、平成28年度から災害時小児周産期リエゾン研修を実施し、平成31年2月に「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を策定した。都もこれを受けて独自のリエゾン養成研修を実施し、令和3年度からは「東京都災害時小児周産期リエゾン」及び「地域災害時小児周産期リエゾン」の運用を開始し、有事に備え、平時から関係機関との連携を図っている。こうした災害時の小児周産期医療体制の構築に向けた取組を地方自治体が進めるに当たっては、制度設計を行い全国的な体制整備を推進する立場にある国の責任において、技術的・財政的な支援が図られる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 小児救急医療の厳しい現状を踏まえ、引き続き小児救急医療を担う人材の確保や、医師の働き方改革に伴う人員体制充実が必要であるため、小児救急医療に係る診療報酬を抜本的に見直すこと。また、都の行う小児科医師の確保・育成策について恒常的な支援を行うとともに、小児集中治療室の医療従事者に対する研修等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (2) 初期、二次、三次の医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりなどに対して、実効性のある支援策を講じること。また、急性期の治療を終え、状態の安定した患者の転・退院支援や在宅療養中に病状が変化した患者の入院、療養患者を支える家族の一時支援等に必要な体制整備を進めるため、人材育成・確保に係る補助事業や在宅移行支援に関する診療報酬の更なる充実を図ること。
- (3) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、地域の実情に見合った実効性のあるものとするため、補助対象を拡充・改善すること。
- (4) 災害時小児周産期医療体制の整備に向けた取組に対する支援策を講じること。
 - ① 災害時小児周産期リエゾンの安定的な確保に向け、養成のために自治体を実施する研修への財政的支援を講じること。
 - ② 有事の際、災害時小児周産期リエゾンが円滑に活動できるよう、訓練や通信環境等の充実に向け必要な財政的支援策を講じること。

1.4 医療機関経営安定化対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 大都市の地域特性に配慮して、診療報酬制度の改善を図ること。
- (2) 現下の物価高騰の影響を踏まえ、診療報酬を適切に見直すこと。また、新興感染症の影響下においても安定的に医療が提供されるよう、必要な措置を講じること。
- (3) 医療提供体制施設整備交付金について、財源を確保するとともに、更なる充実を図ること。

<現状・課題>

都は地方と比較して用地費や人件費等のコストが高く（地価は全国平均の6.9倍等）、診療報酬制度や医療機関の施設整備補助制度について、大都市の地域特

性に合わせた配慮が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著に見られた都においては、通常の診療にも影響が及び、病院経営は厳しさを増した。

食材料費や光熱費が高騰する中、公定価格である診療報酬を主な収入源とする医療機関では、物価高騰の影響を価格転嫁することができず、値上がり分は医療機関の持ち出しとなるため、食事提供や診療活動など医療提供体制への影響が懸念される。

診療報酬については、入院基本料等において地域加算が行われているが、都における医療機関の経営は厳しさを増しており、より一層の充実が必要である。

また、医療提供体制施設整備交付金は、都における医療機能の整備・充実を推進する上で、必要不可欠なものであるが、施設整備事業に係る算定基準は、大都市の地域特性が十分に反映されたものとなっていない。

加えて、国は平成23年度以降、医療提供体制施設整備交付金予算を大幅に減額しており、また、平成26年度からは、交付金事業の一部が地域医療介護総合確保基金の対象となっているが、医療提供体制施設整備交付金の予算額の減額は、医療機関の機能強化や耐震化整備に支障を来しかねない。

<具体的要求内容>

- (1) 患者サービスを向上させるとともに、医療機関の経営を安定化させるため、入院基本料に対する地域加算等の診療報酬について、人件費、土地取得費、物件費等、大都市の地域特性を詳細に把握した上で、必要な改善を行うこと。また、新興・再興感染症等の影響下においても安定した経営が行えるよう、必要な措置を講じること。
- (2) 現下の物価高騰の影響を踏まえ、医療提供体制に支障が生じないように診療報酬を適切に見直すこと。また、新興・再興感染症等の影響下においても安定した経営が行えるよう、必要な措置を講じること。
- (3) 医療機関の健全な経営を確保し、狭あい・過密な大都市において患者の療養環境及び職員の執務環境の改善を図るとともに、災害対策を一層促進するため、医療提供体制施設整備交付金の財源を確保し、地域特性に配慮した算定基準とするなど更なる充実を図ること。

1.5 院内感染防止対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 医療機関における院内感染防止対策を推進するため、診療報酬における評価の充実を図ること。(2) 院内感染対策に係る医療機関の支援のため、地域における病院間の相互支援体制の構築に向けた施策の充実を図ること。 |
|--|

<現状・課題>

令和4年4月の診療報酬改定において新設された「感染対策向上加算3」は、入院初日のみならず入院期間が90日を超えるごとに算定できることとなったが、「感染対策向上加算2」は、入院初日のみの算定とされている。東京都において、「感染対策向上加算2」を算定している病院の約3割は療養病床を有する病院であり、依然として、入院が長期となる慢性期患者への対応の評価が低くなっている。

コロナ禍においては、多くの医療機関で院内感染が発生し、当該医療機関では入院・外来診療が一時休止するなど、地域の医療提供体制に影響を及ぼす事態も生じた。院内感染発生時には早期収束を図ることはもとより、発生防止のための平時からの体制整備が重要である。院内感染対策事業における「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、医療機関の感染防止対策の支援のために、日常的に相談できる専門家の相談窓口設置のほか、ネットワーク構築や相互支援体制の構築のための取組（研修・情報交換等の実施）が補助対象とされている。しかし、地域の実情に応じた医療機関の感染防止対策をきめ細かく推進するためには、都道府県のみならず二次保健医療圏や保健所単位ごとなどでネットワークを構築していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「感染対策向上加算2」について、入院初日のみとされている算定要件を改め、入院期間が比較的長期となる慢性期患者に対応する医療機関に対して配慮するなど、実情を考慮した評価とすること。
- (2) 院内感染が発生すると急速に拡大するリスクが高い精神科病床や、重症化リスクの高い高齢の入院患者の割合が高い療養病床を有する病院等、院内感染防止対策の強化が必要な医療機関に対する人材育成や標準予防策の徹底等の取組への支援を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症の院内感染発生事例を分析・検証し、検証結果を自治体へ示すとともに、今後の新興・再興感染症の発生を見据え、「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、地域の実情に応じた院内感染防止対策を実施できるよう制度の拡充を図ること。

1.6 被爆者援護法に基づく医療費の審査支払事務における紙申請の廃止

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- | |
|---|
| (1) 被爆者援護法に定める一般疾病医療費の審査支払事務をペーパーレス化できるよう法令改正及び申請・審査・支払事務等のシステム構築を行うこと。 |
|---|

<現状・課題>

一般疾病医療費のうち、大部分については原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）第18条第3項により現物給付を行っているが、受診者が現物給付を受けることができなかった場合は、一旦医療費を支払い、後日、償還払の申請をする必要が生じる。

現物給付ができる医療機関は、被爆者援護法第19条により指定された被爆者一般疾病医療機関に限られ、一般疾病医療機関の指定を受けていない医療機関で受診した被爆者は、一旦医療費を支払い、後日、都道府県に対し償還払の申請をする必要がある。

また、償還払の手續において、一般疾病医療費支給申請書（様式第8号）、当該医療に要した費用を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類の提出が求められている。現在は、被爆者から提出のあった申請書と領収書の原本等の書類を国に送付している。

ただし、領収書の原本の提出は、国税（所得税）の医療費控除において二重の利得を得ることに対する予防策にもなっているため、電子化に当たっては、何らかの措置を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 法改正により、被爆者一般疾病医療機関の指定制度を改め、全ての保険医療機関において現物給付を取り扱えるものとする。
- (2) 法改正により、申請書の電子申請を可能とすること。
- (3) 医療費助成の電子申請を可能とするに当たっては、当該事務が被爆者援護法による法定受託事務であることに鑑み、申請・審査・支払（履歴確認を含む。）の管理を一元化できるシステムを国が構築し、全国一律に導入する取扱いとすること。
- (4) 電子申請においては、医療の事実を証する書類の電子化（医療の事実及び内容を証する書類を、単にPDFや写真による添付で良いとするのではなく、上記の管理システムに取り込むことが可能なデータ形式とすること）を可能とすること。
- (5) これらの制度改正を行う際は、所得税確定申告時に医療費控除として扱われないための防止策を国が講じ、税の公平性を担保すること。

(2) 柔道整復師（以下「柔整」という。）並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（以下「あはき」という。）による施術に係る各種健康保険適用分の審査支払事務についてもペーパーレス化及びシステム構築を行うこと。

<現状・課題>

柔整及びあはきによる施術のうち各種健康保険適用分に関しては、国の公費負担としている。

その支払については、施術所等が国民健康保険等の保険者に紙で提出した療養費支給申請書及び添付書類の写しを、同様に紙で都に提出させることで申請を受け付け、審査支払している。現在は、施術所等から提出のあった療養費支給申請書及び添付書類の写しを国に送付している。

<具体的要求内容>

- (1) 柔整及びあはきの保険者に対する療養費請求に関し、支給申請書を紙申請から電子申請とし、病院等における健康保険・介護保険の診療報酬請求のオンライン化と同等の電子化を進めること。
- (2) オンライン化後においても、原爆公費の審査を都道府県が担う場合、一般疾病医療費と同様に、国がシステムの構築を行うこと。

1.7 難病対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 難病法の改正においては、関係団体及び都道府県等の意見を十分に踏まえるとともに詳細を早期に示すこと。
- (2) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、難治性疾患克服研究事業の対象疾病だけでなく、幅広く希少難治性疾患を検討範囲に含め、難病の要件を満たすものについては指定難病とすること。また、指定難病患者申出制度について、指定難病検討委員会の場で十分に検討を重ねた上で、医療機関の負担が過大なものにならないよう制度設計するとともに、詳細を早急に明らかにすること。
- (3) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。また、診断基準における検査等は、保険収載されているものに限ること。
- (4) 医療費助成制度の審査業務における医療保険の所得区分の確

認事務（いわゆる「保険者照会」）については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を踏まえ、速やかに廃止すること。

(5) 次期指定難病患者データベース（診断書のオンライン登録）については、都道府県等の負担を軽減するとともに、国が全額費用負担すること。

(6) 難病相談・支援センター事業をはじめとした各難病事業について、事業の充実に取り組む都道府県等に超過負担が生じないよう、患者数等を適切に反映した財政措置を講じること。

(7) 在宅レスパイト事業について、診療報酬における「訪問看護基本療養費」だけでなく、訪問看護管理療養費や特別管理加算、難病等複数回訪問看護加算、乳幼児加算といった項目を加味し、看護人派遣に係る対価を適切に評価するとともに、派遣の実施時間に応じた経費だけではなく、本事業に係る事務経費も含め、補助基準額の設定等を見直すこと。

<現状・課題>

平成27年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）は、令和4年12月に改正され、医療費助成の開始時期の前倒しや都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）による「登録者証」の発行等が規定されたところであるが、国からは改正後の詳細がいまだに示されていない。改正法施行に当たっては、国は、関係団体の理解を得るとともに、制度を運用する都道府県等の意見を踏まえ、システム改修等の準備期間を十分に確保する必要がある。

現在、難病法に基づく医療費助成制度では338疾病が助成の対象となっており、国の指定難病検討委員会では、これまでの議論で追加の検討の俎上に上がらなかった疾病や、検討の結果、指定難病の要件を満たさないとされた疾病について、必要な情報が得られた段階で、改めて指定難病の検討を行うこととしている。これまでの指定難病の検討範囲は、難治性疾患克服研究事業において研究されてきた疾病及び小児慢性特定疾病の対象疾病に限定されていたが、より幅広い検討が必要である。

また、新たに検討されている「患者からの申出等を起点とした指定難病に係る

検討(指定難病患者申出制度)」については、難病診療連携拠点病院が窓口となり、難病診療連携コーディネーターが関与する仕組みが示されているものの、医療機関の業務負担がどの程度増えるのか等、現時点で詳細が明らかになっていない。

難病医療費助成制度では、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を助成対象としているが、具体的な医療の範囲が明確になっていない。

加えて、指定難病の診断基準に、保険収載されていない検査等が必須となっているものもあり、申請の妨げとなっている。

医療費助成制度の審査業務における医療保険の所得区分の確認事務(いわゆる「保険者照会」)については、都道府県等から患者の保険者へ高額療養費制度の所得区分を照会するものであるが、この事務に伴い、特定医療費(指定難病)受給者証の発行に時間がかかる、所得区分変更時にレセプトが返戻されるなど、患者や医療機関に負担がかかっている。「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定において、指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証(難病法第7条第4項)へ的高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、令和3年10月から運用が開始されたオンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずるとされている。

平成29年度から運用が開始された難病データベースは、都道府県等が診断書に審査結果等を書き込んだ後に複合機等で読取り、PDFファイル(DVD)で国に提出し、国がその情報を入力している。令和5年1月末現在、105,193人の指定難病患者が居住する都においては、これらの事務が大きな負担となっている。

令和6年4月から次期難病データベース(診断書のオンライン登録)が運用開始し、指定医が診断書をオンライン登録することが可能になる予定であるが、指定医がオンライン登録を行わなかった場合は、引き続き都道府県等において複合機で読取り等の作業が必要となる。また、指定医がオンライン登録した場合も、指定医は紙の診断書を出力して患者に交付し、患者はそれを添付して都道府県等に医療費助成の申請をするため、都道府県等の認定審査業務における事務負担の軽減は不十分である。

加えて、指定医が次期難病データベースにアクセスするためのID・パスワード発行業務は、指定医が都道府県等に発行を申請し、都道府県等が次期DBに指定医を登録して、ID・パスワードの発行を受け、指定医に通知するフローになっている。指定医が次期難病データベースにアクセスするためのソフト等が保存されたDVDについては、次期難病データベース運用事業者から都道府県等を経由して指定医へ送付するとしており、効率が悪い上に都道府県等に大きな負担となる。

なお、難病データベースは、難病法において国の責務に位置づけられている難病に関する調査及び研究の一環として構築されるものであるにもかかわらず、本業務は補助率2分の1の補助事業とされている。

難病患者の療養生活の環境整備に係る事業のうち、難病相談・支援センター事業など一部の事業は、療養生活環境整備事業として法定化されているが、難病患者の支援事業を確実に展開していくためには、財政的担保が不可欠である。現在、

要綱に基づき実施している在宅難病患者一時入院事業などについても、利用者ニーズに応えるためには、患者数等を適切に反映させた国による一層の財政支援が必要である。

令和3年3月31日付一部改正された難病特別対策推進事業実施要綱に在宅レスパイト事業が位置付けられたが、国の財政措置は、診療報酬における「訪問看護基本療養費」を基に単価が設定されており、実施時間に応じた経費のみとなっている。本事業は在宅人工呼吸器使用難病患者の家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）を目的として患者宅に看護人を派遣するものであり、訪問看護事業所は人工呼吸器使用難病患者に対応できる高度な技術と知識を有する看護人を確保する必要がある。そのための費用を適切に見積もらなければ、元来人材確保が課題でもある訪問看護事業所において本事業を実施するために適切な人材を確保することは困難である。そのため、医療保険に基づく訪問看護費用の金額と乖離しないよう、少なくとも診療報酬上の訪問看護管理療養費や特別管理加算などといった項目を加味し、対象者に見合った単価設定がされる必要がある。また、本事業の実施に当たっては、訪問看護事業所の協力が不可欠であり、事業を適切かつ円滑に実施していくためには、事務の一部を各訪問看護事業所と連携、調整できる職能団体等に委託する場合もあるが、その点を踏まえた補助基準額となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 難病法の改正においては、関係団体及び都道府県等の意見を十分に踏まえるとともに、都道府県等の準備期間を十分に確保できるよう、早期に詳細を示すこと。
- (2) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、これまでの難治性疾患克服研究事業の対象疾病に限定することなく、希少難治性疾患のうち、他の研究事業の対象となっている疾病等についても幅広く検討の範囲に含め、難病の要件を満たすものについては、指定難病とすること。
また、指定難病患者申出制度について、指定難病検討委員会の場で十分に検討を重ねた上で、医療機関の負担が過大なものにならないよう制度設計するとともに、詳細を早急に明らかにすること。
- (3) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。
また、診断基準における検査等は、保険収載されているものに限ること。
- (4) 医療費助成制度の審査業務における医療保険の所得区分の確認事務（いわゆる「保険者照会」）については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を踏まえ、速やかに廃止すること。
- (5) 次期難病データベース（診断書のオンライン登録）については、都道府県等の負担を軽減するとともに、国が全額費用負担すること。
- (6) 難病相談・支援センターの機能強化をはじめ、療養生活環境整備事業及び難病特別対策推進事業において、難病患者の支援の一層の充実が図られるよう、患者数等を適切に反映させた十分な財政措置を講じること。
- (7) 在宅レスパイト事業における看護人の派遣について、診療報酬上の訪問看

護管理療養費や特別管理加算、難病等複数回訪問看護加算、乳幼児加算といった項目を加味し、適切に評価することとともに、派遣の実施時間に応じた経費だけではなく、本事業に係る事務経費も含め、補助基準額の設定等を見直すこと。

参 考

(1) 難病医療費助成国庫補助金及び負担金の交付状況

特定疾患治療研究費国庫補助金の交付状況（東京都）

（単位：千円）

	交付申請額	補助額	交付率
平成24年度	5,698,708	3,203,186	56.2%
平成25年度	6,164,721	4,051,396	65.7%
平成26年度	6,008,340	4,447,882	74.0%
平成27年度	52,260	50,779	97.2%
平成28年度	58,138	57,587	99.1%
平成29年度	43,757	43,459	99.3%
平成30年度	42,839	42,839	100.0%
令和元年度	41,062	36,977	90.1%
令和2年度	44,698	40,694	91.0%
令和3年度	41,056	40,571	98.8%

※スモン患者への施術費用（補助率10/10）を含む。

難病医療費等国庫負担金の交付状況（東京都）

（単位：円）

	対象経費	負担金額
平成28年度	11,721,136,802	5,860,568,401
平成29年度	14,135,207,156	7,067,603,578
平成30年度	17,237,141,390	8,618,570,695
令和元年度	17,972,772,912	8,986,386,456
令和2年度	18,459,018,642	9,229,509,321
令和3年度	20,701,267,502	10,350,633,751

(2) 在宅難病患者一時入院事業

(令和5年5月1日現在)

委託病院名
東京都医療生活協同組合 新渡戸記念中野総合病院
都立駒込病院
日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院
都立大塚病院
順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター
都立墨東病院
青梅市立総合病院 ※現在利用不可(開始時期未定)
稲城市立病院
都立神経病院
医療法人社団松和会池上総合病院
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
医療法人社団東光会西東京中央総合病院

(3) 難病相談・支援センター事業に係る国庫補助基準額の推移

(単位：円)

	都予算額	国基準額	不足額
平成28年度	30,353,000	29,063,000	1,290,000
平成29年度	40,499,000	30,815,000	9,684,000
平成30年度	41,837,000	31,232,000	10,605,000
令和元年度	42,091,000	31,397,000	10,694,000
令和2年度	47,846,000	30,866,000	16,980,000
令和3年度	46,066,000	30,942,000	15,124,000
令和4年度	45,646,000	37,627,200	8,018,800

※補助率は1/2

1.8 受動喫煙対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 改正健康増進法の趣旨や規制内容等について、制度の実効性が担保されるよう、引き続き、国の責任において広く周知を行うこと。また、喫煙目的施設の定義や要件を明確化するとともに、疑義照会へ速やかに回答すること。
- (2) 地方自治体が、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、必要な財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されて以降、飲食を主目的とする居酒屋等が、喫煙場所の提供を主たる目的とする「喫煙目的施設」を標榜する例が多数発生し、都や保健所等への情報提供や苦情が増加している。

都は国に対し、繰り返し、喫煙目的施設の定義や要件の明確化を求めるとともに、関連する疑義照会を行っているが、その明確化がなされず、現場は苦慮している。喫煙目的施設の定義や要件については、法の規定の根幹を成す部分であり、保健所設置区市からも国が判断を示すべき、との意見が寄せられている。また、同法の全面施行により屋内は原則禁煙となったが、屋内か屋外かの基準が曖昧であり、屋内と思われる場所への喫煙器具の設置など違反が疑われる事例が散見される。

本制度を実効性のあるものとするため、多くの疑義が生じている喫煙目的施設の定義や要件、屋内・屋外の区分の明確化、疑義照会への回答への迅速な対応、制度開始前から更新されていないQ&Aの整備など、全国統一的に適切な対応ができるよう、引き続き、国の技術的支援が必要である。

また、たばこ事業法を管轄する財務省などとも連携し、各制度の整合を図りながら、住民や事業者、関係団体等に対して、法の趣旨や規制内容等を引き続き広く周知し、理解促進を図る必要がある。

さらに、違反件数・要指導件数や地域の実情を踏まえ、保健所設置区市が対応可能な体制を整えるために財政措置を含め支援の充実が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業者への指導等の実務を担う地方自治体が適切に対応できるよう、制度における各規定、特に喫煙目的施設の定義や要件の明確化や、自治体からの疑義照会等への迅速な対応を行うこと。また、改正健康増進法の施行に関する自治体や事業者等に向けたQ&Aの更新など、技術的支援を行うこと。さらに、制度の実効性を担保するため、引き続き、法の趣旨や規制内容等について、省庁間の連携を図りながら、国の責任において広く周知を行うこと。

(2) 地方自治体が、必要な人員体制を確保するとともに、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、財政的支援を強化すること。

9 ウイルス肝炎対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、検査の必要性を普及啓発するとともに、検査実施に係る十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療費助成は低所得者の経済的負担に配慮し、確実な財政措置を講じること。
- (3) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。
- (4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に当たっては、低所得者の経済的負担に配慮するとともに、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。また、申請等に当たり、医療機関や患者に負担の少ない制度となるよう見直しを行うこと。

<現状・課題>

国は肝炎対策基本指針において、地方自治体等と協力した効果的な広報活動の実施や職域における取組を推進するとしているが、実効性ある施策を推進するためには、地方自治体への確実な財政措置が必要である。

ウイルス肝炎対策においては、早期発見、早期治療が極めて重要であり、地域特性を踏まえた検査の受検促進や、検査体制などについて充実を図る必要がある。現在、健康増進事業及び特定感染症検査等事業により区市町村及び保健所において肝炎ウイルス検査を実施しているが、補助基準額が実際の検査に係る経費に見合っていない。

また、国は医療費助成制度の創設以来、制度の対象となる治療法については拡充しているが、低所得者に対する配慮が十分ではない。

B型肝炎については、いまだウイルス排除の可能な薬剤は開発途上にあり、C型肝炎については、新薬が開発されているものの、依然として難治症例があることから、今後も引き続き、ウイルス性肝炎の根治を目指し、研究・開発を推進していく必要がある。

国において、平成30年度から都道府県を実施主体として、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」を実施しているが、当初、国負担10分の10と示されていた事業費について、最終的に国負担2分の1に変更された。国の肝炎対策基

本指針において、肝炎に関する調査及び研究に関する事項は国が主体となることが明記されていることから、本事業は本来、国の責任において確実な財政措置を講じる必要がある。また、令和3年4月に通院治療にも対象拡大されたが、本事業により定められている自己負担限度額は、所得にかかわらず一律となっているなど、低所得者に対する配慮が十分でない。さらに、認定及び助成要件が複雑なため、肝疾患診療連携拠点病院以外の医療機関に通院する患者からの申請が非常に少ない。また、通院治療の助成方法は償還払いのみとなっており、一時的な医療費の自己負担及び償還払いの申請手続等、患者に多大な負担が生じている。

<具体的要求内容>

- (1) 肝炎患者の治療については、国民へ正しい知識を普及するとともに、働き盛り世代への治療が確実に行われるよう、職場での理解を進めるための必要な措置を講じること。
- (2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、普及啓発を強化するとともに、区市町村及び保健所における検査実施については実態に合わせて十分な財政措置を講じること。
- (3) 医療費助成制度については、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、確実な財政措置を講じること。
- (4) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。
- (5) 肝がん・重度肝硬変研究治療促進事業の実施に当たっては、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、本事業の趣旨を踏まえ、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。また、認定要件、助成要件及び助成方法について見直しを行い、申請等に当たり、医療機関や患者に負担の少ない制度とすること。

参 考

医療費助成制度の助成内容

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療に係る保険診療の患者一部負担額から、下記の自己負担分を除いた額を助成

自己負担額(①+②)		
①	世帯の区市町村民税非課税	なし(※)
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円未満	月額1万円まで
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円以上	月額2万円まで
②	入院時食事療養・生活療養標準負担額	

※ 低所得層の経済的負担に配慮し、非課税世帯については、東京都独自に「自己負担なし」としている。

10 新興・再興感染症対策の充実【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・法務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 海外の発生状況等の情報収集体制、水際対策の強化を図ること。また、国において専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体等と連携して一体的に対策を推進すること。
- (2) 迅速・効率的な情報把握のため、感染症サーベイランスシステムと医療・介護分野のシステムの連動性を向上させるとともに、電子カルテシステムの導入を支援すること。
- (3) 新興感染症等発生時に医療機関が効果的かつ迅速に対応できるよう、設備整備や精度管理に係る支援の拡充を図ること。
- (4) 協定指定医療機関について、必要な財政支援を行うとともに、自治体等の意見を聴取しながら、実効性のある仕組みとすること。
- (5) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、安定的な供給を行うこと。
- (6) 新興感染症等の発生に備え、医療現場において感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。
- (7) 保健所の人材確保や応援体制の構築、業務負担軽減に向けたデジタル化等を進め、まん延防止のための多岐にわたる取組を行う保健所の機能強化に取り組むこと。
- (8) 蚊媒介感染症や、遺体取扱いなど感染症対策に係る諸課題への対応を進めること。
- (9) 感染症のまん延リスクの高い大都市における対策強化のための技術的・財政的支援の拡充を行うこと。
- (10) コロナとの闘いで得た知見等を、レガシーとして保健医療政策全般に反映させていくこと。

<現状・課題>

明治30年（1897年）に伝染病予防法が制定されて以降、医学の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化、新興感染症の出現など、我が国の感染症を取り巻く環境は大きく変化してきた。

こうした変化に対応するため、平成10年10月2日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が制定（平成11年4月1日から施行）され、感染症に迅速かつ的確に対応し、患者の人権に配慮した感染症対策が行われている。

一方で、令和元年（2019年）12月に発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に日本を含む世界中に広がり、我が国における感染症対策の課題を浮き彫りにした。

新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日から法律上の位置付けが5類感染症に移行し、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされた。

日本の経済活動の中心であり、国際空港や港を抱える東京において、都民・国民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、コロナとも共存した活気あふれる日本、すなわち、「サステナブル・リカバリー」を実現するとともに、新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえて、今後の未知なる感染症流行時においても、社会を止めない、感染症に強い東京を実現するためには、国と都が緊密に連携して取り組んでいくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 感染症の発生の早期探知や国内侵入防止のため、海外における発生状況の情報収集体制を強化するとともに、検疫体制の充実、病原体等の検査体制及び地方自治体との連携体制の充実強化を図ること。
- (2) 新興・再興感染症に係る専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体への的確な情報提供や支援を行い、一体的に対策を推進すること。新たな感染症の発生時には、感染症の特性を迅速に分析し、その特性を踏まえ、発生予防、まん延の防止、医療の提供その他の対策の総合的な推進を図るための指針を示し、地方自治体や関係機関と連携して対策を推進するとともに、十分な財源を確保し地方自治体等の取組を支援すること。
- (3) 感染症発生時における医療機関からの迅速かつ効率的な情報把握のため、電子カルテ情報の標準化を進めるとともに、感染症サーベイランスシステムのみならず、広く保健・医療・介護分野等の他のシステムとの連動性を向上させること。また、電磁的方法による届出・報告の普及・促進を図るため医療機関における電子カルテシステムの導入を支援すること。
- (4) 新興感染症等発生時に医療機関が機能や役割に応じて効果的かつ迅速に対応できるよう、予防計画を踏まえて診療所を含めた医療機関における検査体制の整備を進めるため、検体検査機器設備整備や精度管理に係る財政的・技術的支援を拡充すること。
- (5) 令和4年12月の改正感染症法において規定された協定指定医療機関について、必要な財政支援を行うこと。また、施行後においても、自治体や医療機関等関係機関の意見を聴取しながら適切に対応し、実効性のある仕組みと

すること。

- (6) 感染症に罹患し入院を要する患者等の移送については、迅速に適切な医療の管理下に置き、安全かつ効率・効果的な運用が行えるよう、衛生主管部局と消防機関等との連携等についてルール化を行うこと。

また、一自治体による患者対応が困難な場合に近隣都道府県間等における広域的な患者受入れ・搬送等が円滑に進められるよう、要請基準や適用例の整理も含め早期に課題を整理し、実施体制の整備を進め、また、そのための搬送体制の整備も含め必要な財源を措置すること。

- (7) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、備蓄も含めた安定的な供給体制の構築を行うこと。

ア 安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発が迅速に行われるよう、医薬品やワクチンに関する研究開発に恒常的に取り組む体制とともに、治験や承認を速やかに行える仕組みの構築を進めること。同時に、国家の安全保障の観点からも、国産製品の速やかな開発・実用化を全面的に支援すること。

イ 医薬品及び医療資機材の確保を図り、有事の際に安定的供給や円滑な流通が迅速に行えるよう、国としてサプライチェーンを構築するなど備えを講じておくとともに、治療薬、検査キット、人工呼吸器、酸素濃縮装置、パルスオキシメーター、感染防護具等、感染症医療に必要となる医薬品や医療機器などについて、国として備蓄を進めること。備蓄に当たっては、国の主導によりメーカーや卸売業と生産・流通のバランスを図りながら行うこと。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬をはじめとする感染症治療薬について、引き続き安定的供給に努めること。また、医薬品等の備蓄については、効率的な備蓄のための検討を行うとともに、廃棄処分に係る経費も含め備蓄に係る必要な財源措置を行うこと。

エ 新興感染症の発生時において、かかりつけ医が治療薬をより積極的に投与できるよう、諸外国における状況等を踏まえながら、患者の年齢、既往歴、他の薬の断薬の有無など、国内外における臨床現場での処方情報を開示して、治療薬の活用を促進するための方策を国として早急に示すこと。

- (8) 地方自治体による感染者情報の公表に関して、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、国民の安全・安心の確保とプライバシーの保護、感染症を理由とした差別や風評被害の防止等を十分に考慮して、統一的な公表基準を示し、広く周知すること。

- (9) 新興感染症等の発生に備え、感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。

ア 広く医療機関において、適切な感染制御の下に診療が行えるよう、感染症専門医や感染管理看護師等の育成・配置を促進するとともに、新たな感染症の発生初期段階から対応できる人材や、疫学研究に関する人材など、感染症対策の専門人材の確保・育成を推進すること。また、現場の実情に即した短期的な研修プログラムの作成・提供や、自治体が医療機関の人材育成等に対する支援を行う際の財源措置を行うこと。

イ 新型コロナウイルスの感染拡大により院内感染の対応や看護職員の欠

勤等により全国で医療機関でのマンパワー不足が生じた。このため、多くの潜在看護師等が感染症医療に携わり、経験や知見を獲得した。今後、新たな感染症の拡大により、医療現場でのマンパワー不足が生じた際に、こうした人材を様々な場で活用できるよう、国において仕組みを構築すること。

- (10) 感染症発生時において積極的疫学調査や感染拡大防止の指導、入院勧告の実施など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行うこととなる保健所の機能強化に取り組むこと。

ア 公衆衛生医師や保健師など感染症対策に携わる人材育成の拡充や人材確保に取り組む自治体への支援、都道府県域を越えた広域的な応援職員派遣の体制整備を更に進めるなど、保健所が感染拡大時にも対応できる体制の構築を図ること。

イ 保健所がデジタル技術を活用し、効率的に情報収集や整理などを行い、業務負担が軽減されるよう、DXの推進に向けて、必要な財政支援を行うこと。

- (11) デング熱等をはじめとする蚊媒介感染症対策について、特定感染症予防指針を踏まえ、迅速検査法の開発促進や検査の保険適用の拡大などにより検査体制を拡充するとともに、国内外の治療・研究等に携わる専門機関と協力して最新の知見を集積し、関係機関や国民に広く情報提供を行うこと。

- (12) 新興感染症等の発生に備え、遺体の搬送、火葬等について、手順、方法等を具体的な基準として定めて示すとともに、自治体において体制整備等が必要な場合には、適切な支援を図ること。

- (13) 国際化の進展や人口密集など、感染症のまん延リスクの高い大都市の特徴を踏まえ、旅行者等の入国者に対する多言語による情報提供、一類感染症等発生時対応の際に医療従事者が着用する防護着等の医療資機材確保など、独自の感染症対応策の強化に取り組む地方自治体に対し財政的支援を拡充すること。

- (14) 約3年にわたるコロナとの闘いで得た知見や仕組みを、レガシーとして今後の感染症対策に活かしていくことはもとより、コロナ禍で浮き彫りとなった以下の課題を保健医療政策全般に反映させていくこと。

ア コロナ対策において、往診体制の強化、高齢者施設等の配置医師との連携、オンライン診療の推進、民間救急サービスの活用などが効果を発揮した。こうした施策について、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で暮らしを継続するために一層重要となる地域包括ケアシステムの深化を図ること。

イ 新型コロナ対応を反映した新たな診療報酬体系を構築することとなる、令和6年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定に向けては、現場を担う自治体や医療関係者等の意見を丁寧に聴取しながら検討を進めること。

ウ 感染症への取組は国全体での対応が必要となることから、新たな感染症危機に備えるための予防計画に基づく取組や、その中でも特に、数値目標を設定する事項に係る取組に必要な経費については、自治体や医療機関等の負担とならないよう、必要な財源措置を行うこと。

1 1 健康危機管理体制の充実

1 食品の安全・安心確保のための施策の推進

(提案要求先 消費者庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 輸入食品の監視体制の充実を図ること。
- (2) 食品の表示について、十分に普及啓発を行うこと。
- (3) HACCPに沿った衛生管理の監視指導に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

我が国が輸入する食品は増加し、カロリーベースで約6割に達している。そのため、輸入食品の安全性に対する消費者の関心も高く、輸入食品の監視体制を充実・強化することが必要である。

食品の表示については、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが令和4年3月に策定され、遺伝子組換え食品に関する新たな任意表示が令和5年4月に施行となった。また、令和5年3月に食品表示基準が改正され、「くるみ」がアレルギー表示の義務表示対象品目となった(令和7年4月1日全面施行)。これらをはじめとする食品表示制度について、事業者及び消費者に十分な普及啓発を行う必要がある。

改正食品衛生法が令和3年6月に全面施行され、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着に当たっては、事業者がその内容を十分に理解するとともに、監視員が適切に監視指導を行う必要があるが、実務についての詳細が示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 輸出国における衛生管理の徹底及び輸入事業者への指導の強化により違反食品の輸入を未然に防止するとともに、輸入時の監視体制の充実・強化を図ること。
- (2) 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン、遺伝子組換え食品に関する新たな任意表示やくるみのアレルギー表示義務化をはじめ、食品表示制度について事業者及び消費者に十分な普及啓発を行うこと。
- (3) HACCPに沿った衛生管理について、各自治体が適切な監視指導を行えるよう、監視員向け教育の実施や監視指導のガイドラインを作成するなど、必要な支援を講じること。

2 結核対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 結核予防対策を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 結核医療の維持に必要な対策を行うこと。

<現状・課題>

近年、新登録結核患者数及び人口10万人対り患率は減少傾向にあり、令和3年に報告された全国のり患率は9.2となり、り患率10以下の低まん延の水準に達している。東京都においても、り患率は10.2にまで低下し、低まん延状態となることも視野に入ってきた。

令和3年に報告された新登録結核患者数における外国出生結核患者数の割合は、全国で11.4%（前年11.1%）、都内においても13.4%（前年12.9%）となっており、前年に比べて上昇している。国は、令和2年3月に入国前結核スクリーニングの実施についてガイドラインを公表し、令和2年7月以降準備の整った対象国から順次実施をすることにしたが、いまだに開始されていない。

今後、海外との往来等の増加が見込まれる中、入国前結核スクリーニングを早期に開始するとともに、外国人結核対策など、結核根絶に向けたきめ細かい予防対策をより一層推進する必要がある、これには、結核対策特別促進事業の充実が必要である。

結核医療については、結核病床の減少傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により結核病床の一部が転用されている実態がある。

このため、特に透析医療が必要な患者や精神疾患等の合併症を有する患者、多剤耐性結核に感染した患者の入院調整に時間を要し、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者に対する良質かつ適切な結核医療の提供が更に困難な状況となっている。また、患者の減少に伴い結核医療の経験をもつ医師が減少するとともに、診療経験をもつ医師も高齢化し、将来的に結核に従事する医師の不足が危惧される。

さらに、80歳以上の高齢患者の割合は近年徐々に増加し、令和3年は34.1%と全体の約3分の1を占めている。高齢患者は、入院中に体力が低下し介護が必要になることも多く、医療機関の負担は以前よりも増加している。また、合併症を有する患者の受入れや外来での服薬指導等は、診療報酬で評価されていない。

治療については、平成26年以降公費負担の対象となる薬剤が順次追加されているが、現状14種類に留まっており、薬剤耐性結核や潜在性結核感染症の治療では、合併症治療薬との併用上使用できない薬剤もあることから、多様な病態の患者に適切な治療が行えるよう、最新の結核医療の成果を踏まえ、公費負担等の

対象となる薬剤の範囲を拡大する必要がある。

また、主要メーカーの一時的な生産停止により、抗結核薬が安定供給できない可能性がある。

国が定める「結核に関する特定感染症予防指針」は平成28年11月から改定されておらず、近年の結核医療を取り巻く上記の課題を踏まえた具体的な取組の方向性を示す指針の早急な見直しが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) り患率の低下に伴い、都民・国民の間で結核に対する知識や認識の低下が懸念されるため、結核根絶に向けた更なるり患率の低下に向けて、一層の普及啓発の強化を図ること。
- (2) 将来的に結核医療における人材不足が深刻なものとなることが想定されることから、人材育成や最新の結核医療に係る知見の普及など、医療の質を担保する仕組みを構築すること。
- (3) 入国前結核スクリーニングを早期に開始し、その精度管理を徹底すること。
- (4) 自治体が地域の実情に応じたきめ細かい予防対策をより一層推進できるよう、結核対策特別促進事業に十分な財源措置を講じるなど、結核根絶に向けた取組を強化すること
- (5) 行政的医療である結核医療の維持に当たっては、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者への対応や外来診療、要介護患者への対応等の評価を充実するために、公費負担制度や診療報酬の更なる改善、結核病床の維持やモデル病床活用のための支援など必要な対策を講じること。
また、専門的医療に対応可能な国立病院等の結核病床を維持し、中心的な役割を担っていくこと。
- (6) 薬剤耐性結核や潜在性結核感染症の治療に関し、多様な病態の患者に適切な治療を提供できるよう、最新の結核医療の成果を踏まえ、公費負担の対象となる薬剤や保険診療の適用となる抗結核薬承認薬剤の範囲の拡大を図ること。
- (7) 結核患者に必要な服薬治療を6か月から1年程度の服薬期間を中断せずに確実に完遂し、結核を治癒させるため、抗結核薬の安定供給を確保すること。
- (8) り患率の更なる低下に向けた取組や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた結核医療の維持に向けた取組を推進するため、「結核に関する特定感染症予防指針」を早期に改正するとともに、取組の方向性を示し、都道府県が取組を具体化できるようにすること。

3 梅毒・エムボックス対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 梅毒などの性感染症についての疫学的研究等を進めるとともに、国民への普及啓発を強化すること。また、自治体が行う予防や感染拡大防止のための取組に対する支援を充実させること。
- (2) エムボックスについて、早急に知見の収集・分析を行い、普及啓発や注意喚起、国内における医療提供等の体制構築を行うこと。

<現状・課題>

都内の梅毒患者報告数は、令和4年において過去最多の約3,700件となり急増している。特に女性の報告数は直近10年で約40倍となっている。急激な患者数増加の要因は、これまでのところ十分に究明されていないが、更なる感染拡大が危惧される状況である。梅毒は、感染後も無症状であったり、一時的に症状が消失することもあり、感染拡大を防止し、確実な治療に結びつけるためには、予防や受診・検査の重要性の啓発を進めるとともに、医療機関において確実な診断が行われるよう情報提供等を強化するなど、一層の対策が求められる。

令和4年5月以降、欧米を中心にヒトからヒトへの感染例の報告が続いているエムボックスについては、同年7月に都内において初の国内事例が発生した後、令和5年1月以降、都内における患者等の報告数が増加し、かつ、そのほとんどが海外渡航歴のない事例となっている。エムボックスについては、性的接触による感染の広がりについても指摘されており、こうした観点も踏まえた感染拡大防止策を講じる必要がある。

また現在、国内各地においても患者発生等が報告され、全国的な感染拡大が懸念されることから、国として感染拡大防止に向けた対策を強化することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 梅毒について、急激な患者増加の要因究明のための疫学研究等を推進するとともに、感染が急増している女性若年層を中心に幅広い年齢層に向けた普及啓発を強化すること。

また、自治体を実施する性感染症の予防等の啓発・検査体制の拡充、医療従事者への情報提供や研修機会の提供等、感染拡大防止のための取組に対する支援を充実させること。

- (2) エムボックスについて、重症度や感染力等に関する知見を早急に収集・分析の上、感染やまん延の防止に向けた普及啓発・注意喚起、治療薬の開発支援・早期承認、対応可能な医療機関の拡充など、拡大防止に向けた取組を早急に実施すること。

さらに、自治体が実施する予防等の啓発、検査体制の拡充、医療従事者への情報提供や研修機会の提供など、感染拡大防止のための取組に対する支援を行うこと。

4 予防接種施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

感染症の拡大を防止するため、予防接種対策をより一層充実するとともに、継続的・安定的な制度を構築すること。

<現状・課題>

高齢者、乳幼児等の健康と生命を守るためには、予防接種による感染症予防策の一層の充実が重要である。

国は、広く接種を推進することが望ましいとするワクチンのうち6つの感染症に係るワクチンを定期接種に追加したが、おたふくかぜワクチンや帯状疱疹ウイルスワクチン等は、引き続き、課題等の整理・検討を行うこととされており、具体的な導入の見通し等は示されていない。

定期接種を円滑に実施するためには、ワクチンの追加等に関して具体的な年度目標等を示すなど、中長期的な展望を明らかにした上で導入を進めるとともに、供給の安定化についても対策を講じる必要がある。また、予防接種による健康被害への不安や、有効性・安全性に関する情報提供を求める声もあり、これらに適切に対処し、国民の理解を求めていく必要がある。

風しんについては、国は、「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、令和2年度までに国内からの風しんの排除を達成することを目標に掲げ、抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種等を推進してきたが、現在も目標は達成されておらず、また、小児への定期接種についても接種率の低下が見られることから、引き続き、総合的な対策を進めていく必要がある。

高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化後、経過措置が令和5年度で終了となるが、長期にわたり療養を必要とする病気にかかっていた等の特別の事情により予防接種を受けることができなかった方もおり、令和6年度以降の方針を早期に示すことが必要である。

子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチンの接種については、令和4年度から積極的勧奨が再開され、積極的勧奨の差控え期間中に接種機会を逃した対象者については、3年間はキャッチアップ接種として定期接種の対象とすることとされた。対象者は十代後半から二十代半ばまでと幅広い年代にわたり、学生や社会人など、それぞれの方の生活環境も多様なことから、本来の接種対象である中学生や高校生と比べて、接種が進まない可能性がある。加えて、新たに9価ワクチンが定期接種で使用可能となり、接種回数も一部変更されるなど、制度が大きく変化することを踏まえ、引き続き十分な情報提供が必要である。

また、HPVワクチンの接種については、男性のがん予防にも効果があるとされており、米国や英国等では男女ともに公的接種の対象となっていること等から、

我が国においても、現在女性のみとされている対象者を男性にも拡大することの是非について迅速に検討を進めていくことが必要である。

定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合の再接種については、国においてその取扱いの検討が行われているが、現行制度下では任意接種の扱いとなるため、被接種者の費用負担が大きく、その軽減のために自治体が独自に助成事業を行っている現状がある。

令和4年12月に、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ予防接種法の改正が行われ、接種類型や予防接種事務のデジタル化等についての規定が整備された。これを受け、令和5年度に予定されている予防接種基本計画の見直しに際しては、自治体の意見を踏まえながら、現場の実情に合った内容とすることが重要である。

< 具体的な要求内容 >

- (1) 定期接種ワクチンの追加に関する具体的な年度目標等の中長期的な展望を早期に提示するとともに、予防接種の意義やリスク等について、国民等への十分な情報提供を行っていくこと。

特に、おたふくかぜワクチンや帯状疱疹ウイルスワクチン等の定期接種化に向けた検討を加速させるとともに、地方自治体が独自に帯状疱疹ウイルスワクチン等の任意接種を実施する場合の経費について財政支援を行うこと。独自に疾病負荷等を考慮しそれらのワクチン接種を行う場合の経費について財政支援を行うこと。

また、予防接種・ワクチン分科会において、感染症の発生状況、ワクチンの開発状況、予防接種の有効性・安全性に関する知見の集積等の状況を踏まえ、既存の対象疾患・ワクチンも含めた予防接種制度全般に関する検証を継続的に行っていくこと。

- (2) 新型コロナワクチンの接種について、感染状況や国民の抗体保有状況等を十分に勘案し、令和6年度以降に係る予防接種法上の位置づけや、接種時期、対象者等の接種方針を早期に示した上で、必要な財源措置を行うこと。併せて、大規模接種会場の設置や職域接種の実施など大都市での迅速な接種を可能とした新型コロナウイルス感染症における対応を十分に検証した上で、地方自治体等の意見も聞きながら、新たな感染症の拡大時等における接種のあり方等について整理を行うこと。

- (3) 定期接種の円滑な実施に向けて、以下の点に十分に配慮すること。

- ① 継続的・安定的に定期接種が行えるよう、国の責任において実施に必要な財源を確保すること。
- ② ワクチンの安定供給対策を十分に講じるとともに、価格抑制のための取組を行うこと。
- ③ 被接種者の負担軽減や接種スケジュールの緊密化の緩和等のため、混合ワクチンの開発を促進すること。
- ④ ワクチンの有効性や安全性を十分に検証した上で、国民に分かりやすく情報提供を行うこと。

特に、HPVワクチンについては、ワクチンの安全性や副反応発生時の支援体制とともに、キャッチアップ接種の具体的な内容等について、対象

者の多様な属性を考慮した普及啓発を行うなど、国民や医療機関に対し引き続き十分な情報提供を行うこと。さらに、定期接種対象者の男性への拡大についても、迅速に検討を進めること。

また、国民が安心して予防接種が受けられるよう、接種後に重い副反応が生じた場合に適切な医療を受けられる体制や、被接種者等からの相談に適切に応じる体制を整備すること。

複数ワクチンの同時接種や事故防止等については、国の考え方を示し、予防接種が安全かつ統一的な方法で実施されるよう、適切に情報提供を行うこと。

- ⑤ 予防接種の重要性や予防接種制度が担う役割等について、特に、令和3年度に全国的に接種率が低下した麻疹風しんの小児への定期接種を中心に、広く国民の理解を得るための普及啓発を強化すること。
 - ⑥ 制度変更等に際しては、住民や地域の関係者への周知や、実施主体である地方自治体の準備期間等に十分に配慮し、早期の情報提供を行うこと。また、高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンについては、令和6年度以降定期接種を受けていない高齢者に対する接種機会を継続して確保すること。
- (4) 「風しんに関する特定感染症予防指針」において目標とされた、先天性風しん症候群の発生防止や国内からの風しん排除の達成に向けた工程を定め、以下の対策を講じること。
- ① 最優先の課題である先天性風しん症候群の発生防止のため、妊娠希望女性等への抗体検査及び予防接種を推進するための継続的な財政措置を講じること。
 - ② 風しん排除に向けて、抗体保有率の低い世代の男性を対象とした追加的対策の目標達成（抗体保有率90%）のために、普及啓発や期間の延長に加え、迅速抗体検査キットの検査精度を高め、抗体検査からワクチン接種まで続けて行えるようにする等、実効性のある方策を示すこと。
職場における予防対策の推進等を行う地方自治体に対する財源支援など、抗体保有率向上のための必要な措置を講じること。
 - ③ 風しん予防の重要性について、予防接種の勧奨や職場等における感染予防などを含め、広く国民への普及啓発を進めること。
- (5) 定期接種後に造血幹細胞移植や抗がん剤治療などの医療行為により免疫が消失・低下した場合の再接種の扱いについて、定期接種化について検討を進めるとともに、免疫が消失・低下した者に対する助成事業を実施する自治体への財政支援を行うこと。
- (6) 令和5年度に予定されている予防接種基本計画の見直しについて、新型コロナウイルス対策での経験も踏まえつつ、自治体の意見を踏まえながら検討を進め、現場の実状に合った内容とすること。

5 危険ドラッグ対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 各自治体における試験検査体制の整備を支援すること。
- (2) インターネットによる取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組を支援し、効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう水際対策の徹底を図ること。
- (4) 各自治体における啓発活動の一層の推進に向け、必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

危険ドラッグについては、インターネット上で新たな未規制薬物が次々と流通しているなど、社会問題となっている。

都では、迅速な検査・分析により化学構造を特定して未規制薬物を早期に発見し、生体への影響を評価した上で、速やかに知事指定薬物に指定し、その後、国へ情報の提供を行い、全国的な規制へとつなげているが、いまだ麻薬や指定薬物等の化学構造の一部を変えた新たな製品が次々と出現しており、国と地方自治体が協力して迅速な規制を行う体制が必要である。

また、関係機関と連携した取締りの強化などにより、現在、都内の危険ドラッグ販売の店舗数はゼロになったが、インターネットによる取引は、海外のサーバ利用、暗号化アプリの使用、会員制サイトでないと購入できないなど、手口の巧妙化や国外の機関との協力が必要な事例も見られるようになっており、インターネット上の流通実態の把握など、国内外を含めた監視体制の強化が必要である。

海外からの流入品を中心に未規制薬物の流通・摘発は依然として続いており、平成27年4月に改正関税法が施行され指定薬物の輸入が禁止されたものの、原料の段階で輸入されるなど個人輸入対策を含め徹底した水際対策が必要である。

一方、地域から危険ドラッグの乱用の根絶を図るためには、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用して、広報啓発活動を徹底するとともに、青少年による危険ドラッグの乱用の防止に向け、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国とともに地方自治体が協力して全国的に迅速な検査を行える体制整備を図るため、試験検査体制の整備に必要な、研修等の技術的支援及び財政的支援を行うこと。

- (2) インターネットによる危険ドラッグの取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組に対し技術的、財政的支援を行い、連携して効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう、個人輸入に対する検査命令の実施等の対策を含め、水際対策の徹底を図ること。
- (4) 都道府県等が行う広域的な広報啓発や、区市町村単位での薬物乱用防止活動を継続的に行えるよう、地方自治体が行う取組に対する財政支援や啓発資材の提供を行うこと。

1 2 緊急被ばく医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

実効性のある「緊急被ばく医療体制」を構築すること。

<現状・課題>

国は、原子力災害や放射線事故等に対応するため、原子力施設の所在又は隣接する24道府県において「緊急被ばく医療体制」を構築するとともに、当該道府県に対し必要な診療資器材の整備等に要する費用として原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付している。

しかし、福島第一原子力発電所の事故では、国が想定した範囲を超えて放射性物質が飛散し、住民も広域的に避難する事態となった。このため、被ばく医療に関する診療体制が構築されていない地域の医療機関においては、必要な診療資器材等が不十分であり、避難者等への円滑な対応が難しい場合があった。

<具体的要求内容>

国の責任において「緊急被ばく医療体制」の見直しを行うとともに、全都道府県に必要な診療資器材を整備すること。